

# 北東アジア地域研究

Journal of Northeast Asian Studies

(旧・環日本海研究)

【特集 北東アジア学会初代会長 渋谷武先生を悼んで】

- 渋谷武初代会長と北東アジア研究 ..... 多賀 秀敏 1
- 「他者肯定・自者肯定」理論に基づく「協生」の哲学について  
—渋谷武先生のご逝去に寄せて— ..... 若月 章 5
- 中国朝鮮族のトランスナショナルな移動と生活  
—渋谷武先生追悼に寄せて— ..... 宮島 美花 16
- 「協生」から考えるドナウサブリージョンの現状と EGTC  
—渋谷武先生のご逝去に寄せて— ..... 柑本 英雄 29
- 【論文】
- 韓国農民団体による政治運動の性格およびその影響力  
—GATT ウルグアイ・ラウンド国内対策への対応を事例として— ..... 縄倉 晶雄 40
- 【書評】
- 大西 広編著『中成長を模索する中国』 ..... 服部 健治 55
- 唱 新著『AIIB の発足と ASEAN 経済共同体』 ..... 西川 博史 61
- 金早雪著『韓国・社会保障形成の政治経済学—国家と国民生活の変革』 ..... 松江 暁子 67

# 目 次

---

## 〔特集 北東アジア学会初代会長 渋谷武先生を悼んで〕

渋谷武初代会長と北東アジア研究

多賀 秀敏…………… 1

「他者肯定・自者肯定」理論に基づく「協生」の哲学について

—渋谷武先生のご逝去に寄せて—

若月 章…………… 5

中国朝鮮族のトランスナショナルな移動と生活

—渋谷武先生追悼に寄せて—

宮島 美花…………… 16

「協生」から考えるドナウサブリージョンの現状と EGTC

—渋谷武先生のご逝去に寄せて—

柑本 英雄…………… 29

## 〔論文〕

韓国農民団体による政治運動の性格およびその影響力

—GATT ウルグアイ・ラウンド国内対策への対応を事例として—

縄倉 晶雄…………… 40

## 〔書 評〕

大西 広編著『中成長を模索する中国—「新常态」への政治と経済の揺らぎ』

服部 健治…………… 55

唱 新著『AIIB の発足と ASEAN 経済共同体』

西川 博史…………… 61

金早雪著『韓国・社会保障形成の政治経済学—国家と国民生活の変革』

松江 暁子…………… 67

---

第 22 回学術研究大会プログラム .....	72
-------------------------	----

---

北東アジア学会会則 .....	75
『北東アジア地域研究』編集要綱 .....	78
『北東アジア地域研究』投稿規定および執筆要領 .....	79
バックナンバーのご紹介 .....	83
役員・理事会 / 事務局 / 編集委員会 .....	84
編集後記 .....	85

## 特集 北東アジア学会初代会長 渋谷武先生を悼んで

### 渋谷武初代会長と北東アジア研究

多 賀 秀 敏 (早稲田大学)

#### はじめに

日本海圏構想の提唱者のひとりとされる渋谷武先生が、2016年11月26日に、91歳で、幽明界を異にされた。本学会の創設者の一人であり、初代会長である。以下に簡単に渋谷先生の履歴と本学会に深く関連する日本海圏構想の主張とを振り返ってみよう。

#### 1. 新潟を拠点に

渋谷先生は、1925年5月27日長野市生まれである。小学校5年生の夏、お父上の新潟転勤を機に、新潟市の浜浦小学校に転校された。爾来、新潟をご自身の拠点と考えられたようである。

新潟中学時代は、成績も抜群だったようで、北大の教授となった同級生が次のように書き残している。「・・・二学期からあとはずっと渋谷武という、新潟大学の政治学の先生になり、地元では大変有名な人ですが、この渋谷君が、すごい勉強家だね。一年生の二学期から三年生の終わるあたりまで、ずっと一番を通しました。人柄もいい人で、まだ健在です(なお渋谷君の近著としては『葉葉協生論』(文芸社、2008年)があります)。…」(山田ほか、2015、pp.22-23)。

中学5年卒業後、旧制新潟高校文科甲類に入学される。高校在学中の1944年5月に徴兵検査の年齢が1年繰り下げられた。徴兵官は、新発

田第16連隊入隊を宣告したが、ご自身の意志から海軍第2期飛行専修予備生徒に応募し、8月、三重海軍航空隊偵察分隊に配属された。

この間、横須賀の通信学校で暗号解読の訓練を受け、藤枝航空隊に配属され、さらに東海空司令部転属となる。1945年8月16日、明治航空隊に配置替えになり実施部隊に配属となった。敗戦直後まで1年4ヶ月間、海軍航空隊で過ごし退隊したが、高等学校は2年で卒業となり大学(法学部)へ籍が移っていた。1948年3月東京大学法学部を卒業した。

卒業後すぐに1948年4月、新潟第一師範学校講師に任命され、日本国憲法・社会科(政治)を教授することになる。当時学制改革が日程に上っており、大学へ移行する前に1年間文部省派遣の内地研究として東大の堀豊彦先生のもとで、さらに、もう1年間国立国会図書館でラスキ研究に励んだ。

1949年(昭和24年)5月31日、学制改革に伴い、新制の新潟大学が発足する。新潟医科大学・新潟高等学校・新潟第一師範学校・新潟第二師範学校・新潟青年師範学校・県立農林専門学校・長岡工業専門学校の7校を基に、人文学部・教育学部・理学部・医学部・工学部・農学部の6学部と教養部が設置された。渋谷先生は、人文学部助手、講師、助教授、教養部教授を経て法学部教授を歴任した。

1991年3月に新潟大学を退官し、同年4月に

新潟薬科大学教授に就任した。1994年3月に新潟薬科大学を退職。1993年4月から2001年3月まで新潟産業大学で非常勤講師をつとめた。新潟大学名誉教授、新潟薬科大学名誉教授、中国黒龍江省社会科学院名誉教授、日本政治学会・日本平和学会・環日本海学会（北東アジア学会）各会員であった。

## 2. 環日本海圏構想

渋谷先生はよく筆者に「新潟は日本の臍（へそ）である」と述べられた。これは単純に地理的に新潟が日本列島の中央にあるという認識が基本にあるが、臍ということは、日本海側が表で太平洋側が背であるという発想にほかならない。太平洋側に開いている東京ではなく、ロシア、中国、朝鮮半島に向き合っている新潟を表としたのである。

この発想はやがて環日本海構想にその中心概念として引き継がれる。「アジア、シベリアから太平洋に流れていく水の流れを追った日本海圏構想を実現し、日本海を交流と平和の海にしよう」という提言にほかならない（『日報抄』『新潟日報』2016年12月16日1面、「渋谷武氏が死去 新潟大名誉教授 日本海の平和希求」『新潟日報』2016年12月1日35面）。渋谷先生の日本海圏構想は、世に声高に叫ばれた日本・韓国の資本・先進技術と、北朝鮮・中国の豊富で安価な労働力と、ロシア-シベリアの豊かな資源とのいわゆる三結合による経済的開発・発展を主張するものではない。

むしろ物的成果の見えにくい文化・学術・人物交流を中心とする相互理解・相互信頼に基づいた協生の世界実現を追求するものであった（渋谷、2008、pp.66-68）。そこでは、異なる社会的属性を有する人びとが単に共生（共存）するのみではなく、社会の基本的な人間関係において協生（自我に目覚め、自然も含めて他者との肯定的関係を築くこと）することこそが求められる。新潟県は

姉妹省の黒竜江省から留学生を県費で受け入れている。言行一致の実践家でもある渋谷先生は、県費留学生と同じ条件で、費用をすべて私費でまかなって、毎年一名ずつ留学生を受け入れ続けた。中国黒竜江省日本処図書館には、先生が贈った日本学や政治学の図書を中心とする「渋谷文庫」が設置されている。

この構想提言のもとで日本海圏という具体的な地域が適例のひとつとして言及された。これを見ると EU や ASEAN のように主権国家の集合で新たな国際地域を設置するのではない。複数の国家の地方どうしが結びついてひとつの国際地域を形成する。この点は、もし例示の通りに実現されれば、主権国家からなる国際社会にあっては、存在自体がユニークとなろう。また、陸上で接し合う地域が近接性や社会的属性の近似性から国境を跨いでひとまとまりになるのではなく、地域間で同一の水（日本海）を共有することが、地域形成の基礎となっている点が目新しい。日本海圏が成功すれば、東アジアには、環黄海圏、兩岸交流圏（台湾-福建）、Greater Hong Kong、ASEAN と水を共有する緩やかに連続した一大地域が登場することにもなる。

日本海は、とくに冷戦期をピークに、国家が顔をのぞかせると、緊張の海と称され、国家レベルでのこの地域の国際関係には敵対性しか存在しなかったといっても過言ではない。視点を変えて地



図1. 薄いグレーの部分環日本海地域

出典:「環日本海」フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』(2011/12/03 09:34 UTC 版)

域が主体になることで、国家間関係で示される敵対の壁に穴があくことがはじめて想像しうる。

### 3. 自者肯定・他者肯定

協生に至る渋谷理論の前提として、自者と他者との認識について議論がなされる。出発点は、自者・他者をそれぞれ肯定するか否定するかという一見単純な分類である（図2）。

他者 \ 自者	肯定 +	否定 -
肯定 +	隷属 -+	協寛 生容 ++
否定 -	破壊 --	支配 +-

図2. 自者・他者の認識

出典：渋谷、2008、p.111。

協生は、自者肯定・他者肯定のもとで展開される。自者肯定・他者否定と自者否定・他者肯定との組み合わせが支配と隷属の関係で、国際社会に展開すれば、第三世界に対する収奪の構造などをもちたす。しかも時として、この組み合わせは、

組み合わせの安定性から「共生」（共存）という隠れ蓑をまとうことすらある。戦時中の特攻や現代の自爆テロは、自者否定・他者否定にほかならない。

### 3. デモクラシー

上に示した図で、自者否定・他者肯定と自者肯定・他者否定とは、[X 服従、Y 支配]、[X 支配、Y 服従]としなくとも、この二つの象限をひとつにまとめて、下の図のように[支配—服従]と表現しうるという（渋谷、2008、p.110）。

ここでは、二つの象限をまとめて支配服従関係とすると同時に、協生・寛容の象限の名称を「デモクラシー」とした。その上で、図のようにデモクラシーに近づけば近づくほど支配・服従は希薄となり、暴力的破壊は減少して行くとしている。自者肯定・他者肯定は、知的エネルギーの高度に高められた状態であり、人間がプラスの知的エネルギーの高度な緊張にたえないとすれば、デモクラシーは、人類にとっての到達目標で、マイナスの知的エネルギーが均衡を破って増加すれば、支配・隷属関係から暴動・破壊へと通じるとみる。「もし神々からなる人民があれば、その人民は民主政をとるであろう。これほど完全な政府は人間には適しない」というルソーの『社会契約論』の一節を引用し、これをプラスの知的エネルギーの高度の緊張に人間がたえるか否かを考察したもので

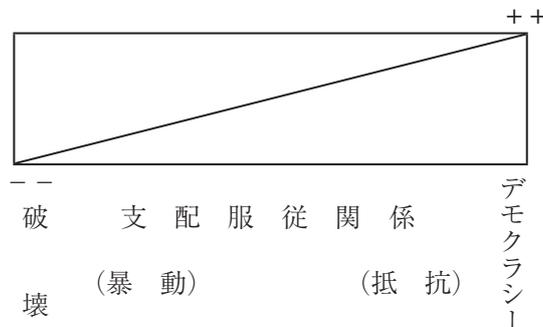


図3. 支配服従関係

出典：「第6表 近代デモクラシーの本質 (I) - 3」渋谷武・片岡寛光編集『図解政治学（図解教養科目シリーズ1）』（立花書房、1981年、18-19頁）。

あるという解釈を示した。

ひるがえって、近代デモクラシーの第一前提とされる「理性的人間は、なによりも人間としての自者肯定を徹底し、人間としての他者のみならず、環境としての他者も徹底的に肯定することによって、たえず、自己能力の開発を続ける存在であり、その知的エネルギーの高まりの中に寛容を基礎に持つ者である（下線筆者）」とした（渋谷ほか、1981、p19）。ここにこそ日本海圏構想の真の基礎が示されたといっても過言ではあるまい。

## おわりに

このように渋谷理論における日本海圏は、たまさか冷戦が終焉しつつある世界で新たな経済発展を追求する動きの中で軽々に提唱されたものではない。むしろ、政治学者としての理想である自者肯定・他者肯定に基づく協生の世界実現の場として選ばれたといってもよいだろう。それが近代デモクラシーの検討にまで至った点が、北東アジアの持つ地域性の貴重さが示唆されているともいえよう。

渋谷先生の著作には、『ラスキの政治理論』（弘文堂〈アテネ新書〉、1961年）、渋谷武・片岡寛光編集『図解政治学（図解教養科目シリーズ1）』（立花書房、1981年）、『アメリカの心 中国の心 私の心』（中村書店、1982年）、『‘きょうせい’ 変化考覚書』（2002年）、『葉葉協生論』（文芸社、2008年）、「9章 協生の哲学—他者肯定・自者肯定の政治」多賀秀敏編『国境を越える実験 環日本海の構想』（有信堂高文社、1992年）所収など多数ある。ここでは、日本海圏構想の骨子を略述するために、もっぱら『葉葉協生論』に基づいて執筆した。同書は、単なる学問的研究成果だけではなく、政治学者としての渋谷先生の社会的主張がもっとも凝縮して示された著作とみられるからである。

## 参考文献

- 山田卓生・小川浩三・山田八千子・内田貴編、2015年、『あ  
る比較法学者の歩いた道 五十嵐清先生に聞く』、信山  
社。  
渋谷武、2008年、『葉葉協生論』、文芸社。  
渋谷武・片岡寛光編、1981年、『図解政治学（図解教養科  
目シリーズ1）』、立花書房。

## 「他者肯定・自者肯定」理論に基づく「協生」の哲学について

－ 渋谷武先生のご逝去に寄せて －

若 月 章（新潟県立大学）

### はじめに

環日本海学会（現・北東アジア学会）の初代会長（1994年11月～1996年10月）を務められた渋谷武北東アジア学会名誉会員（新潟大学名誉教授）が昨年2016年11月26日に逝去された。享年91歳であった。謹んで渋谷武先生のご冥福をお祈りしたい。先生の葬儀は、同月29日に故人の生前からの希望意思に従い、密葬による通夜式が営まれ、翌30日早朝、近親者のみによる本葬・告別式が挙行された。私事で恐縮であるが、29日は2年前に亡くなった筆者の母の月命日に当たり、同日は勤務校の今年度後期授業の年間授業回数調整のため、本来の担当曜日の授業が休講とされていたため、父を連れて墓参りに出かけたのであるが、日頃からの無聊をかこっていたため、なぜか不意に思い立ち渋谷先生が入居されている介護施設で久しぶりに面会したい衝動にかられ、新潟市内のその施設を訪れた。その際、筆者自身、初めて施設のスタッフより、密葬による通夜式が夕方執り行われる旨を知らされた次第である。通夜の会場に筆者から無理を承知で療養施設の対応者からつないでもらったのであるがその際、筆者の携帯の電話口に出てくださったのは翌日会葬式にもご参列された第4代会長会長の多賀秀敏先生（早稲田大学教授）であった。多賀先生が筆者の思いをご親族の方々に働きかけてくださり、幸い本葬にも参列させていただけることの下承を親

族代表の喪主様よりいただくことができなかった。多賀先生のご厚意にここに感謝する次第である。困みに公的な場での発表は地元紙を通じて、12月1日付紙面だったことを付記したい。今振り返れば、筆者にとっては公私ともに一方ならぬお世話になった渋谷先生の生前の思い出に浸る間もなく慌ただしく過ぎていった2日間であった。

ここで筆者自身と渋谷先生との関係について予めこの書面を借りて若干触れておきたい。実は筆者自身新潟の出身ではあるものの新潟大学の卒業者ではないが、当時在籍していた大学院の指導教授が国際関係論の集中講義を新潟大学法学部でこれまで数年担当され、政治学者の渋谷先生を中心に日本海地域を巡る国際的視点から検討を試みる研究会を新潟大学の学内に学部横断型の研究会組織として1988年に発足させ、意欲的な研究活動が定期的に行われていることを恩師より教えられた。その直後、国際関係論の専任教官として早稲田大学から新潟大学に赴任された方が当時、国際関係論や平和研究分野で活躍されていた新進気鋭の研究者であった多賀秀敏先生であった。その研究会の名称が「新潟大学環日本海研究会」であった。北陸地域の金沢大学を中心とする環日本海国際学術交流協会とともに、後に環日本海学会の設立の中心的役割を果たした研究会組織である。同研究会は渋谷先生を中心に多賀先生以下、多様な専門分野の学内所属の研究陣が意欲的に研究会を積み重ね、学外はもとより国内外での学術研究交

流を開かれた形で運営し、活発な意見交換が行われていたことはとても印象的であった。指導教授より仲介の労を取っていただき、その研究アリーナに臆面もなく筆者は押し掛けた。渋谷先生との直接の出会いもそんな時期であったと記憶する。筆者曰く、まるで当時から一世を風靡していたく「京都学派」ならぬ「新潟学派」とでもいうべき雰囲気を研究会は漂わせていた。筆者自身もちろん研究報告や同研究会をベースとする文科省の科研費研究活動にも誘っていただき、研究会を通じて東北アジアを中心とする国内外の研究者との出会いや貴重な意見交換の場にも立ち会うことができたのも多賀先生とともに偏に渋谷武先生のおかげであったといっても過言ではない。両先生のご厚恩には今でも感謝の念で一杯である。

渋谷武先生は研究会を通じて、来たるべき21世紀に20世紀の遺産（後遺症）をただ漫然と引きずって行くことは許されないとし、私たちが「環日本海交流圏」「環日本海文化圏」の構想を提起するとき残り少なくなった20世紀の総括を通して新しい21世紀が次世代の市民にとって希望に満ちた平和と繁栄の世紀となる道筋を構想することが当面の目標ではないか、と重厚な語り口で繰り返し語られた。その際にしばしば引き合いに出されたキー・ワードが「他者肯定・自者肯定」の論理であった。その思考は将来「協生」の平和哲学や、歴史認識の集大成としての「環日本海地域交流システム・モデル」の構想に結実する。

筆者が冒頭で述べた通り、渋谷先生との出会いは環日本海地域研究に関心を示してからのことであり、先生の研究の原点である政治学・政治理論分野での研究の警咳に接したのはかなり後になってからである。日本政治学会では政治的多元主義理論の泰斗であるハロルド・ラスキの政治理論を精緻に研究されていることも後に知り、更に政治の基礎理論研究の成果の延長線上に「他者肯定・自者肯定」論や「協生」の哲学の構築へと確かな形で研究成果をつないでおられることも知るに

至った。

以下に渋谷武先生の略歴を整理した後、渋谷理論の概略を紹介しながら、研究の業績に触れ、学会での功績とともに本学会の対象とする北東アジア地域の今後の課題についても総括したい。

## 1. 略歴

渋谷武先生は大正14年（1925年）生まれで長野市のご出身。その後現在の新潟県上越市に転居された後、昭和13年（1938年）に新潟県立新潟中学校に入学、昭和18年（1943年）3月卒業と同時に翌月旧制新潟高等学校文科に入学されている。在籍中の翌年、休学をし、海軍第2期飛行専修予備学徒として三重海軍航空隊に入隊、終戦を愛知県内で迎えられている。先生は終戦直後の虚脱感や社会の混乱、また何より国家の命令に従い、国家を守るために戦場で散っていった幾多の友人の姿を思いながら、国家の在り方や平和確立の条件について、自身にとって何ができるかを次第に自問自答するようになったという。その経験は戦後の渋谷先生の選択した人生や思想形成に多大な影響を与えている。渋谷先生のご著書によれば海軍在籍中の昭和20年（1945年）3月に旧制新潟高等学校文科を2年で卒業するとともに、4月には東京帝国大学法学部政治学科への入学となっており、同年9月に復学されているが復員先は大学であったことが著書の中で語られている。

終戦直後の東大法学部の学部長には南原繁氏を擁し、その他復員されたばかりの丸山真男氏、蟬山政道氏、矢部貞治氏など政治学の錚々たるメンバーから先生は政治学の薫陶を受けている。因みに、渋谷先生はそのいずれの研究者も新潟県長岡市出身の日本初の政治学者として著名な小野塚喜平次の弟子であられることをしばしば筆者に語ってくれたことを今でも記憶している。その後C・J・フリードリッヒ、R・M・マッキーヴァー、I・

カントなどから欧米近代政治や哲学の基本図書の読書にいそしんだと渋谷先生は複数の著書で書き記している。その後の渋谷理論の基礎となる政治現象の考察に当たる際の〈自者 (Autos)〉と〈他者 (Heteros)〉の関係性についてはフリードリッヒから、国家も含む集団の類型化ではマッキーヴァーから、更に平和の考察についてはカントの視点が底流にあると思われる。では、渋谷先生が研究に取り組んだ H・J・ラスキについてはいかなる出会いがあったのか。以下に触れたい。

渋谷先生は東京大学法学部政治学科を昭和 23 年 (1948 年) 3 月に卒業し、新潟第一師範学校で日本国憲法と政治学の授業を担当する講師の職を得られている。以後、先生の高教育機関での本格的な研究教育が始まるのであるが、実はラスキの著作との出会いは戦時中の官立新潟高等学校在学中に同校図書館で既に接していたということであった。その著作とはラスキの代表作の一つである『A Grammar of Politics』(1925 年)の初版本であり、同書を手にし、国際連盟と権利の体系に関する叙述に触れるとともに、何より渋谷先生が生まれた年に同書がまとめられていたことも知り、ラスキの政治学理論に強く惹かれていったと述べておられる。昭和 26 年 (1951 年) 3 月新潟大学人文学部助手となり、その後新潟大学教養部長、新潟大学法学部長、大学院法学研究科長を歴任され、平成 3 年 (1991 年) 3 月新潟大学法学部教授を退官、新潟大学名誉教授とされた。学会活動では日本政治学会及び日本平和学会会員であり、日本政治学会では理事も務められたが、何より本学会との関連では 1980 年代後半からの環日本海研究の組織化と 1994 年設立の「環日本海学会」(現北東アジア学会)の創設に至っては多大なご尽力をされ、初代会長も務められ日本海対岸各国・諸地域との学術交流にも心血を注がれたことは会員等しく知るところであろう。研究者としてはラスキの政治理論研究の他、「日本海を平和と交流の海にしましょう」と唱え、内外

の研究者と政治、経済、歴史、文化、自然環境などの視点から研究を深められた。

その活躍は大学をベースとする教育研究活動に収まらず、国際交流にも奔走された。その面では実践家としての側面も触れなければならない。例えば、当時ようやく改革開放に動き出した中国であったが、今だ中国国内の大学をはじめとする高等教育機関は教材や研究活動が余裕をもって行うまでに至らない深刻な内情があった。そこで渋谷先生は私財を投じて中国からの留学生を積極的に新潟大学に受入れ研究指導だけでなく、滞在中の生活面でも支援を惜しまなかった。また中国の大学に学術研究図書を幾たびとなく寄贈された。筆者が当時訪れる機会があった中国東北部の黒竜江大学付属図書館では館内に〈渋谷文庫〉が配置され、同大学の司書から館内の案内と合わせ説明を受けたことを覚えている。駆け出しの頃の筆者の共著書も供えられ、手に触れたことは実に嬉しかった。また日本留学中に渋谷先生にお世話になった同大学の留学生たちの中には現地の教育・行政・経済界の中核として、更に中国国内の地域社会の発展に指導的立場で活躍している人たちも多数に上っている。当時の黒龍江省やハルビン市の外事処の処長が教え子であることに驚いた。

率先垂範という言葉がある。渋谷先生自身、誰よりも日本海周辺諸国との国境や民族の違いも超えて自者も他者も互いに認め合いながら共に生きる「協生」の実践者であったのではなかろうか。渋谷先生を尋ねる人たちには常に感謝・報恩・奉仕の生活信条を忘れず、交流を実践された。研究の足跡を次に辿ってみたい。

## 2. 渋谷武理論

渋谷先生は略歴にある通り、政治理論研究をこころざされているが、とりわけ H・J・ラスキの政治理論研究では学界でも高く評価されてきた研究者である。研究過程の後半に残した環日本海地

域研究における発展的理論の展開の基盤をこの初期の研究作業で形成していったと考えられる。その代表的労作が先生の単著『ラスキの政治理論』弘文堂、1961年であり、論文としては「H・J・ラスキー政治的多元主義の理論」田口富久治・中谷義和編『現代の政治理論家たち－21世紀への知的遺産－』法律文化社、1997年、を挙げておきたい。同書では15名の政治理論家の内、丸山真男以外の14名は欧米の代表的な政治学理論学者を取り挙げているが、渋谷先生はラスキの執筆紹介を担当されている。ラスキはイギリスを代表する政治学者であるが、渋谷先生はとりわけ「イギリス自由主義学説の正統な承継者」として位置付けている。ラスキについては政治学分野では多元的国家論や政治的多元主義を唱道した政治学者の一人として知られている。ラスキの政治学の特徴はイギリスの議会制民主主義に連なる伝統的な自由民主主義（Liberal democracy）を土台とし、さらに社会的不平等や弱者救済に視点を据えた社会民主主義（Social democracy）の視角の重要性を指摘したことにあるとする。但し、渋谷先生は丹念な検討を行いJ・S・ミルなど他の政治社会思想家との比較検証を通じ、ラスキがマルクス主義の理論家と目すことについては同意していない。すなわち、ラスキ自身は純粋に自由民主主義と社会民主主義の時代的連関性を追求し続けた政治家であったと指摘している。とはいえ、イギリス労働党の側で論陣を張ったことだけは確かである。あわせて国家と並列的な社会集団（association）として労働組合の独自の機能に期待している。

また渋谷先生は国家主権の絶対性や最高性に対する批判がラスキの政治的多元主義の理論に投影されているという。ラスキの場合、第1次世界大戦中、彼のグラマースクールでのクラスメートの実に3分の1が戦死した衝撃に直面した時、〈国家〉の社会や市民に対する役割は何かを考えたことが多元的国家論や政治的多元主義理論の背景に

明確にあるとする。渋谷先生の第2次世界大戦の衝撃と重なるように筆者は思いを巡らす。このように国家の絶対化を否定し、多様な目的社会集団の機能も尊重されることにより多元的な価値が社会の隅々にまで深く生まれ、結局は個人の自由も保障されるとともに、むしろ国家の積極的な役割はこの調整機能にある点に渋谷先生は着目されている。すなわち、ラスキの政治学研究の研鑽から1648年に成立したウェストファリア・システムの近代国民国家体制を根本から問い直すことが必要とされるのではないかとラスキ理論から学ばれているように思われる。

多様な価値観の尊重や個人の自由を確立していくためには政治的多元主義に基づく多様な目的社会集団の意義、人間・社会・国家間のいずれの関係も自由とともに互いが寛容な関係を求めていくことが大切だとする。渋谷先生によればラスキは著書の中で、「自由と寛容を抱きしめたい」と語ったという。寛容は他者を肯定すると。

「他者肯定・自者肯定」の渋谷理論の淵源がここにあるように思われる。しかも渋谷先生は「自者肯定・他者肯定」のように、自者肯定を優先する表現を嫌った。

それでは渋谷先生の知的営為たる環日本海地域研究や構想の基盤となった「他者肯定・自者肯定」理論について論じたい。それは渋谷理論が率直に説かれている「協生の哲学－他者肯定・自者肯定の政治－」多賀秀敏編『国境を越える実験－環日本海の構想－』有信堂、1992年、及び「環日本海交流圏の課題」姫田光義編『東アジア・北東アジア－中華世界の内と外なる〈南〉－』大月書店、1999年から紹介したい。

この思想を論じる前に2つの点に言及したい。第1に渋谷理論の構築作業の基礎には、略歴の解説の中で触れた通り、ドイツ出身の政治学者C・J・フリードリッヒの手法があった。因みにアメリカのカーター政権時代に国家安全保障特別補佐官を務め、国際外交戦略家として著名なZ・ブレジン

スキーはフリードリッヒの弟子である。フリードリッヒは全体主義を批判し、法の支配による議会制民主主義の確立を主唱した政治思想の専門家であるが、自者と他者の関係性の上に政治現象や権力の問題を把握する手法が基本にあった。しかし第2に自者・他者関係において近代西欧世界の論理では先ず自己の肯定が前提に立ち、ともするとその傾向から特定の社会環境の下では自己主張と自己防衛が強まり、その結果対立を生じやすく、他者との関係で言えば支配・従属あるいは支配・収奪の関係に陥りやすいのではないかと懸念を容易に抱かせられることである。

そこで渋谷先生はその研究過程と自己研鑽の模索の中で、東アジアの平和に関心を向ける際、西欧の思考行動様式に疑念を抱きつつ、西欧思想のアンチテーゼとしてアジアの行動様式に目を向けようとする。人間の取るべき行動原理や物事の通りを説く時、しばしば例えばチンギスハーンの格言「後から来る旅人のために水を濁してはいけない」や、古代インドの思想の中の「他者の生活領域を侵してはならない」、また中国の成語にある「飲水不忘掘井人」など、更には辺境の民には自分の生活を侵さないものに対しては、暖かく遇するとし、他者を肯定することによって自分の向上をめざす人間行動の原理があることに深い共鳴を寄せられている。そしてそれら国際社会の多くの辺境においてしばしば紛争が生起してきたことにも思いいたさねばならないことも決して忘れてはいけないと先生は語っている。

つまり渋谷理論は「自者肯定・他者肯定」の表現を忌避し、「他者肯定・自者肯定」の表記を旨とするのはそのような理由による。また先生は物事を説明する際にしばしば論理構成をわかりやすく作図される傾向が認められた。筆者も自宅にお邪魔した際も、近くに白紙の用紙があれば素早く机に乗せ、説明されたことを覚えている。もちろん間違ってもその図は「机上の空論」などではなかった。説明を施す際、理性的・合理的に考え

ていこうとする真摯な姿勢からであったように思われる。聞き手側の理解度を高めようとする姿に筆者は胸を打たれたこともしばしあった。それでは「他者・自者肯定」の思想のマトリックスとは何か。

図I <「他者肯定・自者肯定」のマトリックス>

	自者	否定	肯定
他者		-	+
肯定		隷属	寛容 協生
+		0	++
否定		破壊	支配
-		--	0

出所) 多賀秀敏編『国境を越える実験-環日本海の構想-』(環日本海叢書1) 有信堂、1992年、199頁。

XY軸を利用した図1のようなマトリックスの図解が作成できる。この「自者・他者」-「肯定(プラス)・否定(マイナス)」をXY軸に当てはめる。この自者・他者の間に肯定・否定の関係を表にすると4通りのパターンが成立すると渋谷先生は説く。例えば領域主権国民国家を前提としたウェストファリア体制の下では「自者肯定・他者否定」、「自者否定・他者肯定」、「自者否定・他者否定」の3つの枠が伝統的な政治理論・政治学が主に直面した現実の政治事象であった事実を渋谷理論は設定する。蛇足として言及するが、これらの関係性は人間・社会・国家・国際社会の関係においても等しく適応できることが推察されよう。支配・隷属(服従)の関係は「自者肯定・他者否定」「自者否定・他者肯定」の組み合わせで捉えられ、この不均衡関係はいずれ対抗行為となって表出され破壊を迎えてしまう。すなわち「自者否定・他者否定」となって悲劇的な結末を迎えてしまう。過去においてどれほど国際社会が経験したことだろうか渋谷先生は嘆息するかのようである。ともあれ私たちにとっての最良の選択肢は「他

者肯定・自者肯定」の環境を醸成することが不可欠であると説く。これが〈協生・寛容〉の関係である。因みに渋谷理論の〈寛容〉の概念は他者によって自者が生かされていることを自覚し、相互に他者に対する貢献に邁進することが肝要であるとの考え方でもある。この他者肯定・自者肯定の観念をあらゆる社会の構築の礎にしなければならないとする。渋谷武先生によれば「協生」とは(Live and let live)「ひとによって生かされ、ひとのために生きる」行動原理として認識される。

渋谷先生が進化させてきた論理過程は歴史的事実に対する謙虚な認識と反省の上に立つことが乏しかった戦後の日本の歩みと表裏で重なる。また近代国家の持つ排他性、独善的囲い込みの思想・理論は20世紀において幾多の悲劇的な戦争という破局を生みだしてきたばかりか、21世紀に入っても改善の傾向は残念ながら見られない。

こうした「他者肯定・自者肯定」理論の集大成がいわゆる「協生」の哲学であり、実践としての環日本海交流論・環日本海文化論に結実する。その際、渋谷先生はここに〈経済〉の語彙の使用を好まなかった。その理由は単に経済学者ではなかったからではない。渋谷先生によれば「経済活動が、資本、原料、労働を基軸に展開される人間に有用な財の生産、消費活動を中心に展開するものであるかぎり、そこには選別、『収奪・排除』、廃棄の行動が存在する」と喝破する。こうした見方の正否については会員各位の所見にここではゆだねたい。また「日本海」の表現にも一定の拘泥を示した。もとより日本海の名称についてはとりわけ日韓併合以来の歴史的事実の中の今だ充分癒えるまでに至らない朝鮮半島の人々の感情と深くかかわっていることこそ問題であるとし、理性的解決の方途が導き出されることを心から願っている。渋谷先生は何より〈日本海〉の名称に固着しているのではなく、むしろ〈海域〉そのものの認識の共有の育みを大切にしていきたいからに他ならない。海は生命の「故郷」と論文の

中で先生は指摘した。歴史的な観点からすれば、西欧近代国家の成立以来、陸域のほぼすべての土地は排他的な主権国家の領有宣言行為によって、無主の土地はほぼ存在しない。しかし海域には排他的経済水域が次第に認識され始めてきているとはいえ、どの国家もその所有権、領有権を主張しえない〈公海〉と呼ばれる共有水域が残されている。日本海は典型的な半閉鎖海域であり、集水域(Catchment sea area)である。日本海(海)の共有空間として、海洋資源、水産資源の保護と海洋そのものの保全管理に域内各国地域が協働で当たらなければ、持続的な発展が容易には築かれない。広域的な環日本海地域にみられる島の領有問題は未解決のまま今日まで引き継がれたままである。

いずれにしても渋谷先生は他者の生活を侵食することなく、他者も共に相互理解を深めながら、協力して国際社会環境を維持・発展させ、その報恩の上で多様な文化を切り開いてゆく論理の構築を〈環日本海地域〉の課題の克服から導きだされねばならないことを共感を寄せる仲間と共に実践した。渋谷先生の認識によれば、「アジア・太平洋の世紀」には「中心-周辺理論」の構図がその延長線上にあるとし、「他者肯定・自者肯定」の協生の論理の上に新たな文化交流を展開する「環日本海の世紀」の形成を理論哲学的に思い描いた。国家間の緊張と対立関係の上に推移した20世紀を総括し、連帯と協働に基づく21世紀を協生の世界に〈変化(へんげ)〉させようとする試みの第1歩が渋谷先生独自の協生論(≠共生論)である。

因みに今から20年以上前の1994年、既に紹介した渋谷政治学理論も加味しながら、環日本海研究の未来志向型の成果として、歴史学の古厩忠夫先生、平和学の多賀秀敏先生とともに歴史認識の共有空間を拡大するための試論としてマクロ歴史的視点による〈環日本海交流システム・モデル〉を内外に提起した。詳細は古厩忠夫編『東北アジア史の再発見-歴史像の共有を求めて-』有信

図Ⅱ &lt;環日本海地域交流の4モデル&gt;

	モデル	中心	支配領域	支配の源泉	主たる行為体	相互関係	その他のキーワード
前近代	冊封体制モデル	中華帝国	版図	宗主権文化力	天下国家	冊封関係の下での「主権」尊重	朝貢
近代主権国家	形成競合モデル	日露競合	領土	軍事力	亜近代国家	軍事的〔支配—従属〕	国民国家近代化
	植民地モデル	日本		軍事力	近代国家		大東亜共栄圏
	冷戦構造モデル	米ソ		軍事・政治・経済力	イデオロギーをかかげる国家	軍事同盟下の「友好」と断絶・勢力均衡	冷戦
現代（未来）	環日本海協生モデル	ナシ（地域）	ナシ（参加）	ナシ（ネットワーク）	自治体・企業・国家・NGO	協生〔他者肯定・自者肯定〕対等	環日本海圏

出所) 古厩忠夫編『東北アジア史の再発見－歴史像の共有を求めて－』（環日本海叢書3）有信堂、1994年、18頁。

堂、1997年の同「環日本海地域の歴史像－歴史認識の共有空間拡大のために－」を参照されたい。

渋谷先生の協生理論は国外でも一定の反響と論争を生んだ。更に脱欧米の発想様式あるは協生の対象が自然環境にまで及んだことなどもあり、意見交換の後には一定の共有意識が芽生えたことを筆者はたびたび知ることができた。黒龍江大学でのポレミックな論争の内実が1999年の記録として残されている。是非会員諸氏には参照されたい。（環日本海論叢、第17号、2000年）

渋谷先生はラスキの政治理論研究において、理論とはその置かれた時代の歴史的況位、時間的・場所的空間の状況に強く規定されるとかつて自ら述べられている。渋谷先生のラスキ研究から始まり協生の哲学理論に至るまでの歩みも例外ではなかったと筆者は考える。戦後の荒廃の中で復員学徒のひとりとして敗戦国が理論的に探究すべきことのひとつが如何にして国家社会を再建すべきかを大学への奉職を得て長年にわたって懸命に取り組まれた。

### 3. 学会での功績

渋谷先生は環日本海交流圏の平和を目指して、会員を中心に環日本海学会を立ち上げた功労者の

お一人である。学会の初代会長も務められたことについてはすでに述べた。学会設立にいたる経緯については『環日本海研究』第1号、1995年、『環日本海研究』第11号、2005年の中でそれまでの歴代の会長が論考を寄せている。

筆者は創設当初からの会員ではないが、学会開設のルーツの一つである新潟大学環日本海研究会が1988年に新潟大学の研究者有志によって設立された。88年といえば、ソウルオリンピックが開催された年でもあり次第に北東アジアの冷戦構造に変化の兆しが見え始めたときであるとは言え、前年の11月にはアンダマン海沖での大韓航空機事件が発生しており、決して平和の保証が確実視されていたわけではなかった。ベルリンの壁崩壊もその翌年のことである。新潟大学の環日本海研究会は当初学内の学部横断型の研究者有志によって成立していた。代表は渋谷武先生であった。月1回の研究報告は政治・経済・民族・言語・農業・地質・雪寒学に至るまで多様な学びと意見交換の知的アリーナであった。時には海外からの報告また他大学の研究者や研究プロパー以外の会員も増え、次第に内外にネットワークを渋谷先生は同じ学部の多賀秀敏先生とともに開拓された。そのような中で1990年代の初めに文部省の科学研究費補助金を獲得し『環日本海地域における国際

環境の形成と変容に関する予備的研究』に着手した。また1990年に対岸への学术交流ミッションを派遣し、日本海対岸の各国主要大学とで「環日本海地域学术交流協定」を締結している。団長は洪谷先生であった。戦後、冷戦構造の最前線に定位され、交流が決して活発とは言えなかった<日本海>対岸地域の大学との国際的な学术交流ネットワークを構築しようと研究会は具体的に動いた。現在の北東アジア学会の前身である環日本海学会創設に至る最大の壁はむしろ国内の日本海側において各地の教育研究の拠点となっている大学間の歴史的・心理的な壁であった。洪谷先生はその壁を突破しなければ優れた地域研究学会は育たないと考え、当時北陸地域で有力な環日本海国際学术交流協会の重鎮であり、後に環日本海学会の第2代会長となられた金沢大学の山村勝郎先生との対話を通して1992年に高岡市で<日本海地域>を巡るシンポジウムを開催し、全国規模の学会創設の提案が議論されたが、洪谷先生も当該議論に加わられていた。

こうして、1994年には新潟大学環日本海研究会（代表：洪谷先生）と環日本海国際学术交流協会（代表：山村勝郎先生）との非公式に発起人会議の準備会とその後、発起人会議開催がなされたがその際筆者も約80名の発起人の一人として名を連ねたことを記憶する。そこで北東アジア学会の現在に連なる前身学会の骨格が定まった。洪谷先生他、主要な研究者陣は専門分野や地域的なバランスを考えながら、慎重な検討を行ったと聞く。

1994年11月、新潟市で環日本海学会の設立大会が挙行され全国から120名ほどの研究者が参集し、対岸各国も含め東アジア地域及び欧米からも研究者が新潟市に集っている。多数の大変有意義な報告がなされたことを多賀秀敏氏は学会設立経過報告論文の中で回想している。同シンポジウムの終わりに、学会設立の規約に関して参加者の間で討論が行われた同日、環日本海学会の設立が満場の賛成のもとに認められた。その際、初代

会長に当時新潟大学名誉教授であった洪谷武先生が就任することが承認された。

以後、1996年9月までの2年間の会長任期を終了されてからも、健脚でもいらっしゃった先生はお元気なうちは毎回学会に参加され、研究報告を真摯な姿で最前列で傾聴され、学会の発展の推移をずっと見守られておられた。ただ、2007年に名称変更が確定したことを後日、ご自宅にお伺いしお伝えした際に、学会の発展を喜ばれておられた一方、<日本海>の名称が変更されることでは顔にうっすらと寂しい表情を浮かべておられたことを今でも筆者は忘れられない。

洪谷先生も共感されていた設立趣意書にも載っている国際性・学際性・人材育成・地域還元型の学会の学術体制は洪谷先生がかねてより抱き続けてきた地域研究の特性を十二分に具現化した方向性は失うことなく今に至るまで変わることなく指し示されている。「他者肯定・自者肯定」の論理や「協生」の哲学に即した生き方をなされてきた洪谷先生の警咳に接する恩恵に浴してきた筆者は幸せであった。人生において、感謝・報恩・奉仕の心を生活信条としてこられた。日本海を巡る人々の「輪→話→和→」の一つひとつの繁栄の集積により日本海から汚染がなくなり、海洋資源の繁栄・豊穡がもたらされる時、日本海の対立・抗争の海でなく平和な協働・連帯・奉仕の海になることを鬼籍に入られても強く切望しておられるに違いない。

以上、本論では洪谷先生のかかわりを中心に論述してきたが、洪谷先生とともに学会設立に同大学の多賀秀敏先生及び金沢大学の山村勝郎先生や歴代の会長職を務められた先生方の多くも等しく尽力されたことは無論のことである。

### おわりに—残された課題—

洪谷武先生がライフワークとして時に触れ考えてこられた事象を書き溜められた通信『葉葉』を

後に『<sup>ようようきょうせいろん</sup>葉葉協生論』として2008年に文芸社から上梓されて今年で9年がたつ。この間、北東アジアの国際情勢はめまぐるしく動いた。はたして渋谷先生が望んでいた通りの内外社会が今日到来したといえるだろうか。

北東アジア地域の混迷の度は深まっている。急速な経済成長を遂げた北東アジアは経済的には安定期に入ったとの見方もあるが、まるで望まれる「協生」の世界とは正反対の国際環境のままである。

例えば北東アジア地域はもとより国際社会全般においても中国の台頭は大きい。渋谷先生の活躍された頃の同時代的な中国ではもはやなくなっている。過去30年間、中国のGDP成長率は年平均9.8%に達してきたとはいえ、中国経済は高度成長期が終わり、低成長期に入ったとの予測も出ている。市民生活については一定の成果が上がったとはいえ、中国の環境問題は深刻である。また中国の東シナ海や南シナ海への進出から中国脅威論も生まれている。どのように中国を捉え新たな関係性を築いたらよいのか。今年は日中国交正常化45周年である。そして朝鮮半島の南北対立だけでなく、北朝鮮の繰り返されるミサイル実験と核実験の再開は現在韓国の国内政治の停滞とも連動しながら朝鮮半島だけでなく北東アジアの不安定化をも増幅させている。日韓関係一つとっても一歩間違えると修復不可能になるほど亀裂が走っているという見方も出始めている。何より北朝鮮との対話は今もって再開されていない。そのため2008年から2015年の11月まで定期開催されてきた日中韓首脳会談も開催の目途が立っていない。他方ロシアについても2016年12月に行われたプーチン大統領との日ロ首脳会談がようやく開催されたとは言えるものの、懸案の北方領土問題は未解決のまま、北方4島における共同経済活動を行うための実務協議が開始されたばかりである。

他方、国際社会を概観すると昨年6月イギリス

の国民投票による予想外のEU離脱、続く11月のアメリカ大統領選挙結果によるトランプ氏の勝利は国際政治学におけるリベリズムが描く世界とはかけ離れている。その影響からか欧米各国内における移民規制の強化とシリア難民の受け入れ拒否のうねりは国境を越える信頼と協力の関係でなく、国境を閉ざす試みが強化されるばかりか、国際社会に生まれ始めているポピュリズム（大衆迎合主義）は国際協調主義から離れ自国第1主義の蔓延を加速することになり、その動向は極めて憂慮される事態である。渋谷理論の仮設から先生が危惧し続けてこられた、いわゆる国家が領土と国民を支配し、他国による干渉を排除する伝統的な国民国家中心の世界に近似する。軍事力によって物事は解決しない。外交や交流による方途の道しか解決は見いだせない。

さて、3年前の2014年日本大学三島キャンパスで開催された北東アジア学会第20回記念学術大会でも北東アジア国際関係の「異常性」に対する認識が高まっていることが川口智彦常任理事より指摘された。上述通り、もちろんこのような傾向は北東アジア限定のそれではなく、国際社会そのものの「異常性」が際立つ。渋谷先生が懸念された自己主張・自己防衛が優先的に掲げられる国家社会の歩みだけは避けなければならない。幸い、北東アジアにおける人的往来は概ね飛躍的な伸びを示し、そして維持されている。国の留学生30万人計画によって、2015年末現在、留学生数は20万8379人にも上っている。その多くがアジア地域からの留学生である。北東アジア学会を支えている会員にも当該地域の出身者が決して少なくない。北東アジア（環日本海地域）は短兵急に事象の変化をとらえるべきでなく、じっくり腰を据え長期的にとらえることが肝要ではないだろうか。最近、北東アジア学会の会員諸賢とも研究面での交流の深い進藤栄一筑波大学名誉教授は上梓された著書の中で「取引外交、や軍事力強化に向かう時勢を憂慮し、「近代以来のテリトリー・ゲー

ムやプロダクション・ゲームの発想から抜け出して、ポスト近代に向けた共生ゲームへの転換を見せること」が必要であると提言している。至言である。同氏は〈共生〉という表現を使用されてはいるが、渋谷先生の「協生」の理念ともつながる見方が筆者には読み取れた。

渋谷先生は著書の中で「敗戦後の私の人生は、少なくとも一つの目指すべき道として、『他者肯定・自者肯定』の世界を創る道筋を求めて生きてきた」と吐露されている。筆者自身は直接大学でご指導を受けたものではないが、〈環日本海地域研究〉（北東アジア研究）に踏み出して以後、何かとご鞭撻をいただいた身として、これからどのように先生の学恩に報いるべきか、反芻し続けた。これまで筆者が論述してきたように、私見ではあるが、渋谷先生は北東アジアを研究する際、常に開放性の高い〈海（＝日本海）〉を中心に公私ともに見据えてこられたように思われてならない。先生が新潟大学法学部在職中、当時、筆者は同大学の教養課程向けの国際関係論講義を兼任で担当していた。週末の講義を終了させると良く先生の研究室にお邪魔した。先生の研究室の窓から日本海が遠望できたかどうか今となっては記憶が定かではない。新潟大学五十嵐キャンパスは日本海の海岸に近く、冬季は別として実に穏やかな表情を示す。特に日本海に沈む夕日は至宝とあってよい。渋谷理論に依拠する「協生」の哲学は〈海〉によって育まれたのではなかろうか。

環日本海地域（北東アジア地域）が公正かつ平等な新グローバル時代の国際地域秩序の原点となりうることを期し、渋谷先生のご冥福をここに祈りたい。

## 追記

今回、北東アジア学会編集委員会より渋谷武名誉会員の追悼論文の寄稿をするよう昨年の暮れに

依頼された。お引き受けしたものの、いざ取り組み始めるとやはり渋谷武先生の少なくとも半世紀以上に及ぶ研究の蓄積を理解することはその深みからしても極めて難しいことだと思に至った。先生の業績を丹念に追いながら、あまりに筆者自身の整理する際の力量不足を痛感し、書齋の机上に積み上げた先生の代表的な著作群を前にして、呆然と立ち尽くすことも幾たびもあった。渋谷理論は欧米の政治社会理論だけでなくアジア社会の幾多の哲学的とも形容される世界認識やその在り方がそこかしこに散りばめられている理論であるからでもあろう。とは言えこの度の執筆の機会を頂き、昨今の内外社会に生起する極めて深刻な変容を考えるにつけ、渋谷理論は決して色褪せずその新鮮性と創造性を失ってはならず、決して古典にしてはいけないと痛感した。今回執筆の機会を頂いたとはいえ、筆者自身、様々な制約もあって納得のいく整理がなされたと言いはし難い。今後再度本格的な渋谷理論の心髄を再評価すべく拘り、本格的な論文として一度まとめていく予定である。このことが筆者自身の渋谷先生への学恩に報いることにつながるように思う。

## [ 参考文献 ]

- 渋谷武『ラスキの政治理論』弘文堂、1961年。  
 渋谷武・片岡寛光編『図解 政治学』立花書房、1981年。  
 渋谷武『アメリカの心 中国の心 私の心』中村書店、1982年。  
 『かがくさろん』（特集－政治学と実際政治の間）第52号、1989年。  
 『サンサーラ』1990年、12月号。  
 『大東フォーラム』第2号、1991年。  
 『法政理論』（渋谷武教授退職記念）第23巻 第3・4号、1991年。  
 渋谷武・多賀秀敏監修「環日本海叢書1」、多賀秀敏編『国境を越える実験－環日本海の構想－』有信堂、1992年。  
 渋谷武・多賀秀敏監修「環日本海叢書3」、古厩忠夫編『東北アジア史の再発見－歴史像の共有を求めて－』有信堂、1994年。  
 『環日本海研究』第1号、1995年。

田口富久治・中谷義和編『現代の政治理論家たち－21世紀への知的遺産－』法律文化社、1997年。

姫田光義編『東アジア・北東アジア 中華世界の内と外なる<南>』大月書店、1999年。

『環日本海論叢』第17号、2000年。

渋谷武『きょうせい、変化考覚書』（私家版）2002年。

『環日本海研究』第11号（10周年記念号）、2005年。

環日本学会編『北東アジア事典－環日本海圏の政治・経済・社会・歴史・文化・環境－』国際書院、2006年。

渋谷武『葉葉協生論』文芸社、2008年。

『北東アジア地域研究』第21号、2015年。

その他、渋谷先生のご逝去に関連した地元記事が筆者の知る限り、以下の通り掲載された。

「座標軸 渋谷武さん 忘れられぬ『頂門の一針』」『新潟日報』2016年12月4日付。

「日報抄」『新潟日報』2016年12月16日付。

## 中国朝鮮族のトランスナショナルな移動と生活

—渋谷武先生追悼に寄せて—

宮 島 美 花 (香川大学)

### はじめに

北東アジア学会の初代会長（当時は環日本海学会）であられた渋谷武新潟大学名誉教授が2016年11月26日に逝去された。渋谷先生の御業績として、筆者には、渋谷武・多賀秀敏監修の環日本海叢書第1巻、多賀秀敏編『国境を越える実験—環日本海の構想』（有信堂、1992年）がいちばんに思い出される。そこに収録された論文（渋谷武「協生の哲学—他者肯定・自者肯定の政治」）にもあるように、渋谷先生はとりわけ「協生」と「他者肯定・自者肯定」という概念を切り口に、環日本海研究を研究テーマのひとつとされてきた。渋谷先生の示した「協生」という概念は、「共生」とは異なる。どちらも「収奪」の反対概念であるが、『協生』には『自然』に対する『収奪』をも認めず、人間が自然に助けられると同時に人間が自然を助けてより豊かにしていくという含意がある」（多賀1991、p.350）。

筆者は1996年に延辺大学（吉林省延辺朝鮮族自治州、州都は延吉市）に留学し、以来20年以上にわたり、現在も主として延辺をフィールドとして調査研究を行っている。1990年代当時を思い出すと、当時、延辺をめぐる議論は、そして延辺現地も、図們江（豆満江）開発計画に沸いていた。上記の『国境を越える実験』において、本学会員の関寛治先生が「延辺は世界秩序論の周辺から中核にはい上がろうとしている」と述べていた

ように、図們江開発計画によって、環日本海地域の域内各国（中国・ロシア・北朝鮮・韓国・日本）の間で多国間経済協力が進むことが期待され、延辺はその中心的存在として注目を集めていた（関1992、p.172）。渋谷先生の主張、とりわけ開発において「協生」の思考が求められるという主張は、開発から遠ざけられてきた辺境地である延辺現地の、豊かさへの渴望との間で、いかに折り合いをもつことができるのか、筆者も関心を引かれたものだった。

それから20年もの月日が流れた。関先生もすでに鬼籍に入られ、そして今、筆者はこうして渋谷先生の追悼論文を書いている。図們江開発計画の当初の壮大な計画は、その後、頓挫した感が強いが、にもかかわらず、延辺はめざましい発展を遂げた。

1996年当時、延辺は、陸路であれば北京から列車で2泊3日かかる、アクセスの不便な、まさに辺境地であった。航空路も、当時の延吉空港は国内線のみで、日本から行く場合は例えばまず北京空港へ向かい、北京で1泊して翌日の北京—延吉の国内線に乗り換える。延吉空港に着陸し、タラップを降りると、モーと牛が啼いているのを聞きながら、柔らかい草を踏みしめてトラックを待つ。搭乗客たちのスーツケースをこぼれ落ちんばかりに山積みに乗せたトラックがやってくると、北京での搭乗チェックインのときに受け取った控えの紙を握りしめた人々が、トラックめがけ

て殺到する。江戸の火消しのように男気溢れる雰囲気係員がスーツケースの小山に登り立つと——筆者はその江戸火消しのような係員に「め組の人」というニックネームをつけた——、人々は、「その赤いカバンが、私のです！」などと訴えて、控えの紙と引き換えに自身の荷物をやっと手に入れることができるという次第であった。「め組の人」は筆者には一瞥（いちべつ）もくれず、いやはや、私が私のスーツケースを手にするのはなかなか時間がかかりそうだ、と途方にくれたことを思い出す。それが今では、ソウル — 延吉を2時間半でつなぐ直行の航空便のみならず、2015年7月には日本（関空） — 延吉を2時間半でつなぐ直行航空便（週2便）も就航した。ソウル — 延吉間の直行便は、就航以来、増便を続け、今では1日平均3～4便が就航しているが、座席の販売率は92%（2012年）で、利用者の多さに供給が追い付いていない状況である。2012年の延吉空港の利用旅客数はのべ108万人、そのうち国際航空便の利用旅客数はのべ39万人で東北3省における首位となった<sup>1</sup>。これほどの数の乗客の荷物を、「め組の人」でさばききれないわけがない。現在の延吉空港はターンテーブルでスーツケース等を受け取るようになってきている。

陸路の発展もめざましい。高速鉄道が開通し、延辺から東北地方各地への移動時間が飛躍的に短縮された(写真1、写真2)。高速道路も整備され、

**写真1** 高速鉄道駅として新設された延吉西駅。2015年9月20日の開業初日にはホームで民族舞踊等が披露された。



(2015年9月20日に筆者撮影)

州内の各市への移動も便利になった。1996年には、のろのろと走る大きなバスに揺られて延吉から半日かけて行った和龍市が、今では整備された高速道路を車で飛ばせば、ものの1時間半ほどで到着する。

1996年当時、チーズのような乳製品にはなかなかお目にかかれず、ほとんど口にする機会もなかったし、コーヒーは（商店でインスタントコーヒーが売られてはいたが）日本から家族が送ってくれるものをそれはそれは大事に消費したものだ。それが、今では、ピザ屋、ベーカリー、おいしいカフェが、街にあまたあふれている。自家用車を持つことも一般的になり、自家用車の普及と並行して駐車場の賃貸料金が高騰している。2017年1月に筆者が延吉市民に行ったききとりでは、ある人は、住んでいるマンションの家賃が年間10,000元ほどで、駐車場使用料は地下駐車場が年間5,000元（屋外駐車場の場合は2,000元）であるという。実に家賃の2分の1である。屋外駐車場が安価であるのは、屋外駐車場の場合、冬の寒さが厳しいこの地方で雪が積もったあとに車を出すのが一仕事であるからである。またある人は、13万元で地下駐車場を購入し、管理費を月50元支払っているという。延吉市の都市住民家庭における、ひとり当たりの年間総収入の平均は、1995年に3,744元、2000年に5,530元、2010年に1万8,903元（『延吉統計年鑑2011』）

**写真2** 延吉西駅に入った高速鉄道CRH



(2015年9月20日に筆者撮影)

と増加していつているが、それにしても、これらの駐車場費用は平均収入に比して高額である。延辺の農村家庭の平均収入はより少ない9,113元(2010年統計、『延辺統計年鑑2012』)であり、延辺現地で得られる収入で、いったいいかにしてこのような消費生活を享受しているのであろうか。

何につけても、今日の延辺は、1990年代とは隔世の感がある。このような延辺のめざましい変化と、今日の消費生活を支えているのは、ひとつには、人の移動である。朝鮮族の人口は約200万人<sup>2</sup>だが、韓国在住の朝鮮族はすでに60万人を超えた<sup>3</sup>。朝鮮族の全人口の4分の1以上が、韓国に移動し韓国で暮らしていることになる。更に、日本にも推定5万から10万ほどの朝鮮族が暮らしていると報じられている<sup>4</sup>。また、生活雑貨の行商などでロシアへの移動も多い。この大規模な移動には、ひとつには、先に移動した者があとから移動してくる者のつてになる、というチェーン・マイグレーション現象がみられる。筆者が日本に暮らす朝鮮族に対して、2001年、2012年、2015年と3回にわたってアンケート調査を行ったところ、いずれも「来日の経緯」について友人、知人、親戚の紹介と回答したものが多かった<sup>5</sup>。

1996年当時から、延辺では、誰が韓国へ行った、誰が日本へ行く、という話が飛び交っていたが、よもやこれほどの規模の移動になることを、渋谷先生も、誰も、想像し得なかったであろう。1996年当時、朝起きて延辺放送を聞こうとラジオをつけると、流れてくるのは、その時の流行歌謡曲「타향의 봄 (他郷の春)」であった。その歌詞の内容は、春には故郷に帰ると妻と約束をしていたのに、事情で約束を守れず帰郷できないという(おそらくは出稼ぎ中の)男の心情を歌うものであった。時代の流行歌や歌謡曲はそのときの世相を反映しているというが、その後、流行した延辺歌謡曲「모두 다 갔다 (みな行った)」の歌詞は、

妻も、夫も、おじ(伯父、叔父)も、みんな韓国や日本に行った、というものである。朝鮮族の移動は、移動が一般化した結果、もはや故郷に帰ったところで会いたい人々もみな移動してしまっている、というところまで進んだ。朝鮮族高校の同窓会が、そのほうが集まりがよいから、という理由で、韓国や日本で開かれていることも合点がいく。

もはや朝鮮族の家庭では、家族の誰かが移動して、家族が国境を跨いで分散していることがありふれてみられる。延辺では、両親とも、または両親のうちのひとりが子どもと同居していない家庭を「欠損家庭」、親の移動により中国に残されたそのような子どもを「留守児童」と呼ぶ<sup>6</sup>。中国の朝鮮語新聞『黒龍江新聞』(2008年12月30日)によると、延辺州の朝鮮族学生のうち、「留守児童」の割合は朝鮮族学生総数の53.9%を占める。

1990年代、日本に暮らす朝鮮族たちは、国際電話の通話料金が安くなる時間帯を狙って、何曜日の何時ごろに電話をする、と約束を交わし、家族と連絡をとりあっていた。子どもを中国に残して日本にやってきた朝鮮族の女性が、いつも子どものことを気にかけており、電話代は安くはないが、生活費を切り詰めてでも、その分、電話をかけたいという心情を吐露してくれたことが思い出される。電話をかけては、学校生活はどうであるかなどを確認し、母親として精一杯の限りの「電話での子育て」をしているようであった。スマートフォンが普及した今日では、中国、韓国、日本に分散して暮らす家族間の連絡は、はるかに安価で便利になっている。彼らは、LINE、カカオトーク(韓国で最も普及しているアプリケーション)、微信(Wechat、中国で最も普及しているアプリケーション)を利用して、いつでも、メッセージ、写真、動画を交換しあい、無料通話で通話を交わす。

交通と通信技術の発達によって、離れていながらも、家族の構成員が相互に頻りに往来し、つな

がりを保つことは以前よりもはるかに容易になった。しかし、物理的な移動と連絡が容易になったとはいえども、そのような生活には様々な不便や不利益が伴う。その理由のひとつに、移民の生活を保護するための国際的な枠組みが整っていないことが挙げられる。1990年12月18日に国連総会で採択された「全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約」第27条は、社会保障に関して、移住労働者とその家族は就労国でその国の国民と同じ処遇を享受できると定めている。しかし、批准国は移民の送り出し国を中心に47カ国(2014年2月現在)に過ぎず、移民の受け入れ国となっている先進国はいずれも参加していない<sup>7</sup>。

本稿は、朝鮮族のトランスナショナルな移動と生活、具体的には、離れて暮らす家族が頻繁に相互往来するような生活では、社会保障サービスを利用する上で、いかなる不便、不利益、制約などがあり、それらはどのような工夫によって解決されているのか、彼らの移動・生活と彼らの社会保障はいかなる関係にあるのかを、生活史の聞き取り調査の手法から明らかにする。

## 1. 生活史の聞き取り調査

### (1) 調査概要

本章では、日中間を移動し、出産・育児を経験してきた、子どものいる既婚の朝鮮族女性の生活史研究を提示する。生活史の聞き取り調査では、一問一答形式のインタビューではなく、語り手が、自発的に、まとまった形で回想して語る「ライフ・ストーリー」を録音し記録する。この個人の回想的な語りを、筆者が歴史的・社会的文脈に位置づけて再構成し、社会変動に即して解釈的に描き出したものが、ここに提示する生活史(ライフ・ヒストリー)である(浅野2004、p.86;原・浅川2009、p.175)。生活史研究は、個人が主観的に了解している日常的な現実を明らかにしよう

とする際に採用される研究手法であり、そこでは主観的な世界の理解を通じて、その背後にある隠れた制度、人々自身が必ずしも気づいていないのに、人々の行為や態度を拘束している規範やルール、あるいは権力や支配の構造にたどり着くことも可能である(盛山2004、pp.252-253)。個別的でありながら、その実、集団的な移動にまつわる問題を具体的に知るためには、生活史の聞き取り調査という方法が有効だと考える。

生活史を提示するにあたり、匿名性を確保するために姓名や地名等にアルファベットで記号化を施した。延辺の各地名(延吉市、図們市、龍井市、琿春市、和龍市、敦化市、汪清県、安図県)、および中国の各都市名は記号表記し(カタカナ)、市・県は区別せず全て市で表示する。

インフォーマントのAさんは筆者の知人により紹介を受けた者である。インタビューは2012年12月に日本で実施され、その後2013年8月に中国で補足インタビューを行った。使用言語は日本語を主とし、朝鮮語・中国語を交えて語られた。インタビューは初回は録音して記録し、2回目はメモをとった。本人の語りをそのまま記述する場合は「」に入れ、のちの第3章以降において触れる箇所について整理番号として(A1)のように表示を付した。

### (2) Aさん(1960年生)の生活史

延辺(A)市出身。父は「もともとは農業」をしていたが、「解放」前の1947年に中国の人民解放軍に「行って」、朝鮮戦争で負傷し、中国に戻って「장애증(障碍証:障害者手帳)」を受け「公務員」の職を得た。母は「パートみたい」な形で「いろいろな仕事」をしていた。Aさん一家は、文革中も「지식분자가 아니니까 농촌에 아이 내려가고(知識分子ではないので、農村には行かずに)」、(A)市市内で過ごした。

朝鮮族中学・高校に進学。文革期に中止されていた大学入試が1977年に回復し、Aさんは

1979年に高校3年生で、回復後第3回目となる大学入試を受験することとなった。1979年に大学に入学。大学卒業時に、「国からの分配」を受けるために「人事庁」に行くと、「人事庁」の担当者が「何がやりたいですか?」と聞くので、逆にAさんのほうから「どんな仕事がありますか?」ときいた。大学入試回復後の新卒者が社会に出るようになってまだ3年目のことであり、「工場」「研究所」「政府機関」「公務員」「学校」など、「いろんなところで」「どこでも人(ひと)が必要」とされていた。結局、故郷の延滞ではなく、中国東北部(イ)市に就職することとなった<sup>8</sup>。

(イ)市在住の朝鮮族の紹介で、同じ(イ)市で働く朝鮮族男性と結婚した。「最初、新婚時代は、家もなかったんです。私も(自分の勤め先の)独身寮、主人も(夫の勤め先の)独身寮。でも子どもができたから、私、積極的に(自分の勤め先のほうにも)何回も申請しました。私、お腹こんなで(=大きくて)。みなさん、これ、やばいな、やばいな、って思って、それですぐ(自分の勤め先から家族用の宿舎を)もらったんです」(A1)。

Aさんの妹が日本に留学し、その呼び寄せでAさんは1993年に中国に夫と子ども(6歳)を残して単身で日本に留学した。日本で一人暮らしをしている間、家族連れを見かけると、中国にいる子どもは「今、どうしているかなあ」と気がかりで、涙が流れた。

中国で子育てをになったAさんの夫は、当時のことを次のように語っている。「(妻から電話があるときは)だいたいわかるんですよ。日曜日なん時。時間がもう決まっている。中国からかける国際電話はすごく高かったんで、日本のほうが安いから、こっちはずっと待っている。子どもとふたりで待っている。ああ、もうすぐだ、とか」。

Aさんは1997年に夫と子ども(10歳)を日本に呼び寄せた。「今は多いけれど」、当時は、海外留学をして中国に帰国した人が「あまりいなかった」ために、1998年ごろ、もとの職場がAさん

に復職を求めた。そのころ、夫は日本で留学生として勉強中の身であり、Aさんは夫を日本に残して自身が帰国すれば再び家族が離れ離れになるため帰国を躊躇した。しかし、当時Aさんは40代にさしかかったところで、夫は、年齢を考えても、この機会を逃すべきではない、と強く帰国を促した。2001年、留学中の夫は日本に残り、Aさんは中学1年の子どもを連れて帰国し、(イ)市に戻った。

日本で4年間暮らした子どもは、学校のトイレが日本のようにきれいでないと言って学校ではトイレを我慢するなど、中国での生活になかなか適応できなかった。子どもは高校入学時に再来日したが、希望するよい高校に入ることができず、結局(イ)市に戻って高校を卒業し、大学で日本に留学した。子どもを日本の大学に留学させるにはお金が必要となるので、夫は留学を終えた後、日本に留まって日本で就職した。夫と子どもが日本にいたので、Aさんは、毎年、日本を訪問している。

子どもは、2013年春に日本の大学を卒業し、日本で就職した。Aさんは定年退職後は、夫と子どもの住む日本でしばらく生活しようかと検討中である。夫は、現在の日本の就労ビザの更新時期が2013年に来て、新たに「5年ビザ」を取得したら、その5年を最後に帰国し、(イ)市に戻りたいと考えている。現在、Aさんが(イ)市で住んでいる住宅は、Aさんの職場が従業員への住宅提供の制度を廃止した機会にAさんが通勤至便な場所に購入した3LDKのマンションである(A2)。中国で正規職員として定年退職を迎えるAさんと異なり、夫は中国で受け取れる公的年金がないため、夫については中国の民間保険会社の年金保険商品を掛けている(A3)。

子どもは、中学・高校時代を中国で過ごし、子ども時代と大学時代を日本で過ごしたので、中国語と日本語には問題がない。Aさん夫婦の間での会話は、朝鮮語を主とし中国語も使う。子どもとの会話は、「不思議なもので」、中国では中国語、

日本では日本語になる。朝鮮語はあまり使わないが、「밥 먹어라 (ご飯食べろ、食べなさい)」「일어나라 (起きろ、起きなさい)」のような簡単なことは朝鮮語で言う。Aさんの子どもは、朝鮮語は「あまり上手ではない」が、中国語が不得手な祖母たちと話すときには必ず朝鮮語で話す。

Aさんの母は、「중풍 (中風: 脳梗塞)」を患い、現在、Aさんの故郷の(ア)市で車いす生活を送っている。父は2000年にすでに病気で他界しており、Aさんのきょうだいたちは、韓国人と結婚した子どもの呼び寄せで韓国で暮らしていたり、Aさんが呼び寄せて日本で暮らしていたりして「散らばっている」ために、Aさんの母は故郷で一人暮らしである。そのため、Aさんは、母のために、朝鮮族女性を住み込みの介護者として雇用している。Aさんは、母の介護を頼んでいる、自分より年齢の高い、その女性のことを「おばさん」と呼ぶ。「おばさん」は農村出身で年齢は高いが健康で力仕事に慣れている。Aさんのように、故郷で単身で暮らす老親に介護や生活サポートが必要になったときに、中国語が不得手な老親のために、朝鮮語ができる朝鮮族を介護者として求人するケースは多い。しかし、朝鮮族を求人しても、朝鮮族は高齢女性でも就労意志があって健康であれば韓国に出稼ぎに行くので、延滞では、朝鮮族女性の家政婦や介護者・介助者を得ることが「今、たいへん」難しい。そのため、幸運にも朝鮮族の「おばさん」を雇用することができたAさんは、「よかった、よくやってくれている、と思って」、「おばさん」に感謝し、今後も長く働いてほしいと願っている。「おばさん」には給料として、毎月「日本円で言ったら3万円、인민폐로 (人民元で) 1700元」を払っている。Aさんとしては、もし他に出稼ぎに行けば、自分で家賃を払い、光熱費を払い、食費もかかって、お金を貯めることは難しいが、Aさんの家で住み込みの介護者をしていれば、おそらく1700元のすべてを貯金することができるので、そう悪くない待遇であろうと考えている。光

熱費のほか食材や日用品など買い物にかかる費用はすべてAさんが別途に出し、食事や果物等の間食など、なんでも、「おばさん」も母とともに消費してよいことにしている。

中国では、「正社員だったら、保険とかついてた」が、農民や、いわゆる非正規従業員には「社会保険とかぜんぜんなかった」。「昔は制度がぜんぜんなかった」が、「中国もどんどん変わって」おり、社会保障制度の整備が進められ、「最近では、パートでも、昔の記録があれば」、年金を受給できるようになった。Aさんの母も、長い人生のなかで、「パート」のような形でいろいろな仕事をしてきたが、「dang an (档案) を調べたら」、現在の制度では年金受給資格者に該当することを示す記録があり、「申請して」、毎月500元ほどの年金を受け取れるようになった。少ない金額ではあるが、子どもとして老親を扶養しなくてはならない立場にあるAさんとしては、母が毎月安定的に年金を受給できることは「ある程度、気持ちとしては安心」である。

## 2. 制度上の不備と対応

Aさんの生活史からは、日中間を移動する移動者の社会保障を保障する制度上の不備が明らかとなった。海外で就労する者の年金については、①二重加入（二重払い）と②年金受給資格という2つの問題が生じる。①二重加入とは、海外に派遣され就労している人が、自国の公的年金制度と相手国の公的年金制度に対して二重に保険料を支払うことを余儀なくされることであり、②年金受給資格の問題とは、本国の年金制度において年金の受給資格のひとつとして一定期間の制度への加入を要求している場合、相手国に短期間派遣され、その期間だけ相手国の公的年金制度に加入したとしても、帰国後に老齢年金の受給資格要件としての一定の加入年数を満たすことができなくなる、という問題である<sup>9</sup>。

日中間における二重加入（二重払い）の問題は、社会保険分野における中国で初めての総合的な法律である中華人民共和国社会保険法（2011年7月施行）によって、中国で働く外国人にも中国の社会保険への加入が義務付けられたことで大きく表面化した。2011年10月には、外国人の社会保険加入に関する規則である「中国国内就業外国人の社会保険加入に関する暫定弁法」が施行された。そのため中国に進出している約3万社の日系企業は、日本では労使折半で厚生年金保険料を支払い、さらに中国に派遣する自社駐在員についても中国での保険料を支払わなくてはならなくなった。厚生労働省が、駐在員数の多い北京市の平均賃金を基に試算したところ、中国へ支払う1人当たりの保険料負担額（企業負担と駐在員負担の合計額）は年間約83万円、中国には日系企業の駐在員が約7万人いることから、総額約580億円もの二重払いが発生する計算となる<sup>10</sup>。

次に年金受給資格の問題である。日本と中国を往来していたり、将来も日本に住むかどうかが未定である者は、日本の年金制度における25年間の年金受給資格期間を満たすのは難しかった。この25年の期間は、平成24年8月10日に成立した年金機能強化法（「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」）により、25年から10年に短縮されることとなった。その施行日は平成27年10月1日であったが、「税制抜本改革により得られる税収（消費税収）を充てるため、税制抜本改革の施行時期にあわせて施行する」として、消費税率引き上げ延期に伴って実施が延期されていた<sup>11</sup>。消費税率引き上げ延期に伴い、10年への短縮が実際にはいつ実施されるのか不透明な状況であったが、平成29年（2017）度中に短縮を実施できるよう、2016年9月26日、第192回臨時国会に「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」が提出され

成立した。これにより、25年間から10年間への短縮の施行期日は平成29年8月1日に改められた<sup>12</sup>。

また、外国人が帰国すると、日本で支払った保険料は払い損（掛捨て）になる可能性がある。日本では、この問題に対応するために、国民年金や厚生年金の加入期間が6ヶ月以上あり、老齢年金や障害年金を受け取ることなく帰国した外国人を対象として、「脱退一時金制度」という一時金の給付制度を設けている。しかし受け取れる金額は、支払った国民年金保険料の（全額ではなく）半額であり、上限は3年分である<sup>13</sup>。Aさんの夫は日本で会社員をしているが、日本での加入期間の問題と、かつ、中国に帰国しても中国の公的年金を受け取れないため、中国に帰国して老後を送る場合に備えて、Aさんが夫について中国の年金保険商品をかけている（A3）。

これら①二重加入（二重払い）と②年金受給資格らの問題は、当該国家間に社会保障協定が締結されることで回避される。社会保障協定とは、国際的な人材交流の活発化に伴う年金等の問題の解決を目的として締結される協定であり、具体的には、①保険料の二重負担を防止するために加入すべき制度を二国間で調整する（二重加入の防止）、②協定を結んでいる国家間での年金加入期間を通算してみなし、年金を受給できるようにする（年金加入期間の通算）ために締結される。

社会保障協定は、ヨーロッパにおいて、EU加盟国間の労働力移動を促進するために始まった。1980年代から先進国間で盛んに締結され、他の先進国間ではほぼ締結済みである。現在ヨーロッパでは、二国間協定のほかに、EU加盟国間の多国間条約に当たるEU規則においても規定されている。西村によると、取り組みが早かったヨーロッパ諸国やカナダをはじめ、限定的な国とのみ協定締結を進めているアメリカ、取り組み開始が遅かったオーストラリアや韓国を含めると、先進国間ではほぼ締結済みで、新しくEUに加わった

東欧諸国との締結がピークを迎えている状況であり、先進国中唯一、協定締結が遅れている日本との交渉開始を多くの国が望んでいる、という。日本の締結の遅れの理由として、1980年代後半の円高定着以後に製造業が海外に工場を建設するようになるまで、海外との人的交流が注目されてこなかったことなどが挙げられている（西村 2007、pp.149-150）。

2016年8月現在、日本の社会保障協定の発効状況は以下の図表のとおりである。日本は19ヶ国と協定を署名済で、うち15ヶ国分が発効している。そのうちイギリス、韓国、イタリアとの間では、①保険料の二重負担防止のみ有効である<sup>14</sup>。

日本の政界と経済界は、中国の新政による影響への対応に追われている。日本政府は、中国側に対し社会保障協定の交渉開始を要請し、2011年10月から日中社会保障協定政府間交渉を立ち上げ協議に入った。経団連は2011年11月、経団連会館で「社会保障協定に関する懇談会—中国との交渉をはじめ協定をめぐる現状について聞く」を開催し、外務省と厚生労働省年金局の担当者から、社会保障協定をめぐる最近の状況について説明を聞く機会を設けている<sup>15</sup>。

朝鮮族学校の高校の同窓会が日本で行われているとの報告（権 2006、p.230）もあるように、朝鮮族にとって海外での就労や海外生活はありふれたものとなっている。そのような暮らしのなかで、最悪の場合、就労した国々で保険料を支払っても掛け損（払い損）となり、老後には日本の年金ももらえず、かつ、中国でも老後の経済的な保障がないという状況に陥りかねない。最悪の事態

を避けるためにどうしたらよいかは、朝鮮族にとって関心事のひとつである。2011年12月23日、大阪で「在日本中国朝鮮族関西友好会」の忘年会があり、筆者も知人の朝鮮族の誘いで参加させてもらった。「在日本中国朝鮮族関西友好会」は、近畿地方に居住する朝鮮族の親睦や相互扶助のための団体である。忘年会は、第1部（勉強会）と第2部（パーティ）に分かれており、第1部は「在日本中国朝鮮族のためになる勉強会」として、日中の年金制度の違いに関する勉強会であった<sup>16</sup>。

日中間には社会保障協定が存在せず、そこで被る不便や不利益に対して、個人の力だけで対策に必要な情報を収集し、対策を具体的に決定し実行するのは困難である。かといって、「(日中間の協定が) いつできるかわからないのに、ただ待っているわけにもいかない」(上記の勉強会の参加者談)。そこで、日本在住の朝鮮族の団体が開催するこのような勉強会を通じて、日本の年金制度の仕組みを理解し、各人がどのように工夫を行っているかの経験や情報を交換しあうのである。

### 3. 移動の契機と社会保障

韓国社会には、家族が離れ離れになりながら、中国よりも高賃金を得られる韓国で就労する朝鮮族を「돈밖에 모르는 “돈벌레” (カネしか知らない“カネの虫”）」と見るむきもある<sup>17</sup>。新古典派経済学が労働力移動の要因を二国間の所得格差をとらえ、そこから展開したプッシュ・プル理論は、移動元の人口増加、低い生活水準、低所得等をプッシュ要因とし、移動先の労働力需要や高所得等をプル要因とし、両者の結びつきという経済的要因

図表 日本の社会保障協定状況

協定が発効済の国	ドイツ イギリス 韓国 アメリカ ベルギー フランス カナダ オーストラリア オランダ チェコ スペイン アイルランド ブラジル スイス ハンガリー
署名済未発効の国	イタリア インド ルクセンブルク フィリピン

出所：日本年金機構ホームページ（閲覧日：2016年8月19日）

から移動を説明する（戴 2003；岩田 2003；高橋 2014）。しかし、本稿で取り上げた生活史の事例を見ると、朝鮮族は単に経済的理由のみから移動したわけではない。また、彼らの移動を単に「ライフサイクルに組み込まれた移動」（梶田・小倉 2002、p.9）としてのみ把握するのも不十分である。その生活史からは、彼らの移動が、そのときの各人のライフ・ステージおよび社会保障状況と切り離しては考えることができないことがうかがえる。

移動と社会保障の関係について、本稿で示した朝鮮族の生活史の事例から、次のことが指摘し得る；移動する／しないことで、得られるキャリア・アップや収入増と、社会保障上の恩恵とを比較・考慮して、そのときのライフ・ステージに応じて、どちらを選択するかを検討し、移動する／しないが決断されている。

A さんの場合、年金等で手厚い社会保障が見込まれる職場に所属できるという条件のもと、中国に帰国した。当時、A さんは 40 代にさしかかったところで、中国でよい職場に正規の構成員として所属（就職）できる機会はこれが最後かもしれないとの予想から、夫婦は再び日本と中国に離れて暮らす別居を選択した。A さんの帰国後、中国の社会保障制度の改革のなかで、従来行われてきた所属先からの住居の提供（A1）は終了したが、A さんは退職後には中国で年金を受け取ることができ、また、（イ）市にマイホームを購入済みである（A2）。中国で公的年金を受け取れない夫については民間の保険会社の年金保険商品をかけている（A3）。妻が先に帰国して生活基盤を中国に持ち、夫は日本で就労して 60 代に入る頃には帰国しようという現状で、A さん夫婦の中国での老後生活の備えはすでに整っている。A さんの夫は、中国で就労の後に来日し、留学を経て日本で会社員として働いており、もし中国に帰国して就労しても、加入記録の引き継ぎはなさず、どちらの国においても長期間にわたって年金保険料を支払っ

たとはみなされない。A さんの帰国移動は、社会保障のずれに対する工夫として移動が選択されたととらえることができる。

#### 4. 社会保障と分散家族

社会保障のテキストを見ても、社会保障について、「誰もが承認する定義を下すことは容易ではない」としている。しかし、現実には、社会保障を「国家の責任において、すべての国民に最低限の生活の保障をめざすもの」とする理解が支配的であって来た（足立 1993、pp.1-2）。

社会保障は人びとの生活形成に国家が一定の範囲において強権的に介入することを内容とする。足立は、このような制度が導入されねばならなかった根拠を理解するためには、社会保障を生み出し、それを組み込んだ経済社会体制、さらにはこの体制を支えたわれわれの時代そのものを視野に取り込まなければならない、と述べる。人類史的にみるならば、われわれの生きている時代は、近代、しかもその末期に属しており、近代という時代の最大の特徴は、あらゆる拘束からの個の解放にある。個人が自立的で完結した存在とされ、さまざまな共同体はその存在の根拠を奪われた。家族や村落共同体といった中間の共同体が衰退の一途をたどり、個人は中間の媒介なしに直接国家権力と対面することになった（足立 1993、p.8）。

近代における共同体の解体、特に、家族の縮小・解体は、家族が果たしていた生活上の諸機能——例えば高齢者の介護、育児、教育、訓練、病人の介護といった機能——のかなりの部分が、いずれは市場によって代替されるか、それが困難な場合には社会化されねばならなくなることを意味している。家族に代わって市場が十分に引き受けることができなければ、それに対応した社会的制度が必要となる（足立 1993、p.10）。

社会保障が提供する保障の内容は、人びとが生活を営んで行く上で遭遇するさまざまリスクに

対する対応であり、傷病、障害、失業、労働災害、職業病、老齢、遺族、孤児、離婚、多子、出産、公害、自然災害、戦争、貧困などがある。社会保障が展開するなかで、そのカバーするリスクの範囲はたえず拡大し、今後もさらに拡大すると予想される。しかも、これらのリスクのすべてとまったく関係せずに一生を送る人はありえず、社会保障の対象はすべての国民に、さらには一定の範囲で外国人にも適用される場合には、特定の地域に居住するすべての人に拡大される。給付の担い手も、今日ますます多様になっており、国家（の委託を受けた公共団体）のみならず、地域社会やボランティアといったインフォーマルな団体が不可欠の貢献を行い、企業もまた年金や医療に限らず地域福祉の面でも社会保障に組み込まれている。とりわけ老後保障の需要が高まるにつれて、民間保険会社の私的年金や企業年金といった私的制度が国民の生活保障に大きな役割を果たすようになってきており、公的当局もすべてを引き受けることができず、それらに期待せざるを得ないのが現実である。こうして、社会保障の専門家であっても、誰が誰に付与する保障を社会保障と呼ぶのか、社会保障がカバーするリスクは何か、を含めて、「どこまでを社会保障ととらえるべきかは、ますますあいまいとなっている」という（足立1993、pp.13-15）。

そのような現代における社会保障の「あいまい」さの深化のなかで、本稿における朝鮮族の事例から、彼らの社会保障をみると、家族の縮小・解体が社会保障制度の導入の契機となり、ひいては「国家の責任」において「すべての国民に最低限の生活の保障を」付与する契機となったこととは逆のベクトルが作用しているように思える。すなわち、いずれの国家も、移動を繰り返す彼らの生活領域のリスクに、十分な保障を付与してはくれない現状の中で、その不足は、ひとつには分散する家族の紐帯によって補われ、ひとつには市場によって「引き受け」られている。換言すれば、

行政区界ごとに断ち切られる社会保障をつなぎ直しながら生きる朝鮮族の場合、分散家族が、家族の解体どころか、社会保障の不在部分でひとつの役割を果たしている。

## むすび

ある空間が「地域(region)」として始動する際に必要となるのは、上からの(top down)地域主義(regionalism)と、下からの(bottom up)地域化(regionalization)である。地域主義とは、地理的に制限された国家間の公的な取り決めで創造される政治的な意志である。地域化とは、特定の地理的なエリアにおけるカネ、モノ、ヒトの移動の増加であり、しばしば意図されないままに域内で起こる社会的統合の進展である(Hurrell,1995,p.42; Pempel,2005,p.6; Hoshiro, 2013,pp.2-3)。

本稿の事例研究を通じて明らかになることには、ある空間の内部でどれほど地域化が進もうと、その空間は国境をはじめとする行政区界で小分けに区切られているという現実であり、同時に、そのような国境の壁を跨いで地域化は進み、ひいては地域としての実体を具現化していくという事実である。朝鮮族の事例からは、国際社会を構成する基本単位とされてきた国家を跨いで生きることの難しさが改めて浮かび上がり、それと同時に、そうした困難を乗り越えて日常を生きる移動者・移民の工夫、すなわちトランスナショナルなコミュニティに生きる人々が、国際的な社会保障の枠組みの不在や不備を補いつつ国境を越えて移動先を自ら選び取っていることが明らかとなった。

現在、日本で働いていて、日本で老後生活を送るであろう筆者にとっては、年金資格期間が25年から10年に短縮されるという制度変化は、影響の少ない変化であるように思う。老後生活を送るのに十分な金額の年金を受け取るためには、引き続き長期間の加入期間を確保しなくてはならな

いことは結局変わらないであろうからである。しかし、この制度改正によって、国内の何万人という無年金の高齢者が新たに受給資格を得ることになる。そして、日本における10年の就労ののち、他国へ移動するかもしれない、そして再び日本で老後生活を送ることになるかもしれないことが人生の選択肢のひとつに入る朝鮮族にとっても、大きな変化である。Aさん一家の事例のように、親の日本滞在のために日本生活に馴染んだ子どもが、いったん他国へ移動しても、長じて日本で就労者になる場合がある。今、延辺では、子弟をはじめ家族が海外で暮らしているために、単身での生活が困難になると「老人院」に入居する高齢者が急増している。老人院が不足し、新たな老人院が多く建設されているが、費用が高く躊躇する家庭も少なくない。日本語のできるAさん夫婦は、子どもが日本で就労している以上、日本で子どもと同居をして日本で老後を送るという選択もあり得る。

移民の生活を保護する国際的な制度的枠組みは整っておらず、移動者は様々な工夫でその不足を補っている現状ではある。しかし、日本における年金受給資格期間の25年から10年への短縮期間という制度改正の例を見ても、「自者」(自国民)にとってセーフティーネットが拡大されて暮らしやすい社会は、「他者」(移民ないし移動する人々)にとっても暮らしやすい社会につながっていることがわかる。このような制度のマイナーチェンジともいえる小さな改善の積み重ねが、渋谷先生の主張された「他者肯定・自者肯定」の社会への一歩一歩であるのかもしれない。

## 参考文献

(日本語)

- 浅野信彦、2004、「教師教育研究におけるライフストーリー分析の視点—学校の組織的文脈に焦点をあてて—」『文教大学教育学部紀要』第38集。
- 足立正樹、1993、「社会保障の外観」足立正樹編著『新版各国の社会保障』法律文化社。

- 岩田勝雄、2003、「国際的労働力移動に関する諸論点」『立命館経済学』52-2。
- 梶田孝道・小倉充夫編、2002、『国際社会3 国民国家はどう変わるか』東京大学出版会。
- 権香淑、2006(平成18)、「越境する〈朝鮮族〉の生活実態とエスニック・ネットワーク—日本の居住者を中心に—」『韓国系ニューカマーズからみた日本社会の諸問題』財団法人社会安全研究財団。
- 渋谷武、1992、「協生の哲学—他者肯定・自者肯定の政治」多賀秀敏編『国境を越える実験—環日本海の構想』、有信堂。
- 盛山和夫、2004、『社会調査入門』有斐閣。
- 関寛治、1992、「日本海時代の到来と国際政治理論」多賀秀敏編『国境を越える実験—環日本海の構想』、有信堂。
- 戴二彪、2003、『経済発展と国際人口移動：『中国新移民』の移出地構造の変動』財団法人国際東アジア研究センター、Working Paper Series、Vol.2003-14。
- 多賀秀敏、1991、「環日本海研究への助走—渋谷武教授の退官によせて—」『法政理論』23(3-4)、新潟大学法学会。
- 高橋和、2014、「人の国際移動をめぐる研究の動向—ヨーロッパにおける人の移動の自由と管理を中心に—」『山形大学法政論叢』第58・59号。
- 原純輔・浅川達人、2009、『社会調査』放送大学出版協会。

(英語)

- Hoshiro, Hiroyuki., 2013, "Regionalization and Regionalism in East Asia", ISS Discussion Paper Series, No. F-162, Institute of Social Science, The University of Tokyo.
- Hurrell, Andrew., 1995, "Regionalism in Theoretical Perspective", in Louise Fawcett and Andrew Hurrell ed., Regionalism in World Politics: Regional Organization and International Order, Oxford University Press.
- Pempel, T.J., 2005, Remapping East Asia - The Constructing of a Region, Cornell University Press.

- 
- 1 「연길공항 국제선 고객량, 동북 첫자리 (延吉空港国際線顧客量、東北第一位)」『吉林新聞』2013年10月21日。
  - 2 中国の全国人口統計センサスは10年ごとに実施されており、2010年第6回人口センサスによると朝鮮族の人口は約183万人である。
  - 3 韓国紙『東亜日報』(2015年1月24日)によると、現在、在韓朝鮮族は60万4553人にのぼる。
  - 4 日本在住の朝鮮族は「5万人前後」(『朝日新聞』2010年2月12日)から「約10万人」(『朝鮮新報』2012年11月7日)と報じられている(朴浩烈「中国朝鮮族の言語相」『多摩大学研究紀要「経営・情報研究」No.17、2013)。
  - 5 「来日の経緯」を、友人、知人、親戚の紹介と回答したものは、2001年調査では48.3% (調査サンプル総数120)、2012年は60.4% (サンプル数48)、2015年は51.5% (サンプル数33)であった。詳しくは、拙稿「中国朝鮮族の移動と生活—日本在住の朝鮮族へのアンケート調査から—」『香川大学経済学部研究年報』55(2015)を参照されたい。
  - 6 例えば、全国・省・市等の作文コンテストで受賞した朝鮮族小学生の朝鮮語作文を収録し出版した李波編『全国朝鮮族小学生優秀作文選』黒竜江朝鮮民族出版社、2009年(ハングル)などを見ても、「留守児童」である小学生が家族への心情吐露を綴った作文が見られる。また、朝鮮族の中学生・高校生の朝鮮語作文を家族分散、「留守児童」を含むテーマ別に分けて分析した論文に、玄善允「中国朝鮮族中高校生の内的世界—『全国朝鮮族中学生優秀作文選』の資料的可能性と限界をめぐって—」『朝鮮族研究学会誌』4、2014年、がある。
  - 7 この条文は国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)のホームページに掲載されており、批准国数・国名は国連条約集(United Nations Treaty Collections、URL:<http://untreaty.un.org>)に掲載されている。
  - 8 中国東北部とは地理的範囲として遼寧省、吉林省、黒竜江省を範囲とする。
  - 9 厚生労働省ホームページ：ホーム>政策について>分野別の政策一覧>年金>年金・日本年金機構関係>海外で働かれている皆様へ(社会保障協定)。(閲覧日：2016年8月19日)
  - 10 「日本側負担は最大580億円、中国社会保険法施行で大打撃」、週刊ダイヤモンド、2011年6月28日。URL:<http://diamond.jp/articles/-/12888>
  - 11 厚生労働省ホームページ「年金制度の改正について(社会保障・税一体改革関連)」。
  - 12 衆議院ホームページ：トップページ>立法情報>議案情報>第192回国会 議案の一覧
  - 13 第31回社会保障審議会年金部会(平成27年12月8日)資料「社会保障状況の締結状況」。URL：[www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai.../0000106442.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai.../0000106442.pdf)
  - 14 同上の厚生労働省ホームページ、および日本年金機構ホームページを参照。日本年金機構ホームページ：トップ>社会保障協定。(閲覧日：2016年8月19日)
  - 15 経団連タイムズ No.3066、2011年12月1日。
  - 16 第1部(勉強会)の参加者は20名程度であった。その後、第2部に入り、朝鮮族料理(中国東北の朝鮮族集住地区で朝鮮族たちがよく食している料理)を囲んでのパーティとなった。パーティの参加者は次第に増えて(子どもも含めて)70名ほどになった。
  - 17 そのようなレットルの存在を示すものとして例えば次のコラムがある。「엔벤아줌마를 왜곡하지 말자」『동북아신문(東北亜新聞)』2011年8月3日、<http://www.dbanews.com/news/articleView.html?idxno=15201>。

## Transnational movement and life of Korean-Chinese: Memorial to Prof. Takeshi SHIBUYA

Mika MIYAJIMA (Kagawa University)

Prof. SHIBUYA insisted that human being should coexist with nature, and affirmed both oneself and others' existence.

Since 1990s, the Korean-Chinese actively migrated into South Korea, Russia, and Japan. As a result, they have faced many problems because of factors such as the rapid population drain from Yanbian and family separations. Due to advances in traffic infrastructure, it has become easier for family members to frequently travel between these locations to maintain family ties. However, social welfare systems are divided by government-defined territories, inconveniences and disadvantages have affected

these devoted family members who travel such great distances. How do the Korean-Chinese address these circumstances in which restrictions and inconveniences have been produced by the social welfare services of local and national governments? By adopting a life history study methodology, this paper tries to clarify relation between their migration and social welfare.

This paper concludes that putting importance on the welfare of others' existence or migrants is the step toward improvement on the welfare of one's nation.

## 「協生」から考えるドナウサブリージョンの現状と EGTC<sup>1</sup>

－ 渋谷武先生のご逝去に寄せて －

柑 本 英 雄 (日本大学)

### 1. 辺境地域の知の共同体：サブリージョン 研究の価値

それは、2002年10月26日・27日の2日間にわたって新潟産業大学（柏崎市）で開催された環日本海学会第8回学術研究大会2日目の日曜日朝のことであった。この日の会員総会で、多賀秀敏会員が新しく第4期の会長として推挙されることとなっていた。新執行部で事務局長の任を仰せつかっていた筆者は、会員の皆さんが到着する前に会場入りをと考え、朝早い時間のバスで新潟産業大学に向かおうと、まだ、整備される前の柏崎駅南口でバスを待っていた。日曜日のそんな早朝からバスを使う乗客はおらず、ひとり、バス停で佇んでいた。

そこに、渋谷武先生が歩いてこられ、一緒に隣同士に座って、バスはたった2人の貸し切り状態で出発した。今でもその光景をはっきりと覚えている。私自身、まだ30代で、これから学会の事務局を預かるという意味がどのようなものか、右も左もわからず、本当に、どうなっていくのか手さぐりの状態であった。環日本海学会初代会長とバスで隣り合わせての道中という、またとない機会に、渋谷先生にお聞きしたいことは山ほどあった。

そんなこちらの思いを全てお分かりになっているかのように、渋谷先生は、突然、こうおっしゃった。

柑本さん、あなた自身の研究をまず、第一に研ぎ澄まさせてください。環日本海学会の仕事は、そのうえでやっていただければよいのです。

道中、ずっとお話をしながらであったので、他にももっとたくさんお聞きしたことはあったはずなのだが、この言葉があまりに印象的で、これだけを反芻しながら弘前に戻ったことを覚えている。「事務局の仕事を最優先で」という、自分の「思いがかり」ともいえる勘違いを一刀両断にしてくださった一言であった。手弁当で作り上げていく学会、今、はやりの言い方をすればポットラックパーティーとでも言えるのだろうか、そういう学会に執行部として向き合うときの覚悟を問われた思いがした。「自分の料理の腕前の研鑽を疎かにして、学会事務局運営などあり得ない」、つまり、わかりやすく言えば「持ち寄りの料理の水準を上げることから始めよ」という一番、逃げ場のない覚悟を問われたご指導であると、当時の私は解釈した。

渋谷先生をはじめとする本学会創設期の第1世代、その第1世代を周りから支え学会発展につなげた第2世代、そして、私たちのような創生時期の苦労を知らない第3世代ともいべき世代に、そろそろ、理事や会員も様変わりしてきている。その後も、さまざまな局面で、渋谷先生には教えを乞うことになるが、このときほど、第1世代の先生方の研究への覚悟のようなものを実感したこ

とはなかった。そこから3回あとの年次研究大会である弘前大会(第11回学術研究大会、2005年)で、自分の研究からの環日本海研究へのインプリケーションを突き詰めて考えた企画を提起できたのは、実は、柏崎での渋谷先生の一言があったからである。

環北海地域研究、環バルト海地域研究、そして、ドナウ川集水域研究と、筆者の研究対象を並べ、環日本海地域研究への関連性を考えてみると、位置も特性もバラバラの地域に見え、どのような学問的連続性と本学会への貢献が考えうるのか疑問に思う新しい会員もいることだろう。そこを理解していただくには、この北東アジア学会の前身・環日本海学会創設時期の哲学、すなわち、国家間国際関係理解へのアンチテーゼとも言うべき、サブリージョン研究の持つ深い意味を考えておく必要がある。

渋谷先生は、ご著書『葉葉協生論』で次のように説かれている(渋谷, 2008, p. 210)。

「中心」からの発信が「辺境」の平和をかき乱してきた過去・現在の事実は、「中心」が、「中心」の都合のみから、例えば「国益」からものを考え一面的に処理してきた点に起因していることを物語っている。「辺境」の住民は、現実の生活の中から問題を提起する。それを低い次元の問題提起として一蹴してきたところに、過去における「中心」のおごりがあるとみることもできるであろう。

Haasが言う「知の共同体」(Epistemic Community)を、この環日本海地域で辺境の観点から再編成し、市民をはじめとする非国家アクターの価値を十分に認識して学問体系に取り込んでいく(Haas, 1990, pp. 347-363; Haas, 1992, pp. 1-35)。そして、その知の共同体は、その学問の自己消費にとどまらず、社会への貢献を目指していく。ここにこそ、サブリージョン研究のダイナミズムがあり、

渋谷先生が残してくださった後進への「協生」という指針が明確に示されている。<sup>2</sup>

## 2. 知の共同体再編

本論文では、上で議論したように、サブリージョンのあり方を考えるうえで、その先行事例としての欧州サブリージョンがどのような現状にあり、どこを目指しているのかを、ドナウ川地域での地方政府間のクロスボーダー協力(Cross-border Cooperation: CBC)、すなわち、欧州領域的協力団体(European Grouping of Territorial Cooperation: EGTC)の事例を通じて考察してみたい。

AllmendingerとHaughtonは、新たなスケールの誕生に関して、ソフトな空間の概念を使いながら、マクロリージョン<sup>3</sup>のような新しいスケールが登場し、国家が再スケール化されていくプロセスを動的に分析した(Allmendinger and Haughton, 2009, pp. 617-633)。空間計画に関連して国家の再スケール化が進展する際、さまざまな行為体が、自らの戦略立案や政策実行をめぐって、その再スケール化にかかわり始めると分析する(Allmendinger and Haughton, 2010, pp. 803-818; Haughton and Allmendinger, 2008, pp. 138-148)。本論文に鑑みると、それは、ハンガリー国境地域における「ユーロリージョン」のブームから「EGTC」への地方政府のCBC戦略の変化であり、地方政府が与する相手が国家のみから超国家組織としてのEUにも多様化したことを意味する。

本論文では、ドナウ川を巡る地域開発の包括的EUプログラムであるEUドナウ戦略(EU Strategy for the Danube Region: EUSDR)を事例に、このように「スケール間の政治」の中で変化する地方政府の政治的意図について考察する。その出発点として、ハンガリー国境のEGTCの現状を考えてみたい。超国家・国家・地方政府レベルの錯綜した政治的意図を解きほぐ

し、この領域の「地域」生成のあり方の特殊性を明らかにし、先行する EU 地域での CBC を巡る地方政府の抱える問題点を再検証する視座を提供できればと考える。

2009 年発効の EU バルト海戦略 (EU Strategy for the Baltic Sea Region : EUSBSR) に続いて、EU 第 2 番目のマクロリージョン戦略として策定されたのが EUSDR である。この戦略は、INTERREG III B で政策容器として使用された CADSES (Central European, Adriatic, Danubian, South-Eastern European Space) リージョンの地域的アイデンティティ拡散の失敗を教訓に、政策容器に国際河川流域という「自然地理的意味」を付与した点にあり、参加行為体に共通のアイデンティティ構築を容易にした。

ただし、この「集水域」という地域的アイデンティティは、それ自体では糾合性を持つものではない。リージョン形成プロセスの中で、現代的な政策的意味合いを、そのアイデンティティに依拠した形で注ぎ込む必要がある。ドナウ川の場合、当初、EUSDR が欧州委員会主導で策定され、それに参加する行為体の意図もバラバラのように思えた。しかし、その後、ドナウ川を巡るさまざまなデータセットが戦略的に整備されはじめ、この地域が抱える真の問題が浮かびあがることとなる。

2016 年 11 月にスロバキアの首都 Bratislava で開催された第 5 回 EUSDR 年次総会<sup>4</sup>でも明らかにされたように、それは、「気候変動とその結果としてのサブリージョンの意味変化」であった。ドナウ川地域の場合、唯一無二の水源としてのドナウ川が全球的規模の気候変動の影響を受けることで、洪水、水量変化による流域農業の生産性低下、河川運輸の困難化、工業用水価格の高騰、ランドスケープ変化による観光資源の貧弱化などの問題群に直結することが認識され始めている<sup>5</sup>。これらは、今後の課題として、サブリージョンの連帯強化のために、政治的容器としてのサブリー

ジョンに注ぎ込まれる意味や政策が収斂してきたことを表しており、地方政府らも EUSDR にどのように関わっていくのかの基本的方針を策定する縁となる。

マクロリージョンの協力は、北海やバルト海などの EU の環海洋領域で発達してきたが、その領域的結束の手法が、EU の地域政策の中に正式に内包され、ドナウ川流域のような他の地域でも、EU の領域的結束を高める目的でマクロリージョンによる地域政策が取り入れられたのである。

### 3. ドナウの EU 主導型:EGTC とマクロリージョンの関係性

ドナウマクロリージョンの特徴は、そのクロススケールのガバナンスの形態が EU 主導である点にある。前述のように、早くから自律的に形成されてきたバルト海・北海と違い、この領域は、EU が 10 年前にドナウ川流域を含む CADSES という、大きすぎる実験的マクロリージョンを導入して「欧州化」に失敗した経験を持つ<sup>6</sup>。



図 1 CADSES INTERREG 地域

(INTERREG III B CADSES Joint Technical Secretariat (JTS) , 2007, p. 4.)

CADSES は、他の特徴的マクロリージョンから漏れ落ち、INTERREG のマクロリージョンプログラムの恩恵を受けることができない地域を網羅するのを急ぐあまり、ポーランドなどのバルト海沿岸の旧東側地域から、欧州内陸のドナウ川流域から黒海沿岸地域、アドリア海沿岸地域からギリシャにかけての広大な地域を政策容器として網羅させるプログラムになってしまっていた。協生の意識の核として、何を据えるのかが不明確であったと言えよう。

バルト海・北海の「国家領域の相対化の成功事例」の経験から、課題集中型の集水域マクロリージョンが政策容器として有効であることに EU 地域政策総局は気付いた。この CADSES を分割し、地域アイデンティティを醸成するのに収斂しやすい自然環境条件をもとにマクロリージョンを再編成したのである。

この「EU 主導」のマクロリージョン形成には、CBC を、どのようにそのプロセスに位置づけるのかが重要となる。もちろん、越境協力の INTERREG プログラムには、どのマクロリージョンでも、Ⅲ A あるいはⅣ A のように、CBC 向けの B プログラムと、Ⅲ B、Ⅳ B のような ETC (European Territorial Cooperation)、す

なわち直接的なマクロリージョン向けの C プログラムが用意されてきた。そして、それらを包括的にワンストップでコーディネートする戦略として、EU はマクロリージョン戦略を策定したのである。

ただ、バルト海でも北海でも、マクロリージョン形成の進展と CBC との関係性は、明確なものとしては位置づけられていなかった。理由は明確で、糾合の核が環海洋の特定の課題であるから、国境といっても海洋を跨ぐ CBC が主となり、もともと1つのコミュニティが東西冷戦で分断されたままになった陸上のケースとは異なる場合が多かったからである。

ハンガリーの国境地域を中心に、このドナウ川流域では、マクロリージョンというソフトな空間で繰り広げられる「スケール間の政治」の中で、本来、マクロリージョンの構成基礎単位となるべき地方政府が、当初、マクロリージョンでの活動より、CBC の活動を優先してきた。ここで言う初期の CBC は、基本的には、国境を挟む複数の地方政府がユーロリージョンという「共同運営の協議体」を有する地域協力の体制のことである<sup>7</sup>。

このユーロリージョンを巡っては、クロスボーダー地域における国境の相対化の進展の中で、主

表1 マクロリージョナリズム：クロススケールガバナンスモデルの類型

マクロリージョン	EU バルト海戦略	EU 北海戦略	EU ドナウ戦略
発効年	2009 年	2011 年	2011 年
EU 加盟国	8	7 (と 1 非加盟国)	9 (と 5 非加盟国)
関連グランドデザイン	VASAB2010	NorVision	VISION PLANET
地域政策プログラム	INTERREG バルト海プログラムなど	INTERREG 北海プログラムなど	INTERREG 中欧+南欧スペースなど
既存の国際枠組み	Helsinki Commission	OSPAR Commission	Danube Commission
筆者によるクロススケールガバナンスモデルの類型化予測 (仮説)	国家主導型 バルト海諸国評議会 (CBSS) がコーディネート	地方政府主導型 北海地域委員会 (NSC) によるコーディネート (自主的戦略)	EU 主導型 欧州委員会地域政策総局によるコーディネートの可能性
進捗状況	『EU のマクロリージョン』で検証済	『EU のマクロリージョン』で検証済	本研究

筆者作成 (柑本, 2016, p. 13 掲載の表に加筆)



図2 ドナウマクロリージョン

European Commission, Regional Policy – Info regio, “EU Strategy for the Danube Region,” [http://ec.europa.eu/regional\\_policy/archive/cooperation/danube/maps\\_en.htm](http://ec.europa.eu/regional_policy/archive/cooperation/danube/maps_en.htm) (accessed 08 October 2016) .

権を脅かされたくない国家と、そこからある程度離れて自律的に新しい地域を運営したい地方政府との、意図のかい離が見られた。これは、Popescu が指摘するように、この地域の国家のウェストファリア的な意図と地方政府とのせめぎあい、すなわち「スケール間の闘争 (Scalar Conflict)」発生の結果と考えられる (Popescu, 2008, p. 431)。この問題に直面したハンガリーの地方政府群は、Central European Service for Cross-Border Initiatives (CESCI) が展開する EGTC 設立サポートを利用しながら人材を育成し、より自らの政治的意図の実現可能性の高い EGTC を EU のプロジェクトツールとして使いながら進める方向に傾斜していった。EGTC は、EU 法に基づく法的主体となりえ、ユーロリージョンのような参加地方政府の領属する国家同士の合意による主体ではない (柑本, 2007)。では、なぜ、このような動きが起きたのか。すなわち、なぜ、ユーロリージョンと呼ばれる越境協力の形態が、とりわけ、ハンガリーを中心とするドナウマクロリージョンで EGTC に進展したのだろうか。

まず、比較の観点から、バルト海と北海のマクロリージョンのケースを考えてみよう。バルト海

マクロリージョンでは、国家間バルト海の機構、都市間バルト海の機構、州政府バルト海の機構などのようにスケール基礎単位が異なるネットワークが重層的に存在する。その包括的コーディネートを EUSBSR は主に担っている。すなわち、マクロリージョンレベルのスケール別ネットワークの調整が、マクロリージョンのガバナンスの主たる行為となる。

次に、北海の場合を考えてみよう。北海マクロリージョンでは、その領域のルール作りが北海地域委員会 (North Sea Commission : NSC) 主導であったことでもわかるように、ここにはバルト海のようにマクロリージョンをコーディネートする多様な組織群は存在しない。ノルウェーを含めた沿岸地域の地方政府のネットワーク組織である NSC が中心的に活動し、バルト海のようなネットワークの歴史的多様性もない。しかし、豊饒の海である北海は、漁業、石油、ガス、通信、環境など多様なイシューのステークホルダーが関わっており、このイシューの異なった行為体間の利害調整が必要となる。これが北海マクロリージョンのガバナンスの主眼となる。

ドナウマクロリージョンが上記2つと全く異なるのは、地域の特徴として、国境の相対化を、CBC を通じて急ぎ、資本主義社会に適応し、EU のもと、相互依存的な社会を形成することに対応せねばならなかった点である。実は、CADSES の失敗は、その大きさや特色の異なる領域を糾合してしまったことだけにあるのではなく、東西冷戦の分断後の社会にいきなり、バルト海・北海のような、マクロリージョンのネットワークが存在する CBC モデルを当てはめようとしたことにもある。

ここでは、CESCI が行った EGTC の4つの協力体制の分類 (types of cooperation) をレビューしながら、国境の相対化のみならず、EGTC がリージョンのソフト化促進にどのように役立てられているかを検討してみよう。

## 【EGTCの種類】

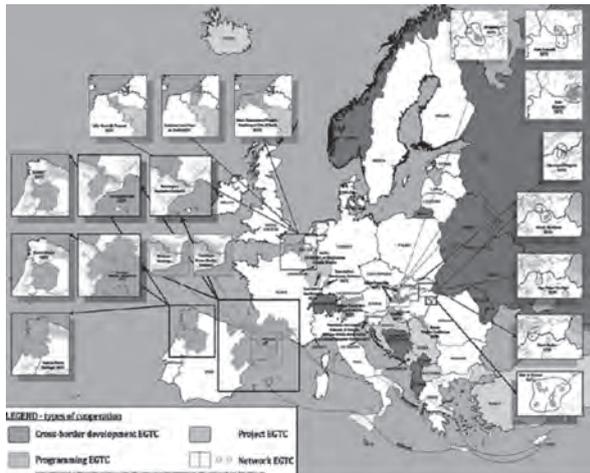


図3 EGTCの4つの分類

(CESCI, 2012, p. 2)

- ① クロスボーダー地域開発 EGTC (Cross-border development EGTC)
- ② プログラム EGTC (Programming EGTC)
- ③ プロジェクト EGTC (Project EGTC)
- ④ ネットワーク EGTC (Network EGTC)

CESCIは、自らがEGTC設立コンサルタントの役割を担い、地域のカレッジ教育におけるEGTCの専門行政官教育にも関わっている。また、EGTC研究機関としてEuropean Institute of Cross-border Studiesを有し、“*Crossing the Borders: Studies on Cross-border Cooperation within the Danube Region*”のような研究書も出版し、ハンガリー国境におけるEGTCの推進役となっている。

まず、第1のクロスボーダー地域開発EGTCは、ユーロリージョンの進化形、第2世代ユーロリージョンともいえる。これは、CDB EGTCのように、国境の両サイドで同じプログラムを実施できるようにするものである<sup>9</sup>。

第2のEGTCは、ドナウETCのようなINTERREG IVの既存の越境プログラムの事務局として設立されるものである。これは、個々のプ

ログラムに1団体しか設立されない。現在は、これらのEGTCにもハンガリー中央政府が絡んだりしているが、将来的にはINTERREGの特性からみても、さらに自律的な組織となる可能性を残している。

第3は、プロジェクトEGTCである。このパターンでは、1つのプロジェクトの遂行のために設立される。これはハンガリーではないが、わかりやすい先駆的事例として、Cerdagne Hospitalがある<sup>10</sup>。これは、スペイン・フランス国境の山岳地域にあり、32,000人の住民とその地域を訪れる旅行者に対して、治療を提供することを目的として2014年に設立された。

第4のEGTCの分類グループは、ネットワークEGTCである。これは、ステークホルダーのネットワークを形成することを目的とする。INTERREG IV CのURBACTでは、ネットワークEGTCを設立し、近接しない地方政府などの都市開発の共通の課題を解決することに取り組んでいる<sup>11</sup>。

## 4. ユーロリージョンからEGTCへ

ハンガリーでは、1993年ころから17のユーロリージョンが設立された<sup>12</sup>。しかし、ハンガリー国境地域に関して言うと、このユーロリージョンは、主権国家主導型のCBCの残滓であり、EU主導のマクロリージョンを進展させ、EUの領域的結束を強固にさせる意味での国境の相対化ではなかった。現在、そのユーロリージョンはEGTCに転換し、ユーロリージョンとして機能しているのは、Danube-Kris-Mures-Tisa (DKMT) ユーロリージョンのみである<sup>13</sup>。ここに、新しいスケールレベルとしての「マクロリージョン」設定を巡って繰り返られる「行為体間の権力関係の変化」を見て取ることができる。CESCIの代表Ocskayによると、ハンガリー周辺のCBCは、国家権力の排除の方法論として、ユーロリージョンからEUの法的枠組みであるEGTCに転換を

表2 ソフトな空間の流動化を通じた国家の再スケール化

		ソフトな空間（広義）			
	国家間のハードな空間の集合体	① →	生成期のソフトな空間化（狭義）	② →	マクロリージョンのハード化
他スケールとの関係性	ヒエラルキー的		ヘテラルキー的		ヒエラルキーとまではいかないが固定的関係
			利害関係者調整会議 (Stakeholder Conference)		EU マクロリージョン戦略の包括
	MLG 空間		言説の空間、交渉の空間、メタガバナンス空間		財源のやり取りの空間、事実の空間
	同じ場所 (place) に3つのスケールのガバナメント空間		同じ場所 (place) にもう1つの交渉スケールとしてのメタガバナンス空間		同じ場所 (place) に3つのスケールのガバナメント空間 + 疑似ガバナメント空間 (民主主義的プロセスを経していない)

①は、hollowing out: 国家の役割が空洞化し他の行為体に役割がシェアされていく。

②は、filling in: 新しいスケールに役割が充てんされていく (Jones, Goodwin, Jones, and Pett, 2005, pp. 337-360)。筆者作成 (柑本, 2016, p. 4)

進めたり、また、新たな EGTC 群を設立するように変化していった<sup>14</sup>。すなわち、ユーロリージョンによるクロスボーダー地域の地方政府が、所属国家のヒエラルキーから「脱埋め込み化<sup>15</sup>」し、EU のイニシアティブである EGTC を使いながら、法人格を獲得し、EU 域内での行為体の自律性をさらに確保したのである。

『北東アジア地域研究』第22号(2016年)所載の拙稿で筆者が示した「ソフトな空間の流動化を通じた国家の再スケール化」の表を使いながら、



図4 ドナウマクロリージョンのクロスボーダー地域  
CESCI, “Crossing the Borders Database: Territorial Coverage of the Database.” <http://institute.cesci-net.eu/en/crossing-the-borders-database> (accessed 08 October 2016).

このユーロリージョンから EGTC への転換の意味を考えてみよう。ドナウマクロリージョンも、当初は、国家間のハードな空間の集合体の一種であり、ハードな空間とハードな空間の接触体としての国境では、国家間交渉が進められ、マルチレベルガバナンスの中でヒエラルキー的な国家の意図のもとに地方政府がクロスボーダー地域での市民の生活圏接続を促進しようとした。

しかし、このヒエラルキー的な国家と地方政府の関係性を崩さないと、狭義の意味での「生成期のソフトな空間化」は起こりえない。国境地域に、もう1つの交渉スケールとしてのメタガバナンス空間が生じる必要があり、それが「交渉の空間」となって、ソフトな空間の特徴であるヘテラルキー性を促進する。ドナウマクロリージョンのケースでは、クロスボーダー地域で、このヘテラルキー化が発生して初めて、北海やバルト海のマクロリージョンのレベルで発生したような国家の再スケール化を通じたガバナンスへの準備が整ったことになる。

表3「ハードな空間とソフトな空間」の比較表を援用すると、EGTC がユーロリージョンでは崩しきれなかった「ハードな空間」の特徴をどの

ように変化させたかがわかる。

EGTC では、国家権力の範囲にあるハードな空間の法的管轄権を、特定の課題について機能的に集約する。境界の重複と行為体については、EGTC が法人格を有することから、国境のどちら側の国家からも法的な拘束を受けない。もちろん、所在地を1つの国家に定めなければならないので、その意味では、EU 共通漁業政策にあるような、排他的権限領域のような機能的集約が行われるわけではない。行為体の責任は、自律的な法

人格を有する EGTC そのものが請け負うことになる。政策調整様式については、ヘテラルキー的な決定方式が採用され、クロススケールガバナンスのようなスケール間の政治、あるいは、スケールの闘争が繰り広げられることになる。機構的には、EU 規則によって担保された組織であり、空間の再スケール化を促進し、そのことがもととなり、単純に国家領域の集積であったドナウマクロリージョンをソフトな空間に変容させる役割を担う。民主主義的なプロセスについては、現段階で

表3 ハードな空間とソフトな空間

	ハードな空間	ソフトな空間
範囲	法的管轄領域(jurisdiction)とその積層	生活圏、自然的地理圏、経済圏、環境圏、資源分布圏などその積層、重複
境界 隣接領域との関係	・重なり合わず排他的 ・重なり合った場合は、闘争(領土問題)	・重なり合う場合もある ・重なり合った場合は、領域的結束(Territorial Cohesion)の促進
主たる行為体	領域的統治系行為体	領域的統治系行為体、機能的行為体、課題特化型行為体など
責任 (responsibility)	堅牢な管轄領域(hard jurisdiction)とヒエラルキー的場所の明確な管轄すみ分け  ・縦の場所(place)の共有	責任の概念そのものが適用不可能不明確であり、利害関係者調整会議(Stakeholder Conference)などによる調整が必要  ・同一スケール内での場所(place)の共有
調整方法 (resource allocation など)	マルチレベルガバナンス(MLG)	クロススケールガバナンス(Cross-scale Governance)
機構的プロセス (institutional process)	フォーマル	インフォーマル
民主主義的プロセス (democratic process)	ガバメントを構成する選挙による民主的プロセス	メタガバナンス(Meta-governance)の必要性
スケール間の調整	機構的(institutional)であり、国家によるスケール調整(state scaling)	新自由主義的(neo-liberal)であり、国家の再スケール化や空間の再スケール化が促進される(spatial rescaling + state rescaling) (Haughton, Allmendinger, and Oosterlynck, 2013, pp. 217-234)

は、収支決算報告の義務付けなどの説明責任が果たされているのみで、運営委員会などに、選挙などの手続きを将来的にどのように取り入れていくのかは、今後の推移を見守る必要がある。

## 5. まとめ

これまで、文科省科研費・サブリージョン研究会や、本学会第17回学術研究大会（2011年、北海商科大学）企画分科会「地域主義再考：誰がアクターか—サブリージョンナリズムの可能性—」などで引き続き議論してきたこととして、CBCの役割と、マクロリージョンの役割の違い、あるいは同質性がある。しかし、これらの議論は、国境の相対化の促進や、EUの領域的結束の促進の観点からのみに議論が終始し、ソフトな空間としてのCBCとマクロリージョンの有機的な役割、相互作用についての議論が欠落していた。今回、本論文で、ユーロリージョンとEGTCの違いに着目し、それがCADSES INTERREGマクロリージョンプログラムの失敗を克服する方法論として、ドナウマクロリージョンで活かされていることについての考察を実施した。

マクロリージョン形成のプロセスにおいて、国境、特に、国境周辺地域がマクロリージョンに取り込まれていく中で、CBCにも変化が生じ、EGTCがマクロリージョンの領域的結束を促進しながら、クロスボーダー地域とマクロリージョンを有機的に結び付けていることが明らかとなった。

また、今後の課題として、サブリージョンの連帯強化のために、政治的容器としてのサブリージョンに注ぎ込まれる意味や政策が、ドナウ川地域の場合、「気候変動とサブリージョンの意味変化」であることも、2016年11月の第5回EUSDR年次総会プレゼンテーション群からわかってきた。引き続き、この気候変動やサブリージョンの意味変化がEGTC運営に及ぼす変化について、引き続き観察を継続する必要がある<sup>16</sup>。

- 1 本論文は、北東アジア学会第22回学術研究大会（2016年10月8日－9日、慶應義塾大学三田キャンパス）での企画セッション「地域概念の再検討」（コーディネーター：高橋和会員）のために、議論の共通の土台として、3報告で取り上げられる地域が「誰」のどのような「意図」によって形成されるのかを検証するツールの提供を試みる目的で執筆した筆者の報告ペーパーをもとに構成されている。峯田史郎会員、中山賢司会員と筆者の3人の報告者の意図は、これまで報告者がEUの北海地域などで定点観測してきたように、スケールを超えたガバナンスが、北東アジアや東南アジアでも発現が確認できるのか、また、それは欧州のケースと何が共通で何が異なるのかを検討するものであった。「地域概念の再検討」のためには、これらの地域がどのように形成されてきたのかを、上記の意味から、ステークホルダー参加の観点からも整理比較する必要がある。比較検証の際、留意されなければならないのは、これらは、地域の自然的・歴史的・社会政治経済的背景も異なり、また、地域生成のステージが異なる点である。したがって、現状の単純な比較にとどまらず、生成プロセスを詳細に検証することに意義がある。
- 2 新原道信は、イタリアのクロスボーダー地域の研究などで「共成」の言葉を使って、新しい地域の共存のあり方を検証している。詳しくは以下を参照。新原道信『21世紀“共成”システム構築を目的とした社会文化的な“島々”の研究』科学研究費補助金基盤研究（B）学術調査報告書（研究代表者・新原道信）、2007。
- 3 筆者は、EUで、バルト海地域や北海地域のようなリージョンの名称に、公式的にマクロリージョンが使用され始めて以来、自著では混乱を避けるため、その名称を使うようにしてきている（拙著『EUのマクロリージョン：欧州空間計画と北海・バルト海地域協力』勁草書房、2014年、第1章「マクロリージョンとは何か」15-30頁参照）。ただし、本論文では、環日本海学会創生期などの記述に限り、その時期に使用されていたサブリージョンの名称を使用することとした。
- 4 下記の日程・場所で年次総会は実施された。The 5th Annual Forum of the EU Strategy for the Danube Region, “Innovative Flows - Water, Knowledge and Innovation in the Danube Region,” Slovak National Theatre in Bratislava, Slovakia, 3 - 4 November 2016.
- 5 第5回EUSDR年次総会では、気候変動に関して、Workshop 2 “Water - Non-alternative Source for Life”で次のような報告がなされた。Water Nexus (DG JRC, European Commission), “Danube Water Resource Outlook until 2050”; Edith Hödl (ICPDR), “Dynamic Integrated Management with regard to Climate Change”; Pavel Misiga (DG Environment, European Commission), “Water and Agriculture: Conflict or Synergy?” これらのほかにも、農地から流入する栄養

素による水質汚染や、干ばつ問題など、興味深い報告がなされた。

- 6 Ulrich Graute, director of the Joint Technical Secretariat, INTERREG III B CADSES Neighbourhood Programme. Interview by author. Transcript. Dresden, Germany, 16 June 2005.
- 7 ユーロリージョンの研究については、日本における先駆的研究である高橋和の議論を参照されたい。高橋和「欧州における下位地域協力：チェコ西部におけるユーロリージョンの活動を中心に」環日本海学会『環日本海研究』第4号、1998年、28-44頁。高橋和「下位地域協力における地域的利害実現のためのメカニズム—ユーロリージョン・ナイセ/ニサの事例を中心に」山形大学法学会『山形大学法政論叢』第16号、1999年、51-80頁。高橋和「ユーロリージョンにおける協調と対立：下位地域協力の拡大とその要因」山形大学『山形大学紀要（社会科学）』30（2）、2000年、25-41頁。高橋和「東中欧における人の移動と下位地域協力：ユーロリージョンの活動と評価の観点から」山形大学『山形大学法政論叢』第27号、2003年、73-97頁。
- 8 Bouches de Bonifacio International Marine Park. この公園は、CBDを促進するために、EGTCをセットアップして、Corsica (France) and Sardinia (Italy) という国境の両サイドのEUバイオダイバーシティ法規の施行を促進している。Réserve Naturelle des Bouches de Bonifacio, “Bienvenue sur le site de la Réserve Naturelle des Bouches de Bonifacio,” <http://www.rnbb.fr/> (accessed 08 October 2016).

9

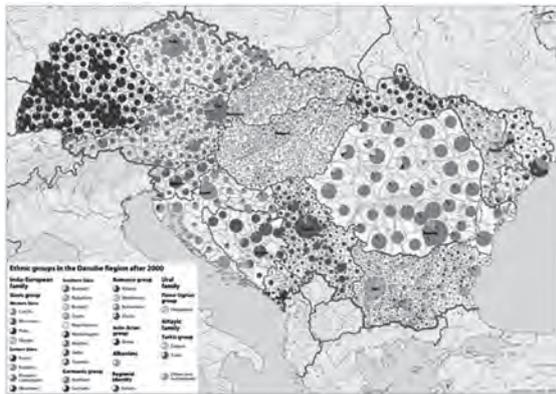


図5 Ethnic Groups in the Danube (Central European Service for Cross-Border Initiatives (CESCI), 2014)

この図のように、ハンガリーでは、クロスボーダー地域で人々がアイデンティファイするようなエスニック集団が形成されないため、ハンガリー国家がEGTCを容認しやすい事情もある。

- 10 Hôpital de Cerdagne (Hospital de Cerdanya), “Presentation, The EGTC - Hospital de Cerdanya,” <http://www.hcerdanya.eu/en/presentation/egtc-hospital-de-cerdanya> (accessed 08 October 2016).
- 11 URBACT, “EGTC Results,” <http://urbact.eu/egtc>

(accessed 03 May 2017).

- 12 Gyula Ocskay, head of institute, Central European Service for Cross-Border Cooperation (CESCI), interview by author, transcript, Budapest, Hungary, 20 February 2017.
- 13 Danube-Kris-Mures-Tisa Euroregion (DKMT), “Security without Borders,” <http://www.dkmt.net/en/index.php?bov=139091197924984> (accessed 3 March 2017).
- 14 Ocskay, supra note 12.
- 15 「脱埋め込み化」の議論については、拙著（2014年）第8章「スケール間の政治とマクロリージョン」（215-223頁）を参照されたい。
- 16 2017年2月の田中宏立命館大学教授とのブダペスト共同調査で、今後、一部のEGTCがスクラップされる新たな第2局面への示唆も、CESCI代表Ocskayへのインタビューから明らかになっている。これについては、今回はここでの示唆にとどめ、次の機会に深く議論を行いたい。

## European Grouping of Territorial Cooperation and the Danube River Region

Hideo KOJIMOTO (Nihon University)

Focusing on the difference between the Euroregion and European Grouping of Territorial Cooperation (EGTC), this paper examined the use of the Cross Border Cooperation (CBC) Programme in the Danube macroregion formation, which was intended not only to promote the relativization of the border and regional integration of the European Union (EU) but also to convert the area to soft space to overcome the failure of the INTERREG IIIB CADSES macroregion project.

In the macroregion formation process,

changes in the nature of the Cross-Border Region (CBR) also occurred as the frontier or the periphery. In the case of the Danube River region, the political platform to be implemented to drive common tasks and policies is “the changes in climate and the subregion.” The actors, who are involved in the CBC, will strengthen macroregional solidarity by applying the holistic blueprint of the European Union Strategy of Danube Macroregion (EU-SDR).

## 韓国農民団体による政治運動の性格およびその影響力 — GATT ウルグアイ・ラウンド国内対策への対応を事例として —

縄 倉 晶 雄 (明治大学)

### はじめに

本稿は、韓国政府が進める貿易自由化政策をめぐり、同国の農民団体<sup>1</sup>の抵抗運動がなぜ政治的影響力を持ちえてこなかったのかを、1994年のGATT ウルグアイ・ラウンド農業合意 (UR 合意) への国内対策を事例として、また農民団体自身の戦略に着目しつつ分析するものである。

1960年代以降、輸出主導型の工業化政策によって経済発展を遂げてきた韓国は、近年においても米国や中国との間で自由貿易協定 (FTA) を結ぶなど、積極的な貿易自由化を進めている。しかし他方で韓国は、日本と同様に零細な経営規模、稲作への偏重、そして高い生産コストといった、国際競争の面で極めて不利な農業構造を有しており、その貿易自由化の過程においては、農民団体の抵抗運動にしばしば直面している。実際、同国では新たな FTA が締結されたり、農業の競争力向上を企図する政策が発表されるたび、農民団体が数千人から数万人規模の反対集会を開き、政府による補償金の支払いなどではなく、貿易自由化そのものの抑制を訴えている<sup>2</sup>。しかし、産業構造の類似した日本における貿易自由化政策が農民団体、特に全国農業協同組合中央会を始めとする

JA グループの激しい抵抗によってしばしば骨抜きにされてきたとされるのに対し、韓国では、農民諸団体が同様の抵抗運動を展開してきた<sup>3</sup>にもかかわらず、それが自由化政策や、それに関連する国内農政改革の推進を押しとどめるに至っていない。従来この点は、強力な大統領制などといった制度的側面から説明されてきたが、本研究ではそうした説明に一定の有効性を認めつつも、農民団体が展開する政治活動の性質や戦略の側にも、政府の自由化政策遂行を容易にしまう要因がある可能性を探る。その際、分析対象とする事例として本稿は、1994年より開始された UR 合意への国内対策を取り上げる。ここで UR 合意への対策を事例とすることには、以下の2つの意義が認められる。まず UR 合意は、それまで発展途上国として自由化措置を一定程度猶予されてきた韓国の農政が、保護貿易志向のものから自由貿易に対応したものへと転換する契機になったためである。そうした転換点における施策をめぐり、農民団体が展開した政治活動は、その後の政府と農民団体との関係にも影響を与えるものになったと推測できる。第2に、UR 合意をめぐっては、産業構造の類似した日本においても国内農業対策が行われたが、この日本の政策は、JA グループ

---

### キーワード：

韓国農業、ウルグアイ・ラウンド、FTA、貿易自由化、農民団体

のロビー活動とそれを受けた自民党によって大きく歪められ、本来必要な改革を先送りするものになったことが既に指摘されている（生源寺ほか、2014）。そうした日本の例との対比において、韓国の UR 合意対策は、同国農民団体の政治的影響力を明瞭に読み取れる事例になっていると考えられる。

以下、まず 1. において、韓国における農産物貿易自由化を政治経済学的観点から取り上げた先行研究を検討し、農民団体の動向に着目する意義を指摘する。次に 2. では UR 合意の内容を、続く 3. では、それに対する韓国政府の国内対策を概括する。4. では、農民団体が UR 合意およびその国内対策をめぐって展開した運動とその影響を分析する。最後に 5. では、結論として、農民団体の反 UR 合意運動が示威活動の次元にとどまり、政治的影響力の不十分なものであったことを指摘した上で、本稿の課題を提示する。

## 1. 韓国の貿易自由化をめぐる先行研究

韓国政府が、農業部門の反発にもかかわらず貿易自由化を進めてきた要因を分析したものとして、日韓のコメ農政をめぐるポリティカル・エコノミーを比較分析した齊藤・浅羽（2012）が挙げられる。齊藤・浅羽は、1990 年代以降の韓国において直接支払制<sup>4</sup>が速やかに導入され、日本に比べて自由貿易体制に沿った農業政策への転換が迅速に進んだのは、大統領制か議院内閣制かという政治制度の差異に起因するところが大きいと指摘している。具体的には齊藤・浅羽は、全国一区で選ばれる韓国の大統領が、人口比の低下しつつある農村に配慮する必要性が乏しいのに対し、日本は国会、特に選挙区割りの都合上農村が過大代表となる参議院が、農政改革に対する拒否点として作用したと論じている。韓国国内の議論においても類似の指摘はなされており、ユン・ヨンヒら（1997）が、権威主義体制期のみならず、

1987 年の民主化以降も韓国においては国家が農政の主導権を握っていると論じ、その背景として強力な大統領が単独で行政権を行使できる政治体制を指摘している。韓国においては、社会経済政策の決定において利益団体に対する国家の優位性を強調する、いわゆる国家コーポラティズムが分析枠組みにおいてしばしば用いられており、農業ないし農村のみを取り上げたものではないが、イム・ヒョクペク（1994）やイ・ジョンヒ（2002）は、こうした視点から韓国の政策決定における国家の優位性、換言すれば利益団体などの国家に対する従属性に言及している。

韓国の政治構造が政府を利益団体政治から自由になっているという点は、高安（2012）も指摘している。高安は、韓国では大統領が強大な権限を有し、主要国政政党が都市対農村ではなく、全羅道対慶尚道という地域を亀裂としている上、農業分野に多額の補助金や補償金を投下していることもあり、農民団体が農政を国政の争点にする能力が削がれていると指摘している。

一方、農民団体側の要因に言及した文献としては、深川（2008）が挙げられる。深川は、韓国の農民団体は、本論文でも後述するように複数の団体が並存する状況となっており、大統領の権限が強大な制度下で十分な政治的影響力を発揮できていないと指摘している。またチェ・テオク（2006）は、韓国の農民団体は日本の農協と違い、政党に対するチャンネルに乏しい状況に置かれていたため、国政に対する影響力も微弱であったと論じている。

以上のように、韓国において、農業部門の強い抵抗を不可避免的に招くはずの貿易自由化政策が迅速に進められてきた要因として、先行諸研究は、国家が政策決定の主導権を容易に掌握できる制度ないし構造を指摘している。そこでは、農民団体は制度的・構造的障壁を乗り越え、影響力を行使することが困難な存在であると位置付けられる。

しかし、日本や欧米諸国における農業ロビー研

究は、制度・構造上の障壁に直面した農民団体が、それに合わせて組織の形態や活動方法を変え、自己利益の実現を図ろうとしてきたことを明らかにしている。米国連邦議会を対象とした農業ロビーを分析したジュリアン（1990）は、1960年代以降下院での審議法案数が急増し、従来農業委員会で行われていた実質的な法案審議が、小麦やトウモロコシなど品目別に組織される小委員会で行われるようになると、農民の側も品目別に利益団体を多数組織し、各小委員会の委員長を主たる対象としたロビー活動を活発化させたことを指摘している。ここからは、小規模な農民団体が複数並立している状況自体が、自動的に農業部門の政治的発言力を低下させる訳ではないことが読み取れる。また米国をめぐっては、Orden et al（2009）が、1990年代以降のWTO体制下においても、価格支持から直接支払額の増額へと要求内容をシフトさせることで、農業ロビーが政治的影響力を確保している状況を指摘している。また、欧州についてはPijnenburg（1998）が、1990年代以降、統合の深化によって欧州連合（EU）本部の政策決定権が大きくなる中、EU加盟各国の利益団体がその時々に応じて一時的な（ad hoc）連合を組み、選挙での集票に代わり、情報提供などを通じてEUの政策決定への影響力行使を図ることを指摘している。こうしたEUの事例は、利益団体が選挙以外の媒介を通じて政治的圧力を行使しうることを示している。日本においても、JAグループの農政運動の変遷を記述した桜井（1990）が、1960年代の米価闘争の行き詰まりに直面した系統農協が、農政運動の方針転換によって自民党政権への影響力維持に成功してきたことを記している。

無論、これらの地域の農民団体が制度ないし構造から何ら制約を受けていないという訳ではなく、Alley and Marangos（2006）は、米豪の農民団体の貿易自由化をめぐる政治活動が、各々の国の産業構造や政治活動上の経路依存性に依拠し

たものであることを指摘している。つまり、政治制度と農民団体の政治活動の関係は双方向なものであり、互いに影響を与えうるものであることが示唆される。

このように、欧米や日本を取り上げた農政研究は、政治制度に起因する困難に直面した農民団体が、制度や慣習といった制約を受けつつも、その困難を戦略的に乗り越えてきたことを指摘している。これに従うならば、韓国の農民および農民団体も、強い政党規律を伴う大統領制という制度上の困難を克服し、利益を追求すると思われる。

韓国においても、利益団体が制度的制約を乗り越えつつ、政治的影響力を行使しようとしている点は、社会保障政策の分野では既にも実証されている。すなわち大西（2012）は、1998年から10年に渡って進歩派の政権が続いたにもかかわらず、同国が本格的な福祉国家へシフトしなかったのは、政府に福祉政策の拡充を促す立場にある市民団体が概して政府の市場介入に否定的であったり、福祉に対して強い関心を有していなかったりすることによると論じ、市民団体が一定の政治的影響力を及ぼしたことを明らかにしている。同様の現象が農政分野でも生じている可能性は、低いと思われる。

以上の点を踏まえるならば、韓国においても農民団体は、制度的・構造的障壁を乗り越え、貿易自由化への反対という意思を政策に反映させようとしているにもかかわらず、それができていないということになる。そして、韓国農政に農民団体の意向が反映されていないという現実も、農民団体が、その内在的な要因によって制度的・構造的障壁を乗り越えられずにいることを示唆しているが、先行諸研究は、そうした内在的要因にまでは踏み込んでいない。以下では、この内在的要因について考察していく。

## 2. UR 合意の内容とその影響

UR 合意の元となった貿易多角化交渉、GATT ウルグアイ・ラウンドは、輸入制限や国内補助金など、いわゆる非関税障壁について主要国間の合意を図るものとなった。その議論の過程で最も長い時間が割かれたテーマが農業問題であり、中でも米国政府による国内農産物の価格支持政策と、欧州共同体（EC）による輸出補助金を通じたダンピングをめぐるのは、激しい論争が展開された（林ほか、2015、pp. 126-142）。米国政府が EC のダンピングを非難する一方、EC は米国政府による価格支持政策が国内農家の増産インセンティブを刺激し、小麦などの大量輸出をもたらしていると批判を展開した。

7年にわたる議論を経て1993年に妥結した UR 合意は、欧米双方の妥協案というべきものとなった。まず、輸入数量の制限や人為的な価格操作などといった非関税障壁<sup>5</sup>を撤廃し、貿易上の保護措置を関税のみとする基本原則を規定した<sup>6</sup>。その上で、国内農業への保護措置は、農産物の生産量および価格に影響しないものへ限定されることとなった。ただし、発展途上国による国内農業保護や環境保全を目的とした農業補助金は例外とされたほか、非関税障壁を関税へ移行させる猶予期間も先進国で6年間、途上国で10年間設定され、猶予期間中は保護品目を一定量以上輸入する義務を負うミニマム・アクセス制度が設けられた。すなわち、結果として UR 合意は、農業分野の非関税障壁を大幅に削減し、自由貿易を強く志向するものとなった。交渉の過程で韓国や日本は、景観維持や治水能力など、農業の多面的機能を主張し、自由化の抑制を試みた。しかし、この主張は米豪といった輸出国からの理解を得るには至らず<sup>7</sup>、国際交渉の中で埋没する形となった（林ほか、2015、p. 201）。結果として韓国は、農業の主品目であるコメを含め、農産物貿易の非関税障壁を10年<sup>8</sup>の猶予期間を経て関税化するという合意文書に署名した。

韓国は、平地に乏しく、農家一戸平均の耕地面積が2haに満たない<sup>9</sup>という極端に零細な経営規模に加え、糧穀生産を重視する農政の下、水田稲作を農業の中心としており<sup>10</sup>、花卉など換金作物の展開も不十分な状況にあった。さらに、韓国農家は日本と比べて兼業機会に乏しく、1993年の時点では全国約159万戸の農家のうち、93万戸以上が専業経営となっていた<sup>11</sup>ことから、農産物貿易の自由化による打撃が日本農家以上に深刻になると予想された。こうした中で韓国は、10年という猶予期間が与えられたものの、当該猶予期間を経た後には本格的な自由化に対処しなければならず、それに備えた国内対策を実施することとなった。

## 3. 韓国政府による UR 合意対策

上述した通り、韓国の農業競争力は極めて脆弱であり、同じく第一次産業に属する漁業とともに、UR 合意によって大きな打撃を受けることが想定された。1993年、国会はウルグアイ・ラウンド対策特別委員会を設置し、各種産業分野に生じる影響を精査するべく、政府各省庁の次官級幹部を招聘しての公聴会を数度に渡って開催したが、その席上で当時の農林部次官は、UR 合意によって韓国国内の農業はコメや野菜、畜産など、広範囲に渡って減産や減収といった被害を蒙るとの見通しを示している（ウルグアイ・ラウンド対策特別委員会、1993、pp. 3-15）。その認識の上に農林部は、UR 合意が国内農業に与える影響を最小化する施策を検討することとなった。

韓国政府による国内対策の基本方針は、1993年7月に発表された金泳三政権の経済政策のマスタープラン・新経済5カ年計画において、農業部門の近代化を促すという形で既に言及されていた（大韓民国政府、1993、pp. 1-5）。この方針を具現化する形で1994年、農漁村特別税法案が政府によって国会へ提出され、同年中に可決・

成立した<sup>12</sup>。農漁村特別税法はその第1条において、「農漁村の産業基盤施設の拡充」と並んで「農漁業の競争力強化」を特別税の目的とし、続く第2条において、2004年までの10年間限定で所得税や法人税など、直接国税の一定部分を農漁村特別税として徴収することを規定している。農漁村特別税の創設によって韓国政府が確保した農業予算額は10年間で15兆ウォン<sup>13</sup>という巨額なものとなった。

ただし、農漁村特別税を財源として農漁業の競争力を強化するといっても、具体的な施策は多様な方法が考えられるほか、既存の農政との整合性も重要な問題となってくる。また政府は、新経済5カ年計画で掲げられた農業部門近代化の具体策を示す必要性にも迫られていた。さらに、政府が一方的に農政の内容を決定することは、上意下達式の政策決定がとられていた1980年代以前の権威主義体制と同一視されるというリスクもあり、金泳三政権としては、外部の専門家を集め、諮問の場を設置しようとの考えがあった。そのため政府は、1994年1月、農漁業関係者や専門家から意見を聴取し、具体的な政策内容を固めていくための諮問会議・農漁村発展委員会を招集した<sup>14</sup>。同委員会は、国会での農漁村特別税法案の審議と同時並行して検討を重ね、同年4月、能力ある農業経営者の育成と、それを担う農協組織の改革、流通機構の改善と並び、農村福祉インフラや農業インフラの整備を行うべきとする報告書を政府に提出した<sup>15</sup>。

先述のように、韓国のUR合意対策は巨額な財政支出を伴うものであり、一見すると農民に配慮した恩顧主義的政策にも見える。またこれら施策は、村山内閣下で行われた日本のUR合意対策にも影響を与えたと指摘されている(吉田、2009、p. 405)。たしかに、日本のUR合意対策であるウルグアイ・ラウンド関連農業農村整備緊急特別対策(緊急特別対策)も、農漁村特別税と同様、総額6兆100億円という巨額の予算を確保し、そ

れによって農業インフラの整備による日本農業の対外競争力強化を図るというものであった(農林水産省、2009、p. 2)。

しかし、その詳細を見てみると、韓国のUR合意対策は日本のそれに比べ、改革色がより鮮明なものであった。まず、韓国の農漁村特別税は立法措置であり、かつその根拠法の中で目的が明示されていた点で、日本の緊急特別対策が予算措置にとどまり、かつ明確な目標を欠いていた点とは大きく異なる<sup>16</sup>。そもそも小林(1998、p. 757)が指摘するように日本の緊急特別対策は、韓国のようにUR合意を踏まえて新たなインフラ事業を企画するのではなく、予算の増額によって既存の公共事業の完成を早めるというものであった。このように日本の緊急特別対策は、UR合意を口実として農業予算を増額するという性質のものであったが、こうした対策がとられた背景には、UR合意による影響をゼロに抑え込もうとするJAグループの農政活動と、次期総選挙での勝利をめざし、農業票の積極的な取り込もうとする自民党の意図があった(中村、2000)<sup>17</sup>。そして与党がJAグループの要求を積極的に受け入れた結果、日本のUR合意対策は農業の国際競争力向上という観点において、極めて実効性に乏しいものであったと強く批判されることとなった(生源寺ほか、2014)。対する韓国の場合、当初同特別税の期限とされた1994年から10年間という期間は、UR合意で韓国がコメの関税化を猶予された期間と同一であり、10年後に到来する猶予期間の終了に備え、農漁村特別税を財源として農業の体質強化を図ろうとする政府の意図が明瞭に読み取れる<sup>18</sup>。他方、韓国の農民団体はこうした改革志向の政策に納得しておらず、むしろ連日抗議デモを展開していた。それは、日本のように与党が積極的な勢力拡大を図るという状況下のことではなかったが、農民たちの反対の声は、4年の任期の折り返しを迎えていた当時の与野党国会議員が、次期総選挙における農民票の動向をめぐって

神経をとがらせるほど強かった<sup>19</sup>。

以上のように韓国は、日本と同じく脆弱な農業構造を持ち、かつ農民団体が自由化に抵抗していたにもかかわらず、少なくとも根拠法制定の時点では改革志向の強い UR 合意対策を策定した。以下では、こうした状況に対し、同国の農民団体が具体的にどのような抵抗運動を展開し、なぜ同時期の日本で見られたような政治的影響力を発揮できなかったのかを検討する。

#### 4. 韓国農民団体の UR 合意対策をめぐる運動

韓国で最も多くの会員を擁する農民団体は、日本と同じく農協（NH）である。朴正熙政権発足直後の 1961 年 8 月、農協法の全面改正によって発足した NH は、ソウルの全国中央会をトップとするピラミッド型の組織構造や、品目横断型の経営形態、そして農業支援と金融の双方に跨った経営形態など、日本の JA グループときわめて類似した構造を有しており（松本、2012）、会員数も 2016 年現在で 221 万人、全国の農業・農村関係者 270 万人余りの 8 割以上をカバーするなど、強い組織基盤を有している<sup>20</sup>。NH も JA と同じく、1990 年に UR 合意の大筋の内容が明らかになった前後から、これに対して強い関心を示し、機関誌に UR の合意内容やその影響についての論考を掲載するなどしてきた<sup>21</sup>。そして、政府の UR 合意受諾が迫った 1993 年には、非会員を含む 1000 万人規模の署名運動を行い、UR 合意の拒否、中でもコメの自由化、すなわちコメの関税化につながる条項を拒否するよう政府に要求した（ユン・ゴニョン、2015、p. 21）。

しかし、韓国の農協法第 6 条は、NH が政治活動を行うことを禁じている<sup>22</sup>。特に、自らの農政上の要求を貫徹するために NH が特定の党派を支持ないし反対することは現在に至るまで厳しく制限されており、同時期に日本の JA が行ったよ

うな、コメの関税化をめぐる国会議員に対する記名式アンケート<sup>23</sup>のような行動はとれなかった。そもそも韓国に限らず、協同組合には政治的に中立であるべきという国際的慣例、いわゆるロッチデール原則がある<sup>24</sup>。

こうした法的制約に加え、UR 合意受諾に前後する時期の NH は、政府補助金の不正受給が発覚し、国内世論から激しい批判にさらされていた。この不正受給問題は、1994 年 3 月に検察がハン・ホソン中央会長を横領容疑で召喚・拘束する事案にまで発展したのであるが、その捜査の過程でハン会長が専横的な人事権を行使し、事件の矮小化を図ったことが明らかになるなど、NH の組織体質に対する世論の激しい批判を招く結果となった<sup>25</sup>。最終的にこの問題ではハン・ホソン中央会長が任期途中で辞職するのであるが、先述の 1000 万人署名運動はこのハン中央会長が自ら主導して進めた取り組みであった。そうした事情も重なり、農協は UR 合意をめぐる、政治的影響力を大きく失うこととなった。

NH がスキャンダルで大きく揺れる中、UR 合意をめぐる運動を積極的にリードしたのが、1987 年に結成された韓国農業経営人中央連合会（韓農連）と、1990 年に結成された全国農民会総連盟（全農<sup>26</sup>）の 2 団体であった。このうち韓農連は、結成時の名称を全国農業後継者協議会といい<sup>27</sup>、全国的に農家経営主の高齢化が始まっていた当時の韓国で新たに就農した人々の互助を促進させることを目的としていた。会員数は 1990 年代から現在に至るまで 10 万人から 12 万人前後で推移しており、200 万人以上を擁する農協に比べて圧倒的に小規模であるが、これは同団体が新規就農者を主たるメンバーとしているためであり、韓国農民全体の 50% 以上が 1960 年代前半以前の生まれであるのに対し、韓農連メンバーは 95% 以上が 1960 年代後半以降の生まれと、構成員が若いのが特徴である<sup>28</sup>。これに対し全農は、韓国カトリック教会の農村組織を母体とする団体

である。会員数は2万人強<sup>29</sup>と韓農連以上に少なく、かつ、その設立宣言文で設立背景について「独占資本という怪物が我が国を併呑して以降、1960 - 70年代の我が国農民は、より多くの食料を生産するよう強要され（中略）収奪に晒された<sup>30</sup>」と述べていることから窺えるように、1980年代までの権威主義政権に対して極めて批判的な姿勢をとる、進歩色の強い団体である。この2つの団体は、1993年から翌年にかけて、先述のNHのスキャンダルを激しく非難し、「NHは権威主義政権時代の御用組織という体質から脱却できていない」と、NHと自らを明確に差別化する一方<sup>31</sup>、UR合意をめぐるデモを頻繁に行うなどし、農民団体としての反UR運動を積極的に率いた。

1990年代当時、全国経済人連合会を始めとする経済団体は、UR合意を受け入れ、自由貿易体制へ積極的に適応していくことで、韓国製品の輸出機会を拡大させるべく、政府や与野党幹部との接触を重ねていたほか、メディアを通じた積極的な世論喚起を図っていた<sup>32</sup>。UR合意への反対姿勢を示す中で韓農連および全農は、こうしたUR合意受け入れ賛成派に対抗し、コメの関税化を阻止するか、あるいは関税化による被害の補填を政府から取り付ける必要性に迫られた。

UR合意をめぐり、韓農連および全農は、大韓養豚協会などといった品目別の農民団体を糾合し、10以上の農民団体が共同歩調をとり、UR合意の受け入れ拒否、中でもコメの関税化を拒否する行動に出た。具体的には、韓農連のほか、全農が主たるメンバーとなる形で結成された全国農民団体協議会が、1992年4月の国会議員選挙、並びに同年12月の大統領選挙において主要政党・候補者を招聘しての農政討論会を開催し、貿易自由化への反対を含む農民団体側の要求を直接突き付けるなどの行動を展開した（全国農民団体協議会、1992；韓農連、2014）。しかし、輸出主導による工業化を進めてきており、かつ先述の通り経

済団体がUR合意の受け入れを図るべく積極的な政治活動を行っている中では、貿易自由化そのものを拒むことには限界があった。

そのため、韓農連および全農は、両団体に共通の目標であるコメの関税化を阻止することに重点を置き、全国の農家や農民諸団体を動員する行動に出た。具体的には、「コメ開放阻止（쌀 개방 저지）」を標語とし、両団体に所属するメンバーが街頭に繰り出してデモ行進を繰り広げただけでなく、その街頭デモに、全国農民団体協議会に参加する諸団体のメンバーを取込むといった行動を展開した（韓農連、2014；全国農民団体協議会、1992）。日本と同様、韓国においても、コメは国内農業の主力生産物であると同時に、長らく主食としてメジャーな存在であり、その国内生産を維持しようという呼びかけは、幅広い賛同を得やすいものであった<sup>33</sup>。その過程では、NH中央会が政治的動員力・影響力を喪失していたのに対し、地域レベルで組織される単位農協がデモ隊に加わるといった場面もあった<sup>34</sup>。こうした、全国の農民が団体横断的に共感できる最大公約数的スローガンを掲げ、街頭でのデモ活動を積極的に展開するという取組みは、動員という点では大きな成果を上げた。例えば、韓農連は1993年から1994年にかけて、ソウルで2万人規模の集会を複数回に渡って開き、コメの関税化に抵抗する意思を示したが（韓農連、2014、pp. 3-4）、会員数10万人余りの同団体がそれほど多くの人数を動員できたのは、コメの関税化を阻止するという目標が幅広い共感を得て、ソウル大学の学生会メンバーなど、農民団体以外の動員も可能としたためであった<sup>35</sup>。

このようにして、農民諸団体やその協力者が同意できる最大公約数的主張であるコメの関税化への反対を掲げ、2万人規模の動員を複数回に渡って展開したことは、マスメディアを通じた世論喚起にも貢献した。すなわち、韓農連や全農、全国農民団体協議会の参加諸団体、さらにはNH中

中央会の政治活動抑制を振り切った一部単位農協などが「コメ自由化阻止」の横断幕を掲げ、集会に参加する光景は全国紙に大きく取り上げられ、1994年4月に国会議事堂前でデモが行われた際は、進歩系日刊紙『ハンギョレ』はもとより、保守系日刊紙『朝鮮日報』も、その論説において農家経済の救済措置を講じるべきと指摘した<sup>36</sup>。こうした中、1994年の第166国会に提出された農漁村特別税法案をめぐる審議においても、与党・民自党が国内農林水産業の生産基盤強化に資するとして同法案を支持したのに対し、最大野党・民主党は、同法案が専ら第一次産業の生産パフォーマンスに焦点を当てており、その生産の担い手である農民や漁民の生計に対する配慮が足りないとして、反対姿勢をとった（国会事務処、1994）。そして同法案は、4月の財務委員会での採決において野党が強く抵抗する中、強行採決で可決されている。ただしそこでは、特別税による税収が主として一次産品の需給や価格の安定ではなく、生産基盤に充てられることが批判の対象となったのであって、コメの関税化の是非自体が論争の対象とされた訳では必ずしもなかった。また、前年1993年の通常国会で農林部長官が「コメ（市場）を全面開放することは不可能だ」<sup>37</sup>と答弁していたことをめぐる責任問題が浮上し、野党・民主党からコメ開放をめぐる国民投票を行うべきとの主張が出される<sup>38</sup>など、院内の議論は政策内容に踏み込んだものではなかった。また、こうした野党の反対は、農民団体の反発を汲んだものというよりも、経済全体の発展よりも民生向上を重視するべきであると訴え、野党に影響力を持っていた金大中<sup>39</sup>の大衆経済論に即したものであるといえた<sup>40</sup>。

他方、政府にとっては、既に署名し、国会に批准同意案を提出したUR合意を遵守しないわけにはいかず、10年の猶予期間を経てコメの保護措置を関税のみとする方針は撤回が困難であった。加えて政府は、UR合意とは別に、1980年

代末から米国との間で貿易摩擦を抱えており、ワシントンから寄せられる農産物市場の開放要求に対応する上でも、国内農業の生産性向上を図らないということは不可能だった。そのため国会での審議においても、野党からの批判に対し、財源を確保の上で農業の生産性向上を進める意義を説く方針をとった（国会事務処、1994）。従ってこの段階において韓農連および全農は、街頭での動員とそれによる世論喚起だけでは自らの意向を実現できないことは明白であり、政府との直接的な接触によって、コメ生産をめぐる何らかの政策上の妥協を取り付ける必要性に迫られた。しかしこの点において、両団体は補助金の増額を求めた日本のJAグループと異なり、政府からどの程度の妥協を引き出すかについて、明確なガイドラインを設定し、それを相互に共有することができなかった。

そして、実際に政府や有力政党と接触する段階において、韓農連は地方議会議員を足がかりとした国政政党への働きかけに注力したのに対し、全農は零細農民の利害を反映する政党の新規設立を目指すなど、両団体は互いに異なる戦略に依拠した。このうち韓農連が力を入れた地方議会を通じた働きかけは、1990年代初頭以降の公選地方自治再開を活用したものだ。1961年の軍事クーデタで朴正熙政権が発足して以降、権威主義政権下の韓国では公選制の地方自治が凍結されていたが、1990年代に入り、地方議会議員および地方自治体首長の選挙が順次実施されることとなった。その機会を活用して韓農連は、自らの会員籍を持つ農民を議員に当選させ、選好する政策の実施を追求することとしたのである（韓農連、2014、pp. 4-5）。この際、地方議会選挙でも比例代表制が併用されているという制度的事情ゆえ、韓国の国政政党が日本のそれと違って地方レベルまで強固な組織網を有していることは、地方議会から連なる人脈を介し、国政への政策要求を図るという戦略につながった。

これに対し、設立宣言において自由貿易への対抗意識を明示していた全農は、同じく反自由貿易路線を鮮明にする労働団体・全国民主労働組合総連盟（民主労総）などと協調し、自由貿易の抑制や福祉国家の建設を訴える自前の政党を作り上げ、国会へと送り込むことによって、自らの選好する政策の実現を図った<sup>41</sup>。

反 UR 合意運動を主導し、その国内対策に関しても影響力を行使しうるはずの両団体が、政策の決定・執行機関への接触を図る段階において明確な妥協点を示せず、かつ別個の手法に依拠したことは、動員の過程において両団体が発揮した政治社会的影響力を大きく減じさせるものとなった。このうち、韓農連がとった地方議会にメンバーを送り込むという手法は、1991年の統一地方選挙で全国合計23人の韓農連出身議員を誕生させるなど、一定の成果を生んだ（韓農連、2014、p. 4）。しかし、これは同選挙で誕生した民選地方議員計5000人弱の1%にも満たず、国政に対してプレゼンスを示すには程遠い数値であった<sup>42</sup>。その後、韓農連出身の地方議員は統一地方選の度に増加傾向にある。しかし同時に、一時期を除いて国会議員選挙に小選挙区制が採用されてきた韓国では、総選挙における公認権や資源配分において党本部の裁量権が極めて強く、中選挙区制下の自民党的のように、地方議会の与党系議員が国政選挙での選挙協力を通じて政治的影響力を持つ余地が極めて少ないことも明らかとなっている。

他方で全農は、民主労総などと共同で進歩派政党の立ち上げを企図したが、対北宥和政策が始まる前である当時の韓国において本格的な左派政党を立ち上げ、党勢を広げることは困難を極めた。そして、韓国憲政史上初の本格的進歩派政党である民主労働党が国会第三党として10議席を獲得したのは、UR合意から10年余り後の、2004年のことであった。加えて、その民主労働党の主導権を握ったのは会員数で圧倒的優位に立つ民主労総<sup>43</sup>であり、会員数2万人余りに過ぎない全農は、

その設立母体の一角を占めるに過ぎなかった。そもそもロビー活動においては、新規に政党を設立することは、既存政党に圧力をかけるよりも高いコストを要するものであり、日本では、JAグループが1970年の減反政策本格導入時に農民政党の設立を検討したが、設立コストに比して見込まれる効果が低いとして、引き続き自民党を支持する結論に落ち着いている（桜井、1990、pp. 240-253）。

すなわち、街頭でのデモ活動を行う次元においては、コメの関税化阻止を共通目標と設定し、他の団体と共同戦線を組むことで高い動員力を誇示した韓農連および全農は、具体的要求事項をめぐって政府や国会と接触する次元において戦略を共有せず、個別の運動方式に固執し、デモにおいて見られたような汎農民型の活動を展開できなかったのである。換言すれば、両団体は「コメ開放阻止」という意識こそ共有したものの、その方向性を具体的政策に反映させる段階において、互いにその立場の違いを埋められなかったといえる。

上述のように、政府や国会に対して直接的に影響力を行使しようとする取り組みが行き詰まりを見せる中、国会でのUR合意批准同意案の審議は着々と進み、1994年2月に本会議での採決に付されることとなった。この際、全農関係者数名が当時部外者の立ち入りが制限されていた国会敷地内に侵入し、同合意に反対票を投じると言明した議員にエールを送るなどの示威行動を行った。この行動はただちに衛視によって制止され、全農関係者は議事堂の敷地外に強制排除された<sup>44</sup>。結局、UR合意批准への同意案は賛成多数で可決された。これに続き、4月には農漁村特別税法案も国会を通過し、また先述の通り、農漁村発展委員会も農村福祉の向上やインフラ整備を重視すべきとの答申を出した。これに対して韓農連と全農は、2月と7月に2万人規模の集会を開き、コメの関税化を拒否し、UR合意について、GATTで再交

渉するよう政府に求めた<sup>45</sup>。しかし、既に述べたように、韓国政府にとって UR 合意は署名済みの内容であり、こうしたデモによって政府の方針が変わることはなかった。

既に批准手続きに入った多国間条約について再交渉を求めるといふ両団体のかたくなな姿勢からは、1980年代後半の同国民主化に前後して在野勢力が見せた非妥協性が観察される。文（2015、pp. 152-153）は、1980年代の韓国の在野運動が、権威主義政権の打倒を目指して妥協を排した性質を帯びるようになったと指摘しているが、街頭での大規模な示威を繰り返し、あくまでコメの関税化を拒む姿勢は、それと共通性を有するものだった。筆者のインタビューにおいても、韓農連の幹部は自由貿易への反対運動を「民主化運動の延長線上で行っている」との認識を示し、また全農の幹部も「抑制なき自由貿易への義憤」が反自由貿易運動の原動力になっていると答えている<sup>46</sup>。

しかし、妥協を排除し、国会議事堂への侵入などの強硬措置をとってでも自らの要求を貫徹しようという民主化運動以来の在野運動の方式は、1990年代半ばには、既に大衆からの支持を失っていた。文（2015、pp. 176-184）が指摘するように、ストライキや示威など、選挙以外の方法によって政権交代や大幅な政策変更を要求するアプローチは、1991年5月の盧泰愚政権退陣を求めたゼネストが失敗に終わった時点で大衆的支持の脆弱さを露呈していた。そして1990年代半ばには、これに代わり、政治過程への参加や政策提言など、より現実的手法に依拠する運動形態が一般化しつつあった（清水、2005；キム・イクシクほか、2004；Bae、2012）。こうした環境の下では、いかに大規模なデモ活動を展開し、そこでコメ関税化の拒否を訴えても、それが農民以外の大衆の支持を獲得し、社会的勢力となることは著しく困難になっていたのである。

## 5. 結論および課題

本稿は、韓国が農産物を含む貿易自由化政策や、それに付随する国内農政改革を進める中、なぜ農民団体がその強い反自由貿易志向にもかかわらず、なぜ政治的影響力を行使できずにいるのかを、UR合意への国内対策を具体的事例として考察するものであった。この問いに対し先行諸研究は、大統領制や地域対立といった制度的、構造的要因から説明を行っているが、本稿では、自由化に抵抗する農民団体の戦略にも、自由化を進めさせてしまう要因があるのではないかと仮説に立ち、分析を行った。

分析結果は、概ね仮説を支持するものであった。すなわち、農協の政治活動が制限される韓国では、韓農連および全農という2つの農民団体が反UR合意運動を主導した。これら団体はUR合意の内容のうち、コメの関税化に焦点を絞り、それへの反対をデモ活動などで強く訴えた。この戦略を用いたことは、様々な組織の協力を得て、UR合意への農民の抵抗を世論に印象付けることにつながった。しかし他方で、示威活動に過度に依拠する運動は、1990年代半ばにあっては大衆的支持を既に失っており、両団体は世論の注目を引き付ける以上の成果を獲得できなかった。そして、政府高官や国会議員などに直接接触を図り、選挙協力や献金、あるいは情報提供といった行動と引き換えに譲歩を引き出そうという、いわゆるロビー活動の次元においては、両団体は各々の原則に固執し、別個の行動をとった。すなわち、韓農連が自らの会員を議会に送り込む戦略をとったのに対し、全農は自ら国政政党を設立する戦略をとったのであるが、1990年代半ばの時点で韓農連は全国に20名あまりの地方議員を持つにすぎず、また全農は国政への進出ができていない状況だった。つまり、元来小規模な両団体が、現実的なロビー戦略を共有せず、動員過程で見たような連帯をしなかったがために、かえってその小規

模性を露呈し、政治的影響力を発揮できないままになるという結果をもたらしたといえる。そして、動員過程における連帯とロビー段階における政治活動との間に一貫性を持たせることができず、関税化による農産物輸入の自由化を「農民の総意」とし、その死守のための条件闘争を展開するということができなかったがゆえに、韓国の農民団体は、激しいデモ活動を行い、世論の耳目を引き付ける割には実際の政治的影響力を確保できないという、本稿冒頭で示した状況に陥ったのである。

本研究からは、韓国の貿易自由化政策を説明する際、農民団体などロビー活動の担い手の動向にも着目する意義があることが読み取れる。これを踏まえ、2000年代以降の相次ぐFTA締結と、それをめぐる政治状況を政治経済学的に説明する作業については、今後の課題となる。また、農民団体の政治的影響力が確保されないという状況にも関わらず、2000年代以降の韓国政府は、2004年にコメ関税化猶予を10年延長し、またFTA締結に際しては農民団体への事前説明や情報提供を強化してきている。こうした韓国政府の姿勢をどのように説明するのかも、今後の課題としたい。

## 【参考文献】

### <日本語>

- 大西裕、2014、「委縮した社会民主主義—韓国福祉国家の市民社会的基盤」『東洋文化研究』第17号、pp. 67-95
- 小林祐一、1998、「ウルグアイ・ラウンド関連農業農村整備緊急特別対策」『農業土木学会誌』第65巻第8号、pp. 795-801
- 斉藤淳・浅羽祐樹、2012、「恩顧主義と貿易自由化—コメ保護農政の日韓比較」『選挙研究』第28巻第1号、pp. 114-134
- 作山巧、2006、『農業の多面的機能を巡る国際交渉』筑波書房
- 桜井誠、1990、『米、その政策と運動』農山漁村文化協会
- 清水敏行、2005、「民主体制定着期の韓国における政治と市民社会(3)」『札幌学院法学』第22巻第1号：109-177
- ジュリアン、ブルーノ 著. 津守英夫ほか訳、1990、『アメリカの圧力団体—権力に迫る食料・農業ロビイスト』農山漁村文化協会 (Julien, Bruno. 1989. *Les groupes de pression américains: Le lobby agro-alimentaire à l'assaut du pouvoir: un modèle pour l'Europe?* Paris: Skippers)
- 生原寺真一ほか、2014、『ウルグアイラウンドと農業政策—過去の教訓から学ぶ』東京財団
- 高安雄一、2012、『隣りの国の真実：韓国・北朝鮮篇』日経BP社
- 中村靖彦、2000、『農林族—田んぼのかげに票がある』文芸春秋
- 農林水産省編、2009、『ウルグアイ・ラウンド関連対策の検証』農林水産省
- 文京洙、2015、『新・韓国現代史』岩波書店
- 林正徳ほか、2015、『ポスト貿易自由化時代の貿易ルール—その枠組みと影響分析』農林統計出版
- 深川由起子、2008、「米韓自由貿易協定と韓国の農業支援策—国内の反応を中心に」農林水産省『主要国の農業情報調査分析報告書』pp. 3-32
- 松本武祝、2012、「韓国農協法改正をめぐる争点の分析—歴史的視点から」『共済総合研究』第64号、pp. 23-43
- 吉田修、2009、『自民党農政史—農林族の群像』大成出版社
- 『朝日新聞』
- 生活協同組合 <http://jccu.coop>
- 全国農業協同組合中央会 <http://www.zenchu-ja.or.jp>
- 農林水産省 <http://www.maff.go.jp>

### <韓国語> (単行本の出版地は全てソウル)

- 김대중. 1969. 「대중경제를 주창한다」 『월간 신동아』 1969년 11월호, pp. 196-197
- (Kim, Dejun. 1969. 「大衆經濟を主唱する」 『月刊新東亜』 1969年11月号、pp. 196-197)
- 김익식, 장연수. 2004. 「지방정부에서 이익단체의 활동전략과 영향력에 관한 고찰」 『지방행정연구』 제 18 권 제 4 호, pp. 131-156
- (Kim, Ikshik, Chan, Yonsu. 2004. 「地方政府における利益団体の活動戦略と影響力に関する研究」 『地方行政研究』 第18巻第4号、pp. 131-156)
- 국회사무처. 1994. 『제 166 회 국회심의회』 대한민국국회 (国会事務処. 1994. 『第166回国会審議録』大韓民国国会)
- 대한민국정부. 1993. 『새경제 5 개년 계획』 대한민국정부 (大韓民国政府. 1993. 『新經濟 5 年計画』大韓民国政府)
- 우루과이라운드 대책특별위원회. 1993. 『우루과이라운드 대책특별위원회 활동보고서』 대한민국국회 (ウルグアイ・ラウンド対策特別委員会. 1993. 『ウルグアイ・ラウンド対策特別委員会活動報告書』大韓民国国会)
- 유제춘. 1990. 「우루과이 라운드와 우리 농민의 살 길」 『대 학문화』 제 14 호, pp. 65-77
- (ユ・ジェチュン. 1990. 「ウルグアイ・ラウンドと我らが農民の生きる道」 『大学文化』 第14号、pp. 65-77)
- 윤건용. 2015. 『새마을운동과 농협의 역할』 전국농업협동조합중앙회
- (ユン・ゴニョン. 2015. 『セマウル運動と農協の役割』全国農業協同組合中央会)

윤영희, 하세홍 .1997. 「이익단체의 이익표명과 정책과정」 『한국행정논집』 제 9 권 제 1 호, pp. 65-80  
 (ユン・ヨンヒ, ハ・セホン .1997. 「利益団体の利益表明と政策過程」 『韓国行政論集』 第 9 卷第 1 号, pp. 65-80)  
 이정희 . 2002. 「한국노동단체의 이익표출구조연구: 이익 갈등, 조절 협력을 중심으로」 『사회과학논집』 제 20 권 제 1 호, pp. 35-61  
 (イ・ジョンヒ . 2002. 「韓国労働団体の利益表出構造研究—利益葛藤、調整、協力を中心に」 『社会科学論集』 第 20 卷第 1 号, pp. 35-61)  
 임혁백 .1994. 『시장, 국가, 민주주의』 나남  
 (イム・ヒョク백 .1994. 『市場・国家・民主主義』 ナナム)  
 전국농민단체협의회 .1992. 『제 14 대 총선에 앞둔 정당초청 농어촌공약 토론회 자료집』 전국농민단체협의회  
 (全国農民団体協議会 .1992. 『第 14 代総選挙に先立つ政党招聘農漁村公約討論会資料集』 全国農民団体協議会)  
 최태욱 .2006. 『한국 FTA 정책의 정치경제』 미래전략연구원  
 (チェ・テオク . 2006. 『韓国 FTA 政策の政治経済』 未来戦略研究院)  
 한농연 .2014. 『한농연』 한국농업경영인중앙연합회  
 (韓農連 .2014. 『韓農連』 韓国農業經營人中央連合会)  
 『농협조사월보』 (『農協調査月報』)  
 『조선일보』 (『朝鮮日報』)  
 『한겨레』 (『한겨레』)  
 국가법령 정보센터 (國家法令情報センター) <http://www.law.go.kr>  
 민주화운동기념사업회 (民主化運動記念事業會) <http://db.kdemocracy.or.kr>  
 전국농민회총연맹 (全國農民會總連盟) <http://www.ijunnong.net/ver2010/>  
 중앙선거관리위원회 (中央選舉管理委員會) <http://www.nec.go.kr>  
 통계청 국가통계포털 (統計庁・國家統計ポータル) <http://kosis.kr>  
 한국농업경영인중앙연합회 (韓國農業經營人中央連合會) <http://www.kaff.or.kr>

<英語>

Alley, Sean and John Marangos. 2006 'A Comparative Political Economy Approach to Farming Interest Groups in Australia and the United States' *American Journal of Economics and Sociology* 65 (3), pp. 497-524  
 Bae, Yoo-il et al. 2012 'Civil Society and Local Activism in South Korea's Local Democratization' *Democratization* 20 (2), pp. 260-286  
 Kim, Chi-wook. 2010 'South Korea's Business Sector and the Transformation of the ROK-US Alliance: A Case Study of KORUS FTA' a paper for *Influence and the Role of Domestic Stakeholders on the US-RoK*

*Alliance Workshop* Seoul, February 22  
 Orden, David et al. 2009 'Determinants of Farm Policies in the United States: 1996-2008' World Bank Agricultural Distortions Working Paper No. 81  
 Pijnenburg, Bert. 1998 'EU Lobbying by ad hoc Coalitions: An Exploratory Case Study' *Journal of European Public Policy* 5 (2), pp. 303-321  
 World Trade Organization <http://www.wto.org>

【インタビュー・データ】

1. 対象団体：韓国農業經營人中央連合會  
 インタビュー日時：2016年5月13日  
 場所：韓国農業經營人中央連合會本部（ソウル特別市松波区）  
 回答者：ハン・민스（한민수）政策調整室長
2. 対象団体：全国農民會總連盟  
 インタビュー日時：2016年9月6日  
 場所：全国農民會總連盟本部（ソウル特別市龍山区）  
 回答者：イ・ジョンヒョク（이중혁）政策部長

- 1 農業従事者を主たる構成員とし、生業としての農業を営む上での利益獲得や相互扶助を目的とする団体について、日本では「農業者団体」と表現することが多い。しかし本研究の対象となる韓国では当該諸団体を「農民団体(농민단체)」と呼ぶことが多いため、本稿では「農民団体」の表記に統一する。
- 2 『朝鮮日報』2013年9月4日付。
- 3 韓国の農民諸団体が貿易自由化に反対してきたことを示す資料としては、韓農連(2014, p. 4) や、全農ウェブサイト [http://ijunnong.net/ver2010/introduce/int\\_04.php](http://ijunnong.net/ver2010/introduce/int_04.php) を参照(2016年11月6日閲覧)。
- 4 農家に市場価格に基づいた農業生産・農産物販売を行った上で、所得保障措置として政府が補助金を農家の銀行口座に現金を直接振り込む制度。従来の価格支持政策に比べ、農産物の市価を歪曲しないため、WTO体制下ではこの制度が推奨されている。
- 5 政府文書などでは非関税措置(Non Tariffs Measures)との表記が多用されるが、本稿ではより広く膾炙した表現である非関税障壁との表記を用いた。
- 6 以下、UR合意の内容についてはWTO [https://www.wto.org/english/thewto\\_e/that/e/tif\\_e/fact5\\_e.htm](https://www.wto.org/english/thewto_e/that/e/tif_e/fact5_e.htm) を参照(2016年9月15日閲覧)。
- 7 作山(2006)は、農地として開拓されてからの歴史が浅い米豪にとって、農地を自然の景観や機能の一部と位置付ける主張は理解を得られる性質のものではなかったと指摘している。
- 8 UR合意は非関税障壁の関税化にあたり、先進国に6年、発展途上国に10年の猶予期間を設定した。韓国が経済協力開発機構(OECD)に加盟し、先進国として扱われるようになるのは同合意の3年後である1996年であったため、韓国は同合意では途上国としての扱いを受けた。
- 9 1993年当時、韓国の全農家159万戸のうち、耕地面積が2ha以上の農家は14万戸に満たず、全農家の9割以上が耕地面積2ha未満という、米豪はもとより、西欧諸国に比べても零細な経営規模にとどまっていた。国家統計ポータル [http://kosis.kr/statisticsList/statisticsList\\_01List.jsp?vwcd=MT\\_ZTITLE&parentId=F#SubCont](http://kosis.kr/statisticsList/statisticsList_01List.jsp?vwcd=MT_ZTITLE&parentId=F#SubCont) (2016年11月18日閲覧)。
- 10 注9に同じ。1993年時点では、全国約159万戸の農家のうち、132万戸以上が稲作に従事しており、コメが農産物生産に占めるプレゼンスは圧倒的ともいえた。
- 11 注9に同じ。なお、2014年時点においても全国約112万戸の農家中59万戸以上が専業であるなど、韓国農家の専業傾向は長期的に変化していない。
- 12 国家法令情報センター <http://www.law.go.kr/IsInfoP.do?IsiSeq=5864&ancYd=1> 参照(2016年5月26日閲覧)。以下、同法条文の内容は本ウェブサイトの掲載内容より翻訳の上、転載した。
- 13 1994年当時のレートで約2兆円。
- 14 『朝鮮日報』1994年1月9日付。
- 15 『朝鮮日報』1994年4月2日付。
- 16 この点については、政策執行主体である農水省自身が、農林水産省(2009)において、明確な数値目標を設定することなく緊急特別対策を執行したことを認めている。
- 17 自民党農林部会員であった谷津義男は、政界引退後、当時の同党では、衆議院で過半数割れていることからくる焦りが強く、農民団体の意向を受け入れようという意見が支配的であったと証言している。『朝日新聞』2015年11月12日付。
- 18 ただし、2004年に同税は10年間の延長手続きがとられた。
- 19 『朝鮮日報』1993年12月16日付。
- 20 NH <http://www.nonghyup.com/Html/Nhnonhyup/Ustatus/Organization/Organogram.aspx> (2016年11月18日閲覧)。
- 21 NH中央会の機関誌である『農協調査月報』の1990年11月号は、UR交渉をめぐる各国農民団体の主張を紹介するなど、URに対する強い関心を示した。
- 22 1993年当時の韓国農協法の原文は国家法令情報センター <http://www.law.go.kr/IsInfoP.do?IsiSeq=6650&ancYd=19930306&ancNo=04541&efYd=19930306&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000> を参照(2016年10月10日閲覧)。
- 23 JAグループはUR合意に先立ち、衆参国会議員を対象として、コメ関税化への賛否を問う記名式アンケートを実施し、その結果を公表した(吉田修2009)。言うまでもなくこのアンケートは、次期総選挙において現職議員が農業票を得るうえでの踏み絵の役割を果たすものであった。
- 24 ロッチデール原則については、生活協同組合のウェブサイト <http://jccu.coop/about/history/> に詳しい(2016年10月10日閲覧)。なお、この原則ゆえ、協同組合であるJAが政治活動を行うのは、世界的には著しい例外である。
- 25 『朝鮮日報』1993年3月5日付、および同年3月6日付。
- 26 同じく略称が全農であるJAの経済事業の全国組織・全国農業協同組合連合会とは無関係である。
- 27 本論文では便宜上、全国農業後継者協議会という名称で活動していた時期についても、現行団体名の略称である韓農連を用いることで表記を統一した。
- 28 韓農連 <http://www.kaff.or.kr/introduce.organization?page=8> (2016年11月18日閲覧)。
- 29 2016年9月に全農本部にて筆者が行ったインタビューより。
- 30 全農 [http://ijunnong.net/ver2010/introduce/int\\_03.php](http://ijunnong.net/ver2010/introduce/int_03.php) (2016年11月18日閲覧)。
- 31 『朝鮮日報』1994年3月6日付。
- 32 2000年代の米韓FTAが主たる事例になるが、Kim(2010)は、全国経済人連合会を始めとする経営者諸団

体は、声明文の発表やレポートの刊行、政策提言の公表、署名活動による大衆認知の拡大によって国内世論喚起を図る一方、貿易相手国の経営者団体とも協調し、情報交換を図るなど、国境を越えた活動を展開することで、貿易自由化を推進する役割を果たしたと指摘している。

- 33 2016年9月に全農本部にて筆者が行ったインタビューでも、全農のイ・ジョンヒョク政策部長は、「コメは韓国農業の魂（魂）である」という言い回しで、その象徴的な意味を強調した。
- 34 『朝鮮日報』1994年4月23日号。
- 35 ソウル大学の学生会メンバーらが貿易自由化を収奪的政策と敵視し、これに反対していた点についてはユ・ジェチュン（1990）に詳しい。また、2016年5月に韓農連本部にて筆者が行ったインタビューにおいても、韓農連のハン・ミンス政策調整室長は、1990年代当時は学生活動家が積極的に農民団体のデモに参加していたと回顧している。
- 36 『ハンギョレ』1994年4月9日付、『朝鮮日報』1994年4月9日付。
- 37 『朝鮮日報』1993年11月27日付。ただし、この政府側の答弁における「コメ開放」の意味は曖昧であり、高率の関税による保護を以って「コメ開放を回避した」と解釈することも可能であった。
- 38 『朝鮮日報』1993年12月16日付。
- 39 1992年大統領選挙で敗北した後、政界引退を宣言し、公的な役職には就いていなかった。
- 40 大衆経済論についてはキム・デジュン（1969）を参照。
- 41 2016年9月に全農本部で筆者が行ったインタビューより。
- 42 中央選挙管理委員会 <http://www.nec.go.kr/portal/subMain.do?menuNo=200176>（2016年11月21日閲覧）。
- 43 民主労総に加入する産別組合の組合員数は50万人を超える。
- 44 民主化運動記念財団 <http://db.kdemocracy.or.kr/main;jsessionid=899A3A1613CEAE0AAA81C7E896FAEF49>（2016年11月21日閲覧）。
- 45 『朝鮮日報』1994年7月18日付。
- 46 2016年5月に韓農連本部にて、および2016年9月に全農本部にて、それぞれ筆者が行ったインタビューより。

## Characteristics and Influence of South Korea's Farm Lobby A Case Analysis on the GATT Uruguay Round Agreement

Akio NAWAKURA (Meiji University)

This study asks why farm lobbies in South Korea have been less influential on trade liberalization of agricultural products than other developed economies such as Japan focusing on the GATT Uruguay Round Agreement in 1993. While previous studies have pointed out structural factors such as centralized presidential system for that reason, this study focuses on the farm lobbies' strategy. When the government of South Korea ratified the Agreement, two major farm lobbies of The Korean Advanced Farmers Federation (KAFF) and the Korea Peasants League (KPL) allied. The alliance mobilized tens of thousands of protest-

ers for street demonstrations and it impressed public opinion how the Korean farmers were angry on free trade. When they lobbied governmental officers and lawmakers, however, the two groups did not ally and acted individually without any realistic planning. While the KAFF ran in elections of local assemblies for political influence, the KPL tried to found its own political party. Because of the absence of mutual cooperation, they fell down on minor actors in the lobbying stages. This strategy made them less influential and gave the government a lobby-free environment to pursue pro-free trade agricultural reform.

## 書評 大西広著『中成長を模索する中国—「新常态」への政治と経済の揺らぎ』 (慶応義塾大学出版会、2016年、200頁)

服 部 健 治 (中央大学大学院)

### はじめに

本書は慶応義塾大学経済学部教授の大西広氏を中心に8名の研究者による共同執筆の研究書であり、中国研究では定評のある慶応義塾大学東アジア研究所の3年間にわたる研究プロジェクトの成果である。

大西教授は、統計データを駆使し実証的な研究を進め、中国経済の分析において、しかもマルクス経済学の立場から近年次々に学術的成果を上げている。大西教授のもとに以下の方々が執筆に携わった。瀬戸宏撰南大学外国語学部教授、徐一睿専修大学経済学部准教授、澤田英司九州産業大学経済学部講師、房建南京安生外国語専修学校経済学講師、駒形哲哉慶応義塾大学経済学部教授、白石麻保北九州市立大学外国学部教授、矢野剛京都大学大学院経済学研究科准教授。

本書はサブタイトルに“「新常态」への政治と経済の揺らぎ”と提示されているように、最近の中国経済の分析書には珍しく、政治と経済の両面、あるいは政治と経済の絡みを考察し、習近平政権の改革の全体像と今後の見通しについて述べている。「政治」の揺らぎを「経済」の現状評価から説明するという点が本書の最大の特長である」と述べているごとく、政治と経済の相互振動を前提に解明する手法は近年では珍しい。そもそも本来なら中国分析とは「政治」においても「経済」の解明が不可欠であり、「経済」の評価においても「政治」の動向分析は必要である。中国の政治・経済

の両面の「揺らぎ」を研究しているのが、本書の特色であろう。

### 構成と各章のトピック

前述したように、本書は政治と経済の両側面から中国経済を把握しようとするがゆえに、最初の序章と最後の補論のほかに、本論は第I部と第II部に分かれ、第I部では政治の課題、第II部では経済の諸問題を取り扱っている。各章の題目と執筆者は以下の通りである。

序章 高成長から中成長への移行に伴う中国の模索 (大西)

第I部 胡錦濤から習近平への中国政治の揺らぎ

第1章 薄熙来の「重慶モデル」とその失脚をどう評価するか (瀬戸)

第2章 地方統制—政治選抜トーナメント方式について (徐、澤田)

第3章 地方財政の土地開発利益依存と脱却への模索 (徐)

第II部 高成長から中成長への中国経済の模索

第4章 企業内賃金格差の是正が課題となる時代へ—労働者の賃金観の変化に関するいくつかの調査結果 (大西、房)

第5章 中国「社会主義市場経済」の性格と構造—工作機械産業における競争的国有企業の役割に注目して (駒形)

第6章 投資依存型経済からの脱却と「中所

得国の罫」－2部門最適成長モデルによる分析と予想（大西）

第7章 B R I C sが模索する新しい国際秩序（大西）

補論 中国計画経済システム下での企業行動の特徴－分権的意思決定に関する実証分析（大西、白石、矢野）

中国政治の「揺らぎ」を扱う第1部では、3つの章の中でより詳細に分析されている。重慶市党書記薄熙来が試みた「重慶モデル」の分析は第1章、中国政治を支えるとともに、現在の政治動向の「揺らぎ」の一つのファクターである地方政府の問題に関して、幹部登用システムでは第2章、そして地方財政問題は第3章で扱っている。

政治の「揺らぎ」を踏まえて、「中成長」を模索する中国経済を論じる第II部では、「労使関係、企業システム、マクロ、国際経済関係というように段階的に上位のレベルに向かってそれぞれの模索を分析する。」としている。経済分野の最初の章である第4章では緻密なアンケート調査に基づいた労働者意識の実態を論じ、第5章ではキャッチアップ型工業化の一部を担っている工作機械産業の役割を分析している。第6章では「マルクス派最適成長モデル」に基づき、投資依存型経済からの脱却の難しさとゼロ成長の予測を試み、第7章では巨大化する中国を筆頭とする新興国の国際的なインパクトを論じている。最後に補論では毛沢東時代が「国家資本主義」だとする論調を計量経済学的な推計作業によって補強しようとしている。

## 序章の概観

序章は本文各章で論述する内容が凝縮したものであるとともに、本書の特色をこの序章に凝集している。本書をつらぬくキーワードは「揺らぎ」であり、序章の中で簡潔にまとめられており、本文である7つの章はその解説でもあり、立証であるとも見なすことができる。

序章は3つの柱からなっていると考える。第一に政治、第二に経済のそれぞれの「揺らぎ」を概説し、三番目に現在日本の中国経済研究者の間で真摯に討議されている「国家資本主義」の問題に触れている。

第一の柱は現実の中国政治の「揺らぎ」であるが、それは習近平政権が推し進める「政治改革」に起因し、その鍵は「毛沢東の再来」＝「毛沢東回帰」と把握する。より具体的には、「習近平の現路線は、単なる偶然ではなく、悪徳資本家と腐敗官僚から民衆が権力を取り戻す、そうした課題が歴史の表面に浮上してきていると見なければならぬ。」と現政権を“歴史的構造変化”の過程にあると位置づける。

著者が指摘する中国政治の「揺らぎ」のポイントは3つある。第一のポイントは、“歴史的構造変化”との関わりである。行政組織、経済規模、さらに大衆の意識までもが肥大化、多様化、多角化する中で、現状はかつてのような中国共産党が絶対的な権力を保持できた時代とは異なる。それが「中規模」の権力と称される姿で、その政治過程での構造的な変化を「揺らぎ」と表している。

第二のポイントは、「毛沢東回帰」との関係である。著者は中国社会を「資本主義」と見るがゆえに階級対立が存在し、習近平政権が目指す最終的な“打倒”の対象は、民間の超高額所得者であると考えられる。だが、当面は政府内部の腐敗官僚の排斥＝「反官僚」（悪徳資本家はこれに結びついている）である。これこそ毛沢東時代から続く、大衆の支持を得るための伝統的な政治手法であった。ところが、習近平が、重慶の為政者であった薄熙来のやり方と違うのは、薄熙来は文革期同様の形態で「大衆行動としての毛沢東主義」と実施したのに比して、習近平は「大衆行動なき毛沢東主義」を実行しているとする。いずれにしても「毛沢東回帰」は、改革・開放以降の政権が担った政治手法と違ったものであり、その違いこそ「揺らぎ」といえる。この指摘は鋭いと考えられる。

第三のポイントは、「政治改革」の問題である。習近平政権は当然にも「西側民主主義」を否定する。では「政治改革」の本質は何か。それは「廉潔」＝「反官僚支配」の実現に尽きる。そこに大衆を動員するのが「政治改革」であり、著者は「大民主」の復活の可能性も指摘する。その政治手法の一面の表れが、「中華民族の復興」というスローガンに関連すると推察しているが、もう少し納得いく説明が必要ではないか。

次に第二の柱として、政治の「揺らぎ」の背景にある経済の「揺らぎ」を解説する。著者は、中国経済は「特殊」だと論じ、その理由は計画経済時代のような国家の介入はしてはならぬ、同時に先進国ばりの市場化も進めてはならない、とする中間的な状態のためであり、これを「ベスト・ミックス」と呼んでいる。しかし、2015年からその内容が大きく変化してきた。

ひとつは中国経済発展の中心基軸であった投資主導の政策が限界にきていることである。リーマンショック以降、先進国への輸出が打撃を受け、内需主導型成長へ転換を迫られて、4兆元の財政支出でやり過ぎしたが、いまや「投資国家予算依存」は限界にきている。それが「新常态(ニューノーマル)」というスローガンに具現しているとみる。投資依存を転換し消費主導型への指向であり、「高成長」から「中成長」への変更である。これが経済の「揺らぎ」の第一として指摘されている。

そうした低成長の時代においては、賃金の上昇が緩慢になってくる。そうなる企業内部の「幹部」と「一般労働者」の間の賃金格差が問題視されて、賃金の格差是正がホットな話題になると論じている。

二つ目は、これは非常に斬新でユニークな指摘であるが、人の問題を提起していることだ。中国人の生活態度と言っているか、社会生活での考え方、気性といったことである。「そもそも中国が現在抱えている社会問題の多くは「やり手」という点では立派であっても、それが行き過ぎて法律

を守らない人間のあり方、何があっても「問題ない(没問題)」といていい加減にやる、という態度から生じているように思える。」と論述している。近年発生した社会の諸問題、天津での大爆発、小笠原諸島でのサンゴ密魚等の事例を挙げ、この「やり手」こそ「人心刷新」が問われ、「民衆は悪くない」というこれまでの論調の修正を問うている。「やり手」とは傍若無人、浅薄軽佻、無謀といった態度を指し、これも経済の「揺らぎ」の別の側面と考えている。

第3に、さらに深刻なのは地方政府の財源問題である。経済成長率の低下＝「中成長」への変化の過程にあっては、税収入が伸びない状況に陥るが、土地使用権譲渡収入(土地開発利益)に依存する地方政府の打撃は深刻である。また、地方政府は資金調達を融資プラットフォームなどの債務に深く依存しており、債務残高の拡大を防ぐには十分な税源の確保が求められている。地方政府の財政問題の痛手は中国経済の「揺らぎ」の大きな要因であることは間違いない。

政治の「揺らぎ」と経済の「揺らぎ」を説明したあとに、「国家資本主義」か「私的資本主義」か、といったホットな話題を論じている。

中国政府は90年代初めから自国の体制を「社会主義市場経済」と捉えているが、大西氏は「現状を「社会主義」と規定しなければならないという政治的要請を受けて、その議論の正当性を図ることだけがマルクス経済学に期待されていたということになり、これはまったく中国のマルクス経済学が政府の御用理論として機能していたことを意味してしまう。」と鋭い指摘を加えている。大西氏はマルクス経済学の理論面での進展を図るべく、中国社会主義の生成・発展の過程に対しても真摯な分析作業を担ってきたことは知られている。彼の論調によると旧ソ連・東欧・毛沢東時代の中国は「国家資本主義」であり、改革・開放以降の中国は「私的資本主義」と規定している。さらに「現在の中国資本主義は正真正銘の資本主義

であり、それは日本やアメリカなどの資本主義より何十年かの遅れはあっても同じ分析方法で研究できる」と喝破する。

その一つの要素は「国有企業」の捉え方である。なによりもそれは実体的に「私企業」であり、「国有」の名のもとに「国家独占」を行っているとみる。国家との不当な癒着による企業集団の腐敗に対して行う「現在の反腐败闘争はマルクス経済学的には歴史的な必然性」と断言する。

毛沢東時代を「国家資本主義」、鄧小平時代を「私的資本主義」と把握する論点は、現行の中国経済のシステムを「国家資本主義」であるかどうか論議している日本の中国経済学界とも異質であり、ましてや中国の経済学界では自国体制を「国家資本主義」と根本から見なしていない。それゆえに大いなる論議が期待されるところである。

## 各章のポイント

### (1) 第1章

本章は重慶モデルの紹介と薄熙来事件の本質の解明である。2012年重慶は揺れた。遂に同年9月には07年11月から重慶市党委書記だった薄熙来が失脚した。マスコミをにぎわせた一連の重慶での事件は「薄熙来事件」と呼ばれるが、そこには「中国の将来に関わる重要な内容が含まれている」と著者はみる。つまり、「薄熙来事件は、改革開放30年の一掃結として、中国共産党内部に深刻な路線対立があることを明らかにした。…この路線対立は解消されたわけではなく、その後も潜在している」と結論づける。この結論は説得力がある。重慶モデルの特徴の第一は、「民生十条」「共富十二条」にみられる如く民衆の生活重視にあり、第二は“唱紅”（革命歌を歌う運動）と“打黒”（黒社会取り締り）である。そこには改革開放後の矛盾を是正し、胡錦濤政権の和諧社会建設の具現化という側面もあった。だが、“打黒”の対象は国有企業部門の腐敗でなく、ほとんどが民間企業者だと指摘するが、その解明がもう少し欲

しかった。

### (2) 第2章

本章では中央政府の地方政府に対する二元的統制モデルを分析している。著者のいう二元的統制とは人事任命権と財源再分配権を指し、アクセルとブレーキの役割を果たしていると例える。この例示は分かりやすい。アクセルの機能とは人事統制権で「政治選抜トーナメント」方式とも言われる。地方官僚の経済開発などの成果をもって昇進を競わせるもので、このやり方は経済成長に寄与したとみる。ブレーキは中央財政を強化しマクロコントロール機能を高めるために、1994年に導入された分税制である。分税制とは中央と地方政府間の税収区分の透明度を高め、財政収入の区分を明確にする予算管理体制のことである。「中央集権と地方分権の混合体制」とみるこの二元的統制モデルは調整と競争の共存システムになりうると結んでいる。

### (3) 第3章

本章では土地使用権譲渡に依存した地方政府の財政システムを考察するとともに、土地使用権譲渡がもたらす地方政府間の収入格差の実態を解明している。地方政府の財政収入において土地から得る収入は、土地・不動産関連税金の税収部分と土地使用権譲渡の非税収部分に分かれる。非税収部分とは、日本の特別会計に当たるもので「政府性基金予算」と呼ばれ、予算外予算の性格を有し、47項目中36項目が地方政府所管である。地方政府予算収入のなかでも地方政府所管の政府性基金収入の比率は7～8割と高く、さらに地方政府性基金収入の中で土地使用権譲渡収入が常に8割前後を占める。土地使用権譲渡の方策は「以地養地（土地による土地関連開発資金を捻出）」という理念に基づき80年代からあったが、94年の分税制改革以後、財源の地方政府への移譲が進展し、2006年からは完全に移行した。その結果、土地使用権譲渡に依存した地方財政システムは、都市化の進展とも相まって省間の財政収入格差をもた

らした。この章の土地使用権譲渡の分析は優れているが、地方政府間の格差は複合的な要因があるのではないかと考える。

#### (4) 第4章

本章で興味を引くのは、著者の一人である房建氏が2013年8月に中国のある製鉄企業の正社員にアンケートを行った分析である。380枚のアンケートの回収率は93.4%、回答した労働者の平均年齢は41.33歳、男性が80%であった。全般的に言えることは、多くの労働者は企業内の賃金格差が拡大していると感じ、賃金格差や幹部層の高報酬に不満を持っていることが分かった。一般労働者は賃金格差の最も主要な要因は職務区分にあると考え、昇進の決定要因が不透明だと判断し、幹部層の仕事能力もあまり高くないと見なしている。さらに重要なのは労働意欲の問題で、幹部との過大な賃金格差を縮小することが労働者の労働意欲を高めることが分かった。非常に貴重なアンケート調査であり有益である。

#### (5) 第5章

本章は中国の「社会主義市場経済」の性格を分析する中で、目下話題となっている「国家資本主義」の議論をまとめ、キャッチアップ工業化の事例として工作機械産業を考察している。駒形氏は中国の社会主義市場経済を「大衆資本主義を包摂する国家資本主義」と把握し、キャッチアップ工業化に対応する中国固有の仕組みと捉える。中国の産業は国家統制による独占的川上部門と市場経済の競争的川下部門の垂直的構造にあり、川下部門が経済成長を担い川上部門の需要を喚起する。こうして国家主導の資本蓄積のもとキャッチアップ工業化を達成すると考える。その典型例として、今や世界第一位の生産額を誇る工作機械産業がある。それは川中部門に位置し国家独占と市場競争の両面のメリットを活かし、さらにコスト競争力を活かして輸出拡大を図っていると分析する。望むらくは、もう少し中国工作機械産業のもつ特殊性と普遍性をまとめてほしかった。

#### (6) 第6章

本章は学術的に最も知的刺激を受ける箇所であり、大西氏らの研究グループが開発した「マルクス派最適成長モデル」を適用して中国経済の膨大なデータを駆使し解析したものである。マルクスの「再生産表式」を基礎に投資財と消費財の2部門の生産関数を設置し、各経済主体の成長過程において、総資本（資本ストック）と総労働（投入労働力人口）の2部門への分配比率（資本労働比率）がいかに最適化するかを見るものである。この分析方式は、経済成長プロセス（つまり資本蓄積過程）の効率化（最適化）を取り扱うラムゼイ・モデルと相似するが、2部門の設定は独自である。投資生産部門の長期にわたる縮小過程にあって「最適資本労働比率」が到達するのは2033年と推計した。この年が中国経済のゼロ成長に当たるとなると、GDPは日本の約5倍と予測されるものの、あらゆる事態が深刻化する。そのためこの推計は衝撃的であるので、より一層の説得力ある解明が待たれる。

#### (7) 第7章

本章では中国を筆頭とする新興国の台頭が国際秩序に与える影響を論じている。まず人口規模の大きさは経済成長の足かせで無くなって来ている実態を述べ、次にAIIB（アジアインフラ投資銀行）の設立は日米中心の既存の国際秩序への挑戦と捉え、さらに国際的に経済力を拡大させているBRICsと先進国との対抗は、レーニンの『帝国主義論』で述べた先発帝国主義と後発帝国主義の拮抗と見る。その意味で国際政治も「揺らぎ」が進行していると判断している。Gゼロの時代は了解するも、現在の国際政治を20世紀前半の時代と類似するのはやや早計と判断する。

#### (8) 補論

補論では毛沢東時代＝「国家資本主義」とする見解を補強するアプローチを披瀝している。具体的には計画経済期においても、国営企業は利潤の最大化でないと企業としての最適化行動を

採っており、地方政府も国営企業の最適化行動を支援する方策を取っていたことを分析した。

## まとめのコメント

### (1) 党組織

中国政治の「揺らぎ」を薄熙来事件、中央政府の地方政府に対する二元的統制モデル、土地使用権譲渡がもたらす地方政府間の収入格差の3つの問題から解明しているのは、妥当性があり説得力がある。また、「歴史的構造変化」を指摘し、「毛沢東回帰」、「政治改革」の本質に迫ることも「揺らぎ」の解明に連動していると考えられる。ただ、今後解明が待たれるのは、中国共産党組織のもつ性格と構造である。人民を領導するエリート集団として自明の権限を有している根拠は「前衛主義」にある。三権の上に君臨し、超法規的な政治組織の存在自体が「揺らぎ」の発行体でないか。

### (2) 「中成長」

本書のもう一つのキーワードは「中成長」である。確かに「投資国家予算依存」は限界に来ており、投資依存から消費主導型への転換の指摘も明確であるが、そもそも経済成長率が近年低下していったマクロ経済学的な要因分析が一章でも必要ではなかったか。リーマンショックなどが与えた外在的要因の解説はもちろんだが、中国経済が直面する「規模の経済」のジレンマ、外部経済・外部不経済の拡大、市場の失敗、巨大な地下経済、需給ギャップ、国家管理の金融制度、不完全な課税制度、「クズネッツの逆U字型仮説」等々にメスを入れることが肝要と思われる。

### (3) 「国家資本主義」

大西氏は毛沢東時代を「国家資本主義」、鄧小平時代を「私的資本主義」と理解するが、計画経済時代を「国家資本主義」と言えるか疑問である。土地を含めた生産手段は国家所有（全人民所有）であったので、その意味で「国家」という言葉は理解するも、資本主義＝市場経済の基盤である需給関係に基づく価格の自由化は存在していなかった。まさに国家設定の公定価格制度であり、企業

の利潤獲得のための価格引き下げ、そのための生産性向上は実現しなかった。モノ不足経済はソ連を崩壊させ、中国に市場経済を導入させたのではないか。

(2017年3月10日)

## 書評 唱新著『AIIBの発足とASEAN経済共同体』 (晃洋書房、2016年、214頁 +参考文献5頁)

西川博史 (北海商科大学)

### はじめに

本書は、「アジアの世紀」の到来を加速させるにちがいない「ASEAN経済共同体」とAIIB（アジアインフラ投資銀行）の意義を著者の観点から論じたものである。著者によれば、この二つは「ダブルエンジン」となって、東アジア地域経済圏の構築における歴史的転換点になるとしている。

こうした分析視角から、本書は、以下のような7章によって構成されている。第1章 ASEAN経済共同体と新興国際秩序の胎動、第2章 ASEANの新興国化と「東アジアトライアングル」の形成、第3章 AIIBとASEAN金融協力、第4章 中国とASEANの経済連結性、第5章 大メコン圏開発とCLMV諸国の経済成長、第6章 ASEAN経済地域統合と新興市場の実態、第7章 ASEAN新興市場と日本企業の課題、である。各章にはそれぞれ「むすびにかえて」という小括が置かれているので、各章独立した一つの論文としてみるができる。

以上の本書の構成を「ダブルエンジン」という観点から区分すると、「ASEAN経済共同体」について論じているものが圧倒しており、AIIBに関する章は第2章と第3章である。著者からすれば、「アジアの世紀」の到来を推進する主エンジンは「ASEAN経済共同体」ということになろうが、この点に注目して、本書をみていこうと思う。

著者は、「ASEAN経済共同体」の歴史的経過

及び組織理念、国際環境を踏まえて、このアセアン地域経済の形成にとって、「東アジア地域包括的経済連携（RCEP）」（新興国主導のFTA及び広域サプライチェーンの構築）と地域における政治的緊張関係の緩和（「ASEAN地域フォーラム（ARF）」、「東アジアフォーラム（ERA）」等の設置）が大きな意義を有したとされる。もちろん、著者は、これらの機能に関して、「課題」や「限界」を指摘しつつ、このためには、「ASEANの経済力、政治力、調整力」が問われるとしている（28頁）。だが、読者からすれば、先ず、地域経済圏の形成ということの意義を詳細に論じておく必要があったのではないかと思われた。そうでなければ、その「問題」や「限界」がどのような意味において、重要であるかがよく分からないからである。例えば、先進国主導の通商秩序と新興国主導の通商秩序が異なるとして（相異の具体的な意味を論じてほしいという思いもあるが）、著者によれば、この二つの通商秩序は競合的なものではなく、先進国と新興国にとって選択的であるという。ということは、両者があいまって地域形成を促進することを意味するのか。また、選択しうる秩序であるということは、将来的にはそれらが「大合流」の潮流を形成すること（真の意味でのグローバル化）を意味し、その前段階としてアジア地域経済圏があるということなのか。世界統一市場の形成過程にあって、それに至る一過程としての東アジア経済圏の形成をめぐる「ASEAN経済共同

体」が存在するという事なのか。もう少し明示的であるべきだという思いが残るところである。

## 1 アセアンの経済的成長

「ASEAN 経済共同体」について、著者が指摘している特徴点を見てみよう。アセアンでは、域内における工業間分業化が進展し、輸出構造も高度化し、この経済共同体の域外依存が大きく低下していると指摘している。東アジアにはきわめて独立性のある単一の巨大な経済圏が成長しているというのである。先進国主導の通商秩序に従う必要性のない経済圏が成長してきており、アジア・太平洋地域に限定して考えると、先進国主導の TPP 経済圏は東アジア経済圏にとって副次的な要因であるといっているようである。

第5章、第6章は、この地域経済圏の実態を考察し、いかなる経済成長を示しているかを提示している。事例として取り上げられているものは、大メコン圏開発による CLMV（カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム）の経済成長と中間層・富裕層の台頭を示唆するものとしての都市化の進展と観光市場の拡大である。

まず、前者の経済成長の意義について、著者の指摘することを追ってみよう。メコン川は中国のチベット自治区と雲南省を経て、ミャンマーとラオスの国境、タイとラオスの国境を下り、カンボジアを突っ切って、ベトナム南部に入り、南シナ海に注ぐ全長 4800 キロメートルの国際河川である。1992 年にアジア開発銀行 (ADB) 主導の「大メコン圏開発プログラム (GMS)」(2004 年には、タイ・ベトナム・ミャンマー・ラオス・カンボジアと雲南省・広西チワン族自治区の 5ヶ国 2 地域の開発枠組みが成立) が実施されるに及んで、「メコン地域」は「戦場から市場」への歴史的転換を開始した。この「メコン圏開発プログラム」は (2011 年までに 56 のプロジェクトを実施、投資総額は 150 億ドル - うち、ADB = 51 億ドル、関係国政府 = 43 億ドル、その他国際機関 56 億

ドル - に達する)、ASEAN 内部において相対的に後発国であった CLMV 諸国の支援策としての役割を果たし、2000 年頃には、ベトナムは大きな経済成長を実現し、CLM 諸国も順調な発展を示している。

著者によれば、このプログラムは、「ASEAN デイバインド (ASEAN 内の経済格差)」の解消に大いに寄与したとされる (130 頁)。また、このプログラムにおいて、1980 年代半ばから外国資本の導入を背景にして工業化をスタートさせたタイが積極的な役割を果たした。タイは、GMS 開発プログラムに則した国境経済圏構想や産業の国際競争力強化の観点から、周辺国との経済協力を強化しつつ、広域経済圏 (国境経済地区の総合) の形成に取り組み、これに呼応した周辺国も積極的にタイからの投資を受け入れて、新たな産業集積地を創出し、新たな生産ネットワークを構築した。

後者の都市化の進展と観光市場の拡大については、「ASEAN 経済共同体」の急成長がもたらした中間層・富裕層の着実な集積の結果であると指摘される。こうしたなかで、高い都市化率を保持しつつ、産業と人口が集中する大都市が形成され (欧米とは異なる都市形成であった)、「大衆消費社会 (社会の広範な層において同一種類あるいは類似の消費財・サービス消費される社会)」を迎え、それに伴う消費者行動の変化が顕著に現われはじめているという。

その端的な事例が観光市場の急成長であった。著者によれば、アセアンの観光産業は、外貨収入、雇用・企業の創出、インフラ整備による社会生活の向上などを促進する、貿易や投資と並ぶ域内の経済成長を支える重要な要因の一つに成長してきた。こうしたなか、統一的な域内観光市場を作り上げる戦略が各国で動き出し、地域経済統合に大きな役割を果たした。観光には、国外に観光に出ていくアウトバウンドと海外観光客を国内に受け入れるインバウンドがあるが、アセアン域内

では、この二つの形態が相互に作用しあって展開され（域内観光はアセアンへの観光客数のほぼ半分を占める）、域内各国の観光資源整備が域内経済をさらに成長へと導き、それが所得上昇・富裕化を促進して、いっそう投資拡大を誘うという好循環を創出しているとされる。

## 2 中国とアセアンの連繫

著者は、「アジア化するアジア」という概念（35頁）を援用して、中国とASEANが形成する経済圏においては、この経済圏それ自体が生産・消費の巨大な単一市場となっており、投資市場もほぼ域内で完結しているという。これまでみてきた「ASEAN共同体」の成長は、中国からの直接投資、巨大な市場の提供、開発援助なくして実現されるものではなかった。中国・アセアン間に、自由貿易協定、各種の首脳会議・閣僚会議、大メコン圏経済協力プログラム（GMS）、「中国・ASEAN博覧会」、「広域北部湾（トンキン湾）経済協力フォーラム」などの枠組み（114頁）が作られ、その下で、貿易・投資間にみられるように（93-112頁）、中国・アセアンの強力な経済連結性が生み出されていった。先に指摘した「ダブルエンジン」という観点からすれば、中国経済の発展はこの「ダブルエンジン」に供給される「燃料」であった。

次いで、このアセアン市場をめぐる各国とりわけ日中韓の競合関係が考察され（各章においてこの問題に論及されているが、第7章がこれにあてられている）、中国とアセアンの経済的連携の強化を指摘される。アセアンとの関係が長く、早くから多くの企業が進出した日本の位置についていえば、特に中国からの追い上げを受けて、貿易関係においても、資本投資においても、その「存在感が低下」しつつある。こうしたなか、アセアン各国は、域内市場の確保のみならず、世界市場への輸出拠点として成長してきているが、それは中国向け輸出拠点としてアセアンの重要性を増大

させつつ、アセアン域内の産業間統合を促進して、アセアンそれ自体が中国との経済連携を基礎にした欧米に向けた輸出拠点になる可能性を示唆するとされる。著者によれば、日本とアセアンとの関係では、「日本の東アジアにおけるアブソーバー機能が低下しつつある」（104頁）だけではなく、アメリカと連携した日本の対中警戒心及び牽制政策（アセアンを舞台とした中米の駆け引きの激化への便乗、価値観外交を盾にした拒絶反応、TPPを利用したRCEPに対抗する中国包囲網政策など）によって、中国とアセアンの経済協力を阻害するものとなっており、アセアンにおける中国の存在感の重要性に関心を寄せるべきであるとされる。

ところで、もう一つの「エンジン」であるAIIBの役割については、設置間もないことから、経過と「展望」が述べられる。著者によれば、中国主導のAIIBが「エンジン」として機能しはじめた理由として、中国の世界金融秩序への挑戦というよりも、「ASEAN経済共同体」の形成を受け止めることができなかったアジア開発銀行（ADB）や北東アジア開発銀行（NAADB）の「構想の挫折」があったとされる。AIIB設立の目的は、周辺の開発途上国、とりわけ「ASEAN経済共同体」のインフラ整備を支援して、その発展を促進することであったが、重要なことは、アジア債券市場育成イニシアチブ（Asia Bond Market Initiative: ABMI）にみられるアジア金融市場の欠点とされる債券市場を育成・強化することであった。AIIBには、こうした債券発行の主体として、インフラ・ファイナンス・スキームの育成や債券市場の発展に寄与することが期待されている。同時にまた、先進国主導の金融秩序と協力関係を構築してアセアンの域内金融協力や金融資本市場の拡大と活性化に大いに貢献するだろうとされる。

他方、中国の持続的な高度経済成長は、銀行業の大型化と国際化を促した。とりわけ政策銀

行としての国家開発銀行（CDB）が主導する国際的な金融協力が政策的に進められるなかで、「ASEAN 経済共同体」の資金需要に応じる中国主導の各種の国際金融機関が成立していった。こうしたなかで「中国・ASEAN 銀行連合体」といった対アセアン金融協力体制の枠組みができ、これをバックボーンに AIIB が設立されたのである。

このような中国の巨大な資金力と金融力を背景にしたアセアンの開発資金供給体制は、さらに中国・アセアン海上協力基金及びシルクロード基金と連携して、「一帯一路」戦略構想を実現する重要な任務を担うものとして位置づけられている。著者は、これを「東アジアトライアングル」の「西方シフト」と指摘している（『日本経済新聞』2016.11.11）。

### 3 コメント

以上、本書の概要を書評子の観点からまとめて紹介した。アセアンも、かつての中国と同じような経路を経て、「生産拠点」としての成長から「消費主導の成長」へと転換すると見込まれる（174頁）ことには評者にも異論はない。

本書に対する評者のコメントとして以下の3つの事項について述べてみたい。

第1は、国際通貨制度に関連することである。アメリカドルを基軸にした国際通貨制度に人民元はいかに対抗するかということである。通貨の国際的な存在感を計る指標を簡単にみても、①主要通貨の貿易決済額比率での人民元の地位はきわめて小さい（2014.4-15.3の比較；人民元1%、ドル41.6%、ユーロ36.6%、ポンド4.3%、円3.3%、その他13.2%）、②各国の政府や中央銀行が保有する外貨準備（為替介入や対外債務の支払い原資）のほとんどはドルである。こうした状況下で、人民元は国際通貨としての役割を果たすことができるだろうか。

AIIBについていえば、新聞報道によると、発足当初5-6年間の年間融資規模は、100-150億ド

ル、貸付対象国はアセアンを中心に「一帯一路」地域の諸国とされ、現在のところ、AIIB独自の案件は発動されず、世界銀行（WB）やアジア開発銀行（ADB）との提携融資が進展しているという。ドルでの貸付とドルでの返済が資金循環の基本にあるというのであれば、特に現状を大きく変化させることはない。AIIB融資に付随する人民元融資がどのようなメカニズムで、どのくらいの規模で、この地域に浸透していくか、それは予測がつかない。

中国との経済連携を基軸にした規模の大きい成長地域が経済のグローバル化によって世界経済に飲み込まれることはまちがいないが、そのことがそく人民元の国際化を促すわけではないだろう。本書では、人民元のSDRとしての意義を強調される。それは「人民元が国際通貨の一翼を担うこと」を意味しているとしても、商品の国際価格の安定と貿易の円滑な決済システムを通して、世界をアメリカ企業の障壁なき統一市場に作り替えるというアメリカの企図が挫折せしめられたことを意味するにすぎない。アメリカに代わって、今度は中国企業が東アジアを基盤にして、世界に統一市場を構築しようということなのであろうか。SDRを拡大することに未来の通貨体制の展望を託せるとしたら、なぜ、ブレトン・ウッズでケインズ案（バンコールという仮想通貨によって世界的な貿易均衡を図る）が抹殺されたかの意義を問うべきであろう。

第2は、「ASEAN 経済共同体」の発足がいかなる「地域統合」をもたらすかということである。世界の各国はこの地域への進出を企図しているが、本書が縷々指摘しているように、中国とアセアンの連繫強化を基軸にする「地域統合」はどのような経済圏なのだろうか。中国の成長果実を周辺国にもシェアすることによって、周辺国との経済圏を構築し、善隣関係を強めることをねらいとしているとしても、同時に、過剰投資に悩む国内産業の新たな市場開拓、対外投資の拡大、外貨

準備の運用多角化といった中国自身の経済的な思惑も込められているのではないだろうか。

著者は、この連携を「自由貿易=FTA」として総括される。だが、ASEANへの自由貿易の強要は、かつて「互惠性」と「共存共栄」を標榜して、東アジアとりわけ中国市場へ「自由で平等」なアクセスを要求したこととどこが異なるのだろうか。またいつも「富」の側に居なければならないとする強国の論理は、「自由貿易」をイデオロギー化して正当化している。ASEANの統合を前提としたAIIBや「一带一路」戦略は、「自由貿易が成長をもたらす」という「幻想」に振り回される「熱狂」にすぎないように思われる。その問題点は現在の深刻な世界の経済危機を見誤らせることにある。現在の経済危機は、資本主義の根底に存在する世界的規模での「過剰生産」に由来する。貿易自由化による安価な製品や労働力の「成長地域」への流入は、さらなる世界規模での供給過剰を意味するだけではないか。外需頼みの「輸出主導型」成長は過剰製品のたんなる場所替えにすぎないと思われてならない。

第3は、本書全体の構想に係わることである。「ASEAN経済共同体」は6億の人口を擁する経済規模(GDP)2兆5700億ドルの大きな経済圏(日本の2分の1、中国の4分の1)である。アセアンが「ダブルエンジン」を得たいま、7%の経済成長率を実現することは容易であり、こうした急激なアセアンの台頭によって、「改革開放」を経た中国がもう一つ生まれるということが懸念される。

本書には、こうした「懸念」はなく、あるのは将来に向けての「発展」が遭遇するであろう、「発展」のために解決されるべき「課題」である。「もう一つの中国が生まれる」ということはどういうことを意味するのか考えてみたい。「改革開放」初期の中国を身近に体験できた私にとって、現在、人々の生活が豊かになり、世界中の人々との交流が便利に可能になり、どこにいても世界のものに

触れることができ、交流を通じての文化の豊かさを満喫できるようになったことを大いに評価している。だが、その反面、資本主義世界(市場経済の世界、物質的豊かさだけを追求する世界等)がもたらしている多くの弊害も考えなければならない時代にあると感じている。こうした弊害を考慮して、来るべき世界に希望をつなぐとしたら、先発国も、後発国も、同じように抱え込んでいる格差問題や環境問題をいかに解決していくかを考えることだと思っている。これが今後の東アジア経済圏の目標であろう。

「成長のエンジン」には、これを加速するアクセルが必要であることはいうまでもない。しかし、このアクセルを踏み続けると、速度が上がり、これを調節する機能がなければ、エンジンとしての働きを十分に発揮させることはできない。つまり「エンジン」にはアクセルとそれを調節するブレーキが備わっていなければならないのである。「成長のエンジン」にアクセルとブレーキがなければ、その本来の機能を発揮させることはできない。こうしたことは、これまでの資本主義的経済発展の再検討を要請している。ピクテイを持ち出すまでもなく、資本主義の弊害は多方面にわたっており、その反省が求められている。こうした弊害は「企業の社会的責任」を問うだけでは何の意味もない。企業の不祥事は世界の至る所で日常茶飯事になっている。企業が社会的責任を果たせなくても、資本主義は厳然としてそのシステムを変更しようとはしない。

著者は中国出身の研究者である。釈迦に説法じみたことになるが、中国の古典『論語』に次のような句がある。「子曰く、不仁者は以て久しく約(貧困)に処(オ)らしむ可(ハ)からず。以て長く楽(富貴)に処(オ)らしむ可(ハ)からず。仁者は仁に安んじ、知者は仁を利す」(里仁2)。現代語訳では、「孔子の教え。心なき者(不仁者)には貧しい生活を長くさせてはならない。(きっと悪いことをするからである)。逆にまた豊かな

生活を長くさせてはならない。(驕って墮落するからである)。心ある者(仁者)は自分の境地(仁)のままに満足して生き、知ある者(知者)は己の境地の価値を社会に活かす」ということである。中国の「古典」には、こうしたアクセルとブレーキが数多く存在している。まさに、それはエンジンの機能を最大限に引き出すことができる宝庫であるということができる。

私は中国人をうらやましいと思うことが多々あるが、最大のことは、こうした「古典」を短時間に熟読しうることである。日本も漢字文化圏の一つではあるが、中国の「古典」を学ぶ上では、はるかに大きな言語上、文化上の格差がある。

こうした理念に基づいて、「ASEAN 経済共同体」と AIIB が節度ある(ブレーキを備えた)経済発展を実現することを期待している。

## 書評 金早雪著『韓国・社会保障形成の政治経済学—国家と国民生活の変革』 (新幹社、2016年、747頁)

松江 暁子 (国際医療福祉大学)

### はじめに

韓国は、1997年の経済危機（以下、IMF 経済危機）によって大量失業・貧困が生み出された。それまでの長期にわたる権威主義体制の下で経済成長を第一とした政策のなかで形成されてきた制度ではその状況に対処できないことがあらわになった。この時から2000年代初頭にかけて、韓国は社会保障制度を創設し福祉国家化した。2000年代初頭は、日韓においてエスピン・アンデルセンの福祉レジーム論による比較福祉国家研究への関心が高まるなか、韓国がいかなる福祉国家であるのかについての議論が展開された（金淵明2006）。

本書は、以上のような韓国の福祉国家成立前後の制度・政策の分析を行った研究は多くみられるが、それ以前、特に長期にわたる権威主義体制の下で経済成長を第一とした政策が展開された民主化以前の国民の生活と国民経済、それらに対する政策に関する研究は少ないことに着目している。そのような時期を対象に取り組みられた本書における研究は重要な意味を持つ。

以下では、本書の概要を整理したうえで、本書の意義といくつかの論点を提示したい。

### 本書の概要

本書は、問題関心と分析枠組みを述べた序章と本論4章および終章で構成され、終章のあとに、資料研究Ⅰ～Ⅳを置いている。

序章 国家・国民経済の形成・発展と生活政策

——研究の課題と方法——

第一章 「反共国家」の建設と生活政策

——「救護行政」の形成とその構造——

第二章 経済成長戦略と社会保障構想

——社会保障審議委員会研究室の挑戦——

第三章 生活ニーズの変容と「救護行政」の限界

——生活政策における〈公〉と〈私〉の複合構造——

第四章 「救護行政」の解体と「福祉国家への道程

——「民主化」と国家運営パラダイムの転換——

終章 韓国の「福祉改革」

——第二次大戦後の世界史における位置付け——

資料研究篇

——韓国・初期生活政策基礎資料の検証——

本書は747ページにもおよぶ大著である。ここで、本書の概要を整理してみたい。

### (1) 問題関心・目的・分析方法

韓国は1960年代、反共体制と独裁的な大統領権限という体制のなかで飛躍的な経済発展を遂げつつ、1980年代には民主化を、1990年代後半には経済危機を経験し、経済・社会・文化・生活のあらゆる領域に変化が見られていく。著者は、この間の韓国政府の国民の生活に対する政策実態やその政策のあり方を規定する要因、そして生活に対する政策が大きく変化する際の原動力は何かにか

関心をおいている。なぜならば、民主化以前の時期における国民生活の実態と国家の生活政策の実態については、資料的制約のために解明が難しく、研究蓄積がきわめて乏しい状況にあり、法や制度と実態的な政策運営との乖離がきわめて大きいためである。

以上のような問題関心を背景に、経済的には低い発展水準にあり、生活においては貧困が広く社会を支配しており、政治的には「反共」を掲げた強権的な独裁体制をとっていた韓国が、いかにして民主主義的な政治体制に基礎を置く福祉国家への変革を遂げることができたのかという問題を、一次資料に基づいて国民生活に対する国家政策の歴史的な展開を実証的にたどる作業をつうじて検討してみること、そして民主化期に実現された変革の大きさと意味を問うとともに、なぜ、そのような変革が可能であったのかについて明らかにすることを目的としている。

分析対象は、1960年代初めの朴正熙体制による軍事革命政権発足時から2000年代初頭の盧武鉉政権期までの生活に対する国家の政策である。社会保障という概念が政策思想や現実政策として存在していない時代も対象としており、その時代を含む生活に対する国家の政策を「生活政策」として定義している。そして盧泰愚政権（1988-93年）から盧武鉉政（2003-08年）を民主化期として捉えたうえで、民主化期に行われた社会保障制度の体系構築は、それ以前の生活政策の基礎となった政策発想と政策枠組みである「救護行政」の体系とは非連続であることを歴史的に実証しようとするものである。

## （2）本書の構成と概要

第1章では、1950 - 60年代に救護行政が整備されていく過程や政策的な構造、そしてその根底にある考え方を明らかにしている。この時期の国民生活に対する政策的関心は、あくまでも反共国家の建設と経済建設の推進のパラダイムに従属するものであり、その当時の生活政策のあり方は、

①救護への配分を極力制限する方法をとり、②救護の柱に、外国援助団体・家族や親族を据え、③政府は、対象者を労働能力のない者とある者に峻別し、④労働能力のない無依無託である者に施設・居宅救護の主に食糧による救護、⑤労働能力のある者には外国援助物資による食糧支援と地域開発事業への参加による救護を展開し、⑥〈私〉を〈公〉の分野に取り込む形で融合させ国の責任を最小化する、というものであったとする。これが救護行政であり、その後、社会保障制度が構築されるまで影響を及ぼしたとしている。

第2章では、政府が救護行政を一貫して維持しようとしていた一方で、その政府内部の研究機関である社会保障審議委員会研究室が1960年代から1970年代を通じて、救護行政（1950-60年）の枠組みによって国民の生活を支えることの限界性を指摘し、対抗的な提案を行っていったものの、大統領の独裁的な権限を基礎に密室的な場で行われる政策形成の枠組みを打破できなかった様子を描いている。

第3章では、救護行政は〈公〉と〈私〉をあいまいな形で融合させ、生活をめぐる公的な責任領域の確立を回避しようとした体制であったこと、その〈私〉である民間福祉団体が公的な政策不在を補うなかで活性化し自立性を持って活動を展開するようになっていったとしている。そして公的な政策責任の回避が続けられたのは、民間福祉団体の存在を活用してきたからであるとしている。

第4章では、盧泰愚政権から金泳三政権、金大中政権、盧武鉉政権を民主化政権とし、その間を通じた変革のなかで、救護行政の基本発想が廃棄され社会保障制度の構築が行われていく背景として、経済及び社会的前提条件が整ったことと、民主化を挙げている。特に民主化が市民運動の活動の場を開き、それらの政策提案の場への関与を可能とする政治のあり方へと変化させたことが、社会保障制度の体系構築の最も重要な契機であったと述べている。

終章では、朴正熙政権期での生活政策は、反共体制と国際的な経済市場のなかで自立的な国民経済の強化のための正当性確保という意義があり、ある意味で国際的な状況を受けていたと言えるものの、国際的な政策交流からは距離を置き、相互に影響を受けるというものではなかったとしている。それがグローバル化と国内における民主化、伝統的家族からの変化により、救護行政の枠組みから社会保障制度の体系構築へと移行していったとしている。

最後に資料研究篇では、韓国の初期の生活政策基礎資料の検証を行ったものであり、本書の生活政策を述べるための軸となる資料が紹介・分析されている。

## 本書の意義

### (1) 社会保障制度成立までの時期の歴史的事実研究としての意義

著者も述べているように、民主化以降、特に韓国の福祉国家化前後の政策に関する資料や研究は多数みられるが、民主化以前の国民生活の問題に対する政策に関する資料や研究は少ない。そのようななかでイ・ヘギョンはこの時期の政策論理を「先成長後分配」とした。それは、「最善の福祉は経済成長であり、最善の社会的セーフティネットは家族である」（武川、イ・ヘギョン 2006；45、47）という考え方である。経済成長を通じて所得増大を図ることが最善の福祉政策であり、それができない場合は家族が引き受けることを前提としていたのである（武川、イ・ヘギョン 2006；45、47）。さらに言えば、先成長後分配路線のこの時代は成長第一主義を標榜する体制であり、成長によって労働者を労働市場に吸収することを追求したのであって、国家として失業者救済の仕組みを持つことは想定していなかった。労働能力のない者については、可能な限り外国援助団体や民間支援団体による支援や家族の責任に任せ、国家の責任は最小限に抑えようとした。言い換えれば

福祉支出は非生産的で浪費的な支出（武川・イ・ヘギョン 2006；47）に他ならなかった。まさに本書で明らかにした救護行政は、先成長後分配の考え方を具体的に進める政策方法であったとすることができる。この時期の政策理念・展開の実際とその意味について当時の資料の分析をとおして明らかにしたことは、韓国の社会政策・社会保障研究の空白を埋める意義深い研究であると考えられる。

また、救護行政期の枠組みは、修正を加えながらも基本的には、その後の全斗煥政権（1981—88年）、盧泰愚政権（1988—93年）、金泳三政権（1993—98年）へと引き継がれていく。本書で明らかにされた救護行政の枠組みが引き継がれていく状況が社会保障制度の創設の遅れにつながったのであろうし、社会保障制度創設期の各制度の給付や救済の範囲・方法・水準の決定にも影響を与えたのではないかと考えられる。

したがって、社会保障制度成立前の国民の生活に関わる政策を明らかにすることを目的とした本書は意義ある研究である。さらに、時代的背景（反共、政府の正当性確保を重要視）から、当時の政治と国民生活とその関連政策に関する資料はかなり少ないなか、分析可能な信頼性の高い資料を発掘し、民主化以前の生活政策をたどる論証の過程において政治と国民の生活を結び付けてその資料を整理・分析したことの意義は大きく、韓国にとっても貴重な歴史的資料・分析とも言えるのではないだろうか。

### (2) 公的扶助における労働能力のある者への対処のあり方に関する歴史的研究としての意義

1997年代後半、IMF経済危機によって大量失業・貧困が生じ、救護行政で作られた生活政策のあり方は根底から覆されることとなった。経済危機によって労働市場には失業者を吸収する力はなかったし、頼りにした家族は核家族化が進み、失業した世帯員を吸収する機能は弱体化していた。そして救護行政のなかで導入された生活保護制度

では、大量に発生した失業・貧困に対処することはできなかった。このような状況の中で社会保険の拡充とともに、生活保護制度を廃止し普遍的な公的扶助である国民基礎生活保障制度（以下、基礎保障制度）を導入し、社会保障制度が構築されるに至ったのである。

韓国の社会保障制度の創設を決定づけた基礎保障制度では、経済危機の労働者の失業・貧困問題や金大中政権の生産的福祉という政策理念、市民運動の影響を受けて、全国民を対象とし権利性が明文化された。評者は、特に労働能力のある者に対して、生計給付（日本の生活保護制度の生活扶助に相当）の受給には自活事業に参加することを条件付けた、条件付給付を設けた点に特徴があると考えている。

その条件となっている自活事業は、労働能力判定を行い、労働能力が高いと判定されれば労働市場志向型事業、労働能力が中低程度である場合にはその労働能力に合わせた多様な自活動業となっている。特に自活動業は、労働市場を意識しつつも、自治体や社会福祉法人、社会的企業、一般企業を活用するなどして、職業教育や職業訓練、社会的に有用な仕事を中心とした雇用の場となっている。条件付給付は、市場だけでなく、国の公的部門での雇用創出だけでなく、官民連携を図りつつ、社会的な雇用創出と就労支援が一体となっている仕組みといえる。このことから、基礎保障制度の性格の特徴は、①受給対象は労働能力の有無で区別はしないが、②労働能力のある者の生計給付の受給には自活事業への参加が条件付けられ、③その条件の内容と担い手は多様であるとすることができる。

このような特徴をもつ制度を選択するに至ったのは、本書で明らかにされたように救護行政において国の政策不在のなかで民間福祉活動が活発化したこと、そしてそれらがその後福祉資源として根付いてきていたからこそであると考えられる。国家自体が貧困であった時代から労働能力の

ある者に対する自活に関する事業を続けてきた韓国的経験の連続的側面であるといえる。本書によって基礎保障制度導入以前の生活政策を、歴史的資料をもとに明らかにしたことによって、基礎保障制度において条件付給付という方法が導入され、またその担い手に多様な民間部門をいち早く取り入れることとなったその背景を明らかにしたといえる重要な研究である。

## 本書における論点

以上の本書の意義を踏まえたうえで、評者の関心に寄せて2つの論点を提示してみたい。

### （1）民主化と労働貧困層への対策のあり方との関連について

本書では救護行政の基本発想が廃棄され、社会保障制度の構築が行われていく過程において、経済的・社会的前提条件が整ったこととともに、民主化により広い活動範囲と強い影響力を持つこととなった市民運動が圧力となったとしている（第4章）。評者は、その民主化がどのように社会保障制度の体系構築に関わっているのかが1つの論点であると考えている。評者は、韓国の救護行政から「普遍性・権利性・体系性」を備えた社会保障制度（田多 2014）の体系構築には、経済（経済危機、就業構造）と社会（家族機能の弱まり）が直接的な要因となっており、どのような制度を選択するかというレベルにおいて民主化以降に力を付けていった市民運動が影響を与えたのではないかと考える。

またこれに関連して、救護行政から社会保障制度の構築の流れのなかでもっとも問題となり対策が必要となった層は労働貧困層であったといえる。つまり、IMF 経済危機の際に失業・貧困の当事者となった市民の存在が政策のあり方に影響を及ぼすことになったといえるのではないか。労働能力のある貧困層をいかにとらえ、その対処をいかなる考え方に基づき行っていったのか、という点に重点を置くことによって社会保障制度が構

築されていく過程にいかに関わっているのか、より鮮明にできるのではないかと考えられ、また、労働貧困層への政策展開に関する重要な論点ともなりうるのではないだろうか。

## (2) 社会保障の概念について

またもうひとつの論点として、社会保障をどのような概念として捉えているかという点が挙げられる。著者は、社会保障の概念として社会保障基本法の2014年現在の定義である「出産、養育、失業、老齢、障害、疾病、貧困及び死亡などの社会的危険からすべての国民を保護し、生活の質を向上させるうえで必要な所得、サービスを保障する社会保険、公的扶助、社会サービス」を用いている。その場合、気にかかる点が2つある。

まず第1に社会保障基本法の制定当時（1995年）の社会保障の定義は「社会保障とは、疾病・障害・老齢・失業・死亡などの社会的危険からすべての国民を保護し、貧困を解消し国民生活の質を向上させるために提供される社会保険・公的扶助・社会福祉サービス及び関連福祉制度」であり、2014年現在と対象とするリスクの範囲は異なるし、また貧困の解消から生活の質の向上へとその目的も変化してきている。本書は、救護行政から社会保障制度構築に向う歴史的展開について分析を行っているが、社会保障基本法の2014年現在の定義を用いることで、その間の変化が見えなくなってしまうのではないだろうか。第2に、その概念を用いることで社会保障制度の成立前史についての他国との比較や福祉国家についての議論の困難さを招く可能性がある。たしかに著者は「国際比較の方法についての議論は、機会を改めたい」（序章）と述べており、本書が国際比較研究の立場をとらないということであるかもしれない。しかしながら、終章では、救護行政から社会保障制度の体系構築に至る過程を国際的な政治・経済的構図のなかでとらえることを試みている。どの意味で福祉国家とするのか（あるいは社会保障とするのか）という共通概念を用いなければ、日韓比

較をはじめとする国際比較研究において示唆を得ることを難しくするのではないだろうか。

## おわりに

本書は、明確な問題関心のもとに見いだされていなかった資料を発掘し分析を行った大変精力的な、そして重要な研究であるといえる。それは韓国の社会保障制度の成立以前の姿を浮き彫りにしたという意義を持つと同時に、その社会保障制度成立前の状況を明らかにすることが、その後との非連続と連続が何であり、それがどのような背景によってもたらされるのかを示すことができる重要な研究であることを示している。本書が対象とした時期の社会政策に関する研究が少ない韓国国内の研究にも大きなインパクトを与えるに違いない。

## 〈参考文献〉

- 金淵明編、韓国社会保障研究会訳、2006、『韓国福祉国家性格論争』流通経済大学出版社。
- 武川正吾／キム・ヨンミョン編、2005、『韓国の福祉国家、日本の福祉国家』東信堂。
- 武川正吾／イ・ヘギョン編、2006、『福祉レジームの日韓比較』東京大学出版会。
- 田多英範編著、2014、『世界はなぜ社会保障制度をつくったのか』ミネルヴァ書房。

## 北東アジア学会第22回学術研究大会プログラム

月日	時間	内容	会場
10月8日	09:30-12:00	理事会	第一校舎3階131A教室
	14:00-17:45	全体シンポジウム「北東アジア国際関係の打開と発展－北東アジア国際関係の再認識」司会：若月章（新潟県立大学）	第一校舎3階131A教室
		報告者：中戸祐夫（立命館大学）、堀内賢志（静岡県立大学）、李熙玉（成均館大学校） 討論者：大西広（慶應義塾大学）	
	18:30-20:30	懇親会	レストラン「ベルサイユの豚」
10月9日	09:00-11:00	第1セッションA：企画セッション「中国東北経済を考える：成長減速の背景と今後の発展可能性」司会・趣旨説明：松野周治（立命館大学）	第一校舎2階121教室
		報告者1：柳沢遊（慶應義塾大学）「戦時体制下の大連工業」	
		報告者2：高屋和子（立命館大学）「中国の食糧戦略と東北農業」	
		報告者3：朱永浩（福島大学）「近年における東北経済の対外関係の実態と今後の可能性」	
		討論者：堀江典生（富山大学）、尹清洙（長崎県立大学）	
	第1セッションB：司会：佐渡友哲（日本大学）	第一校舎2階122教室	報告者1：海老原毅（富山高専）「胡錦濤政権期における中国の対日経済政策の分析--2002年から2008年までを対象として」、討論者：服部健治（中央大学）
			報告者2：前田幹博（早稲田大学・院）「知的交流による日中韓の地域協力--安全保障共同体と認識共同体の視点より」、討論者：小川雄平（西南学院大学）
			第1セッションC：企画セッション「東アジアの民主主義」司会：森川裕二（長崎大学）
	報告者1：裴始美（立命館大学）「「不通」から「疎通」へ--韓国の歴史教科書国定化問題からみる、青年と歴史、そして政治」		
	報告者2：張智程（京都大学）「政治はなぜ変わったのか--「労働問題」の選挙、社会運動における位置づけに関して」		
	報告者3：野口真広（早稲田大学）「選挙から見る東アジアの民主主義--2016年の日韓台--」		
	討論者：平野健一郎（東洋文庫）	第一校舎2階124教室	第1セッションD：韓国東北アジア経済学会からの報告を含む韓国語セッション 司会：川口智彦（日本大学）

月日	時間	内容	会場
10月9日		報告者1: 李チョンリム (延辺大学) 「『一帯一路』東北アジア戦略探索」、討論者: 李鋼哲 (北陸大学)	
		報告者2: キム・ジョンイン (中央大学校) 「東北アジアの排出権取引市場の台頭可能性」、討論者: 吉田央 (東京農工大学)	
		報告者3: 崔ドゥヨル (技術教育大学校) 「円安の近隣窮乏化効果」、討論者: 川口智彦 (日本大学)	
	11:10-13:10	第2セッションA: 司会: 唱新 (福井県立大学)	第一校舎2階121教室
		報告者1: 朴敬玉 (日本学術振興会) 「間島地域の農業構造と朝鮮人農民の生活実態」、討論者: 権哲男 (延辺大学)	
		報告者2: 権哲男 (延辺大学) 「北朝鮮の水資源利用現況と展望」、討論者: 三村光弘 (環日本海経済研究所)	
		第2セッションB: 司会: 若月章 (新潟県立大学)	
		報告者1: 陳洋 (東洋大学・院) 「日中国交回復過程における新聞の役割について -1964-1972年の朝日新聞における中国報道を中心に」、討論者: 海老原毅 (富山高専)	
		報告者2: 崔正勲 (立命館大学) 「北朝鮮の核の先制不使用宣言についての一考察」、討論者: 林亮 (創価大学)	
		報告者3: 竹村卓 (富山大学) 「東アジア・北東アジア和解の可能性を探る - ヨハン・ガルトゥング作朗読劇「ホーポノポノ『アジア・太平洋の平和』実践事例を通して」、討論者: 若月章 (新潟県立大学)	
		第2セッションC: 司会: 平野健一郎 (東洋文庫)	第一校舎2階123教室
		報告者1: 呉茂松 (慶應義塾大学) 「維権運動という公共空間」 討論者: 張智程 (京都大学)	
		報告者2: 野口真広 (早稲田大学) 「台湾人による地方自治構想の知的基盤としての近代的政治学 - 日本統治期植民政策の消化と応用の過程に注目して」 討論者: 小松寛 (早稲田大学)	
		報告者3: 王耀振 (南開大学・院) 「旅大回収期における天津の日貨排斥運動——天津商会を中心に」、討論者: 柳沢遊 (慶應義塾大学)	
		第2セッションD: 司会: 林堅太郎 (立命館大学)	第一校舎2階124教室
		報告者1: 縄倉晶雄 (明治大学) 「民主化運動の延長としての反自由主義運動 -1990年代韓国におけるウルグアイ・ラウンド農業交渉への反応」、討論者: 文京洙 (立命館大学)	
		報告者2: 金早雪 (信州大学) 「韓国・社会保障形成の政治経済学」、討論者: 坂田幹男 (大阪商業大学)	
報告者3: 吉川美華 (東洋大学) 「韓中国交正常化以降の韓国における帰還移民者の法的地位の変化 - 中国同胞を中心に」、討論者: 鄭光燮 (京畿大学校)			

月日	時間	内容	会場
10月9日	14:10-16:10	総会（昼食）	第一校舎3階131A教室
		第3セッションA：企画セッション「地域概念の再検討」司会：高橋和（山形大学）	第一校舎2階121教室
		報告者1：柑本英雄（実践女子大学）「EUのマクロリージョン」	
		報告者2：峯田史郎（早稲田大学）「東南アジア大陸部と中国におけるスケール間関係—メコン川流域の水資源開発を事例に一」	
		報告者3：中山賢司（創価大学）「自治体ネットワークによる北東アジアの地域形成」	
		討論者：森川裕二（長崎大学）	
		第3セッションB：司会：梁春香（東洋大学）	第一校舎2階122教室
		報告者1：曹海燕（東洋大学・院）「中国の観光ガイドが直面している問題及びその解決策に対する一考察」、討論者：正木聡（昭文社）	第一校舎2階123教室
		報告者2：鈴木純（富川大学校）、李勇澈（中部大学校）、韓学震（韓南大学校）「日韓の相互的国際関係における観光客の行動特性分析を通じた訪問決定の影響要因研究」、討論者：梁春香（東洋大学）	
		報告者3：金光林（新潟産業大学）「東アジアの姓氏関連文献に対する総合的考察」、討論者：権寧俊（新潟県立大学）	
		第3セッションC：司会：堀内賢志（静岡県立大学）	
		報告者1：堀江典生（富山大学）「ロシア労働市場の経済危機対応力」、討論者：道上真有（新潟大学）	第一校舎2階124教室
		報告者2：斎藤久美子（和歌山大学）「極東ロシア進出と企業会計」、討論者：堀江典生（富山大学）	
		第3セッションD：司会：孟若燕（慶應義塾大学）	
		報告者1：李晨（慶應義塾大学・院）、尹清洙（長崎県立大学）「中国の増値税改革の経済波及効果分析」、討論者：張忠任（島根県立大学）	第一校舎2階124教室
		報告者2：尹清洙（長崎県立大学）「アダム・スミスモデルから見る中国の儒仙仏思想」、討論者：松野周治（立命館大学）	
報告者3：千葉康弘（北東アジア研究交流ネットワーク）「北東アジアの開発金融協力の新展開」、討論者：唱新（福井県立大学）			

注：名誉教授の場合も当該の大学名のみを所属先として記した。

# 北東アジア学会会則

1994年11月27日 制定

## 名称・事務所

第1条 本会は北東アジア学会（The Association for Northeast Asia Regional Studies）と称する。

2. 日本海の各国における表記については各国語を尊重する。

第1条の2 本会の事務所は富山県射水市海老江練合1番2 富山高等専門学校岡本研究室内に置く。

## 目的

第2条 本会は日本海および日本海周辺諸国・地域に関連する社会科学、人文科学、自然科学における諸問題を研究し、もってそれらの諸国・地域の交流・協力と平和的發展に寄与することを目的とする。

## 事業

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 研究大会および部会の開催
- (2) 機関誌等の出版物の発行
- (3) 国内外の諸学会との連絡、交流・協力
- (4) 国内外の情報交換および共同研究・教育体制の整備
- (5) その他本会の目的にとって必要と認められる事業

## 会員

第4条 本会の会員は本会の目的に賛同する研究者とし、会員の種別およびその要件は次の各号の通りとし、その特典は別表の通りとする。なお、本会の目的に賛同する法人・団体を理事会の承認に基づき、賛助会員或いは特別賛助会員とすることができる。

- (1) 一般会員は会員のうち、その他の会員種別を希望しないまたはそれらの要件に該当しない者
  - (2) 学生会員は、大学院に在籍し、またはポストドク研究員等研究者として有給の定職に就いていない者で、学生会員となることを希望し、所定の手続きをとった者
  - (3) 優待会員は、65歳以上または所属機関を退職した者、かつ研究者として有給の定職に就いていない者で、優待会員となることを希望し、所定の手続きをとった者
  - (4) 海外通信会員は、会員のうち日本国外に生活の本拠があり、海外通信会員となることを希望し、所定の手続きをとった者
2. 会員種別は、会員が変更を申し込み、理事会の承認を得てはじめて変更される。ただし、学生会員、優待会員および海外通信会員がその要件を失ったことが明らかな場合ならびに理事会の決定による海外通信会員への変更はこの限りではない。

## 入会、退会

第5条 本会に入会しようとする者は、会員2名の推薦により本会に入会を申し込み、理事会の承認を得なければならない。

第6条 本会を退会しようとする者は、書面をもって退会を本会に通告すれば退会することができる。会費を2年間滞納した者は、理事会において承認の上、退会とみなす。

## 会費

第7条 会員は次の各号に定めるとおり会費を納入するものとする。賛助会員の会費は年額一口20,000円、特別賛助会員の会費は一口100,000円とする。

- (1) 一般会員は年額10,000円
- (2) 学生会員は年額5,000円
- (3) 優待会員は年額5,000円
- (4) 海外通信会員は当分の間、会費を免除する

## 組織と役員

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
  - (2) 副会長若干名
  - (3) 理事40名程度（そのうち若干名を常任理事とする）
  - (4) 事務局長1名
  - (5) 事務局次長若干名
  - (6) 会計1名
  - (7) 会計監事2名
2. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
  3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
  4. 理事は、理事会に拠り会務を処理する。常任理事は理事会が必要と認める業務を行う。
  5. 事務局長は、会務に伴う事務を統括する。
  6. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長が業務を行うことができない場合はその職務を代行する。
  7. 会計は、会務に伴う事務のうち、会費徴収、出納、会計等の業務を行う。
  8. 会計監事は、本会の会計を監査する。
  9. 理事会が必要と認めるときは、名誉会員・顧問をおくことができる。

第9条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 理事および会計監事は別に定めるところにより選出し、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、常任理事は理事の中から互選する。

第11条 本会は、国際的活動の推進のために国際諮問委員会を置く。

第12条 理事会が必要と認めるとき、各種委員会、地域部会を設けることができる。

### 会員総会

第13条 本会は毎年1回会員総会を開催する。

2. 臨時会員総会は、理事会が必要と認めるとき、または会員の2分の1以上の請求があるときに、開催する。

第14条 会員総会は、次の事項を協議し、決定する。

- (1) 事業報告
- (2) 決算
- (3) 事業計画
- (4) 予算
- (5) 役員選出
- (6) 会則の変更
- (7) その他会員総会で決定を必要とする事項

第15条 会員総会の議決は、出席会員の過半数による。

第16条 理事会は、会長が必要と認めるときおよび役員5名以上の求めにより開催し、会務を遂行する。

### 会計期間

第17条 本会の会計年度は、8月1日から翌年7月31日までとする。

2. 会計期間の呼称は、「〔当年西暦下二桁/翌年西暦下二桁〕年度」とする。

### 名称変更に伴う移行措置

第18条 当面、新名称と旧名称を併記して使うことを妨げない。

### 附則

1. この会則は、1994年11月27日から施行する。
2. この会則の変更は、会員総会の議を経なければならない。
3. この会則は、2007年12月9日から施行する。(学会名称の変更に伴う改正)
4. この会則は、2012年10月14日から施行する。(会計期間の変更に伴う改正)
5. この会則は、2014年9月21日から施行する(会員、会費、組織と役員の変更に伴う改正)
6. この会則は、2015年10月18日から施行する(事務所の所在地明記に伴う改正)

以上

## 『北東アジア地域研究』編集要綱

### 1 編集委員会

- (1) 編集委員会は、理事会で選出された委員で構成され、うち1名を編集委員長とする。編集委員長は、理事会において常任理事の中から選出する。編集委員長は編集委員の中から副編集委員長を指名することができる。編集委員長は、編集委員会を代表し、統括、招集する。
- (2) 編集委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

### 2 発行回数・編集

- (1) 発行回数は原則として年1回とし、必要がある場合には理事会の承認を得て、臨時に発行することができる。
- (2) 発行日は、原則として毎年5月末日とする。

### 3 原稿の受理・採否

- (1) 受理 編集委員会は、投稿された原稿が投稿規定および執筆要領に違反していないことを確認したうえで、投稿原稿を受理する。
- (2) 採否 研究論文・研究ノートの採否は、編集委員会が委嘱した査読委員の審査に基づいて編集委員会が決定する。査読委員は投稿論文1本につき2名とし、編集委員会が原則として学会員のなかからその都度委嘱する。査読委員の氏名は公表しない。
- (3) 書評および資料紹介等は、編集委員会が採否を決定する。

### 4 執筆要領

投稿規定・執筆要領は別途定める。

### 付則

- (1) その他編集・執筆に関して必要な事項は、編集委員会が定める。
- (2) 編集要綱の改定にあたっては、理事会の承認を得なければならない。
- (3) 本要綱は、2016年10月8日より実施する。

### 北東アジア学会理事会決定

2012年10月14日決定、2016年10月8日改正

# 『北東アジア地域研究』 投稿規定および執筆要領

## 投稿規定

### 1 投稿資格

投稿者は以下の条件を満たす者とする。

- (1) 本学会の会員である者
- (2) 本学会の主催または共催で招聘した研究者で、学会委員の推薦があった者
- (3) 本学会委員と共同執筆をする者
- (4) その他編集委員会が投稿を認めた者

### 2 原稿の種類

#### 2.1 研究論文・研究ノート

北東アジア地域研究に関連する論文であり、かつ実証的または理論的研究の成果として高度のオリジナリティと完成度を有するものであること。

修士課程在学中の会員にあっては、本学会が開催する学術研究大会もしくは地域研究会・サテライト研究会における報告と討議を経た論文であること。

#### 2.2 書評

北東アジア地域研究に関連するもの、もしくは会員の著作についての書評

#### 2.3 資料紹介等

北東アジア地域研究に関する資料の紹介、政策レビューなど研究論文に分類されないもので、研究論文に準ずる完成度を持つものであること。

### 3 査読

3.1 投稿された原稿は、審査のうえ掲載を決定する。審査は、研究論文については編集委員会の予備審査を経た後、編集委員会が依頼する2名の査読委員により審査を行う。その他の原稿は編集委員会において審査を行う。

ただし、第1項(2)の投稿については審査対象外とすることができる。

3.2 論文の審査項目は、I. 内容について ①資料の信頼性 ②文献吟味の妥当性 ③分析方法の妥当性 ④研究の独創性 II. 表現について ①用語・用法の適切性 ②図表の適切性 ③注記の適切性 ④文章表現の明晰性である。

### 4 執筆要領

執筆要領その他、原稿投稿に関する詳細は別に定める「執筆要領」による。

### 5 投稿手続

論文およびその他の原稿は、毎年11月末日までに編集委員会 (henshu-j@anears.net) 宛てに電子メールで送付する。

### 6 原稿の受理通知

編集委員会は原稿が投稿規定および執筆要領に違反していないことを確認し、受理通知メールを返信する。

### 7 受理後の取り扱い

7.1 原稿掲載の可否は、査読結果を踏まえて編集委員会が決定する。

7.2 査読結果は1月末までに投稿者に通知する。

7.3 編集委員会は、投稿者に原稿の修正を求めることができる。

7.4 修正原稿は、編集委員会において再度審査し、掲載の可否を決定する。

これ以後の修正は認めない。

## 8 校正

8.1 校正は、投稿者の責任において、原則として初校まで行う。

8.2 原稿の校正は、原則として誤植の修正に限る。校正段階での原稿の修正は原則として認めない。

## 9 著作権

本学会誌に掲載された著述の著作権は本学会に属する。

ただし著者が自身の論文等を、書籍等に転載することは妨げない。この場合、初出である本誌の掲載号とページを明記すること

## 10 二重投稿の禁止および研究者倫理規定の遵守

10.1 『北東アジア地域研究』は原著論文のための学術雑誌であり、二重投稿を認めない。

10.2 執筆者は論文の作成にあたり、日本学術振興会の研究者倫理規定を順守すること。以下のサイトを参照してください。「科学の健全な発展のために－日本学術振興会」<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

## 執筆要領

### 1 使用言語

日本語、中国語、韓国・朝鮮語、ロシア語のいずれかとする。

### 2 分量

論文：日本語、中国語、韓国・朝鮮語の場合は 20,000 字以内、ロシア語の場合は 7,000 語以内とする。研究論文には 200 語以内の英文サマリーと 5 つ以内のキーワードを添付しなければならない。英文タイトルとローマ字表記の氏名を明記する。

書評：7,000 字以内とする。

どの言語の研究論文・書評も本文は 10.5 ポイント(日本語の場合はMS明朝のフォント)を使用し、原則として出来上がりがA 4 版 15 頁以内に収まるようにする。

### 3 原稿の送付

3.1 原稿は、毎年11月末日(書評は1月末日)を締切とする。投稿の最初の段階では、査読における投稿者の匿名性を守るために、本文中には投稿者を特定する表現は避ける。謝辞や研究資金等の明示などは、掲載決定後、印刷用原稿の提出の際に加筆する。

3.2 原稿の送付先

[henshu-j@anears.net](mailto:henshu-j@anears.net)

3.3 原稿はWordの文書ファイルで電子メールに添付して送付する。

あわせて、氏名、所属、表題、原稿の種類(研究論文・研究ノート、書評、資料紹介等)、連絡先を明記した投稿票(形式自由)を提出する。

### 4 節、項のたてかた

1.

(1)

1)

2.

とする。適宜「はじめに」や「まとめ」などを前後につけても構わない。

## 5 図表について

### (1) 図表番号について

図表は、図1、表1という形でそれぞれの図表に一連の番号をつけ、半角を空けた後に図表のタイトルを明記する。図表は本文に入れる。

### (2) 図表のカラー表示の禁止について

印刷は原則としてモノクロとなるため、図表類の凡例なのでのカラー表示は避けて、印刷時にわかりやすい表示にする。またグラフの背景も「白」とする。なお学術上カラー印刷することに意義があると編集委員会が認めた場合は、カラー印刷にすることができる。ただし、その場合カラー印刷によって生じる新たな費用負担については投稿者の自己負担とする。

## 6 <注>について

注は、文末脚注とする。脚注番号は、下記の要領でアラビア数字とする。

・・・雇用調整<sup>1</sup>に関しては国際比較を含めてすでに多くの研究蓄積がある<sup>2</sup>。単なる引用箇所の明示の場合には、脚注とせず、文中に（権2012, pp.171-2）、（Volkov, 2002, p.31）、（Martin, 2006b, p.132）などと記入のこと。複数の文献を同時に記載する場合は、（Volkov, 2002, p.31 ; Martin, 2006b, pp.23-45）のようにセミコロンで区切る。

## 7 参考文献について

引用文献は、本文末尾に参考文献欄を設け、日本語文献は五十音順、その他の言語はアルファベット順に並べ、次のように記載する。

日本語文献の場合

書籍 著者名、発行年、『書名』、発行所名

論文 著者名、発行年、「論文名」『雑誌名』、巻号、pp— もしくは頁。

外国語文献の場合

書籍 著者名、発行年、書名（イタリック）、発行所名

論文 著者名、発行年、'論文名'、雑誌名（イタリック）、巻号、pp—。

中国語文献、韓国・朝鮮語文献は日本語文献に準ずること。それ以外の文献は、日本語、外国語のどちらかに近いほうに準ずること。

## 8 その他の注意点

### (1) 使用フォントについて

本文は、10.5 ポイント、日本語ではMS明朝 小見出し、図表タイトルは、MSゴシック、10.5 ポイントを使用する。

### (2) 英数字の表記について

2桁以上の数字（少数を含む）、英文部分は半角

### (3) 記号類の表記について

句読点および「」『』（ ）<> [ ] %などの記号類は全角にする。

英文中の（ ）は半角のままにする。

### (4) カタカナの表記について カタカナは全角で表記し、半角文字は使用しない。

## 9 書評について

書評原稿に含まれる内容は、次のとおりである。

### ① 本の著者名

- ② 本のタイトル（副題も含めて『』で括る。）
- ③ 発行所名、発行年、出版年（西暦）、総ページ数
- ④ 書評本文
- ⑤ 参考文献（必要に応じて）
- ⑥ 対象となる本の英文タイトル（投稿者が著者もしくは出版社に確認する。）
- ⑦ 書評者氏名および所属 書評の体裁は、研究論文に準拠すること。

#### 10 資料紹介等について

資料紹介、政策レビューなどの体裁は、研究論文に準拠すること。

2016年10月8日雑誌編集委員会決定

## バックナンバーのご紹介

### 『北東アジア地域研究』第22号（2016年9月発行）

#### 【論文】

「サブリージョナリズム分析の新しい潮流：ソフトな空間概念からのアプローチ」

柑本 英雄

「中国の地域発展戦略からみる『一带一路』」

穆 堯芊

「中国の食品安全に関する情報の非対称とその解決に関する理論的研究」

朱 美華・荒木 徹也

「東アジア地域の中間財における国際分業の進展」

金 丹・森 俊介

#### 【研究ノート】

「韓国における親環境農業政策—政府主導型環境農政の課題およびその含意」

縄倉 晶雄

#### 【書評】

坂田幹男著『グローバリズムと国家資本主義』

金 早雪

小松寛著『日本復帰と反復帰—戦後沖縄ナショナリズムの展開』

野口 真広

坂田幹男・唱新著『東アジア新興市場と地場産業—地方中小企業と東アジア経済再生—』

松野 周治

権寧俊著『歴史・文化から見る東アジア共同体』

詹 秀娟

**役員・理事会**

(常：常任理事 理：理事 会：会計監事)

会 長 常 大西 広  
副会長 常 今村 弘子  
副会長 常 若月 章  
副会長 常 松野 周治  
事務局長 常 三村 光弘  
事務次長 常 尹 清 洙

名誉会員 山村 勝郎  
名誉会員 藤田 暁男  
名誉会員 多賀 秀敏  
名誉会員 林 堅太郎  
名誉会員 坂田 幹男  
名誉会員 小川 雄平  
名誉会員 佐渡友 哲

常 高橋 和  
常 唱 新  
常 堀江 典生  
常 櫛谷 圭司  
常 川口 智彦  
常 岡本 勝規  
理 山田 一隆  
理 柑本 英雄  
理 大森 功一  
理 鹿島 正裕  
理 金 早 雪  
理 熊谷 明泰  
理 詹 秀 娟  
会 齊藤久美子

理 宋 涛  
理 高橋 正樹  
理 竹味 能成  
理 千葉 康弘  
理 張 忠 任  
理 辻 久子  
理 西川 博史  
理 野村 允  
理 服部 健治  
理 裴 光雄  
理 堀内 賢志  
理 宮島 美花  
理 梁 春 香

理 李 鋼 哲  
理 龍 世 祥  
理 中戸 祐夫  
理 BELOV Andrey  
理 蓮池 薫  
理 岡 洋樹  
理 道上 真有  
理 尹 明 憲  
理 小林 真  
理 新井 洋史  
理 五十嵐誠一  
理 高 龍 秀  
理 轟 博志

**事務局**

〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル13階  
公益財団法人環日本海経済研究所内  
電話 025-290-5545 ファックス 025-249-7550  
電子メール jimukyoku@anears.net/ ウェブサイト <http://anears.net/>

**編集委員会**

委員長 高橋 和 (常任理事・山形大学)  
委 員 櫛谷 圭司 (常任理事・新潟県立大学)  
委 員 裴 光雄 (理事・大阪教育大学)  
委 員 金 早雪 (理事・信州大学)  
委 員 宮島 美花 (理事・香川大学)  
委 員 海老原 毅 (富山高等専門学校)

## 編集後記

昨年、12月に当学会の初代会長の渋谷武先生がご逝去されました。渋谷先生は、冷戦終結後いち早く、冷戦期に断絶していた日本海を挟んだ地域の研究者との交流を進め、「環日本海国際学术交流宣言」を取り交わし、環日本海地域の交流を実践されると同時に、北東アジア学会の前身となった「環日本海学会」の設立にご尽力されました。環日本海学会発足当時の先生のご思想については、「協生の哲学—他者肯定・自者肯定の政治」多賀秀敏編『環日本海叢書 I 国境を越える実験』（有信堂、1992年）で明確に語られているように、「他者・自者肯定」の「協生」です。日中戦争、その後の冷戦によって分断線となってしまった日本海を、力ではなくお互いを、そして自然を含む共存の場として再生することが北東アジア地域の平和を築くという哲学は、現在においてもまだ緊張が続く北東アジア地域にとって貴重なご提言であろうと思います。

渋谷先生が新潟大学ご在職当時から続けられていた環日本海研究会は、1994年に環日本海学会となり、日本のみならず、韓国、中国、ロシアの研究者を含む国際的な研究者組織となりました。また研究領域も人文社会科学のみならず、自然科学など多様な分野に跨っています。さらに、この学会は、研究者のみならず、地方自治体の国際交流担当者など実務家も参加する組織となっています。渋谷先生は、この学会が、環日本海の交流が多様な価値が交錯し、お互いに認め合うという理想に向かっていくかどうか、この学会に関わっているあらゆる人々にとって現実を常に省察するための場として考えていたのではないかと思います。学会が発足してから20年以上経過しました。この間、この学会は何をしてきたのか、あらためて考える時期であることを考えさせられました。

『北東アジア地域研究』第23号では、急遽、渋谷先生の追悼特集を組みました。急なことにもかかわらず4本の論文を掲載することができました。どの論文にも北東アジア地域における平和の実現のためにご尽力された渋谷先生の想いを受け止め、受け継いでいく意思が滲み出るものであると感じます。

渋谷先生のご冥福を心よりお祈りいたします。

2017年5月

高橋 和

---

## 北東アジア地域研究 第23号

2017年8月31日 発行

編集発行 北東アジア学会『北東アジア地域研究』編集委員会

〒990-8560 山形市小白川町1-4-12 山形大学人文社会科学部 高橋和研究室気付

電子メール：[henshu-j@anears.net](mailto:henshu-j@anears.net)

印刷 株式会社なかに印刷

〒939-2741 富山県富山市婦中町中名1554-23

TEL (076) 465-2341

FAX (076) 465-2340

---

# Journal of Northeast Asian Studies

*Vol.23*

*2017*

---

## Memorial Issue for the First President of the Association for Northeast Asia Regional Studies, Prof. Takeshi Shibuya

The late prof. Takeshi Shibuya and the Northeast Asia Regional Studies TAGA, Hidetoshi .....	1
About the philosophy of “live and let live” based on “others affirmation/ self-affirmation” theory — In memory of Professor Takeshi Shibuya’s passing away — WAKATSUKI, Akira .....	5
Transnational movement and life of Korean-Chinese: Memorial to Prof. Takeshi SHIBUYA MIYAJIMA, Mika .....	16
European Grouping of Territorial Cooperation and the Danube River Region KOJIMOTO, Hideo .....	29
<b>Article</b>	
Characteristics and Influence of South Korea’s Farm Lobby: A Case Analysis on the GATT Uruguay Round Agreement NAWAKURA, Akio .....	40
<b>Book Review</b>	
OHNISHI, Hiroshi(ed.), <i>Adjusting Whole Social Structure to Economic Slowdown in China</i> .....	55
CHANG, Sho , <i>Start of the AIIB and ASEAN Economic Community</i> .....	61
Jo-seol KIM, <i>Political Economy on the Formation of Welfare Policy in the ROK : Changes in the Nation State and National Life</i> .....	67